

平成24年第1回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示..... 1
○応招・不応招議員..... 2



第 1 号 (3月8日)

○議事日程..... 3
○出席議員..... 5
○欠席議員..... 5
○出席説明員..... 5
○欠席説明員..... 5
○事務局職員出席者..... 5
○開会及び開議..... 6
○会議時間の延長..... 6
○会議録署名議員の指名..... 6
○諸般の報告..... 6
○会期の決定..... 7
○村長所信..... 8
○一般質問..... 15
 片 股 敬 昌 君..... 15
 鯨 江 満 君..... 21
 一 木 重 夫 君..... 27
 稲 垣 勇 君..... 37
 高 橋 研 史 君..... 45
 杉 田 一 男 君..... 56
 池 田 望 君..... 67
○散 会..... 71



第 2 号 (3月9日)

○議事日程	73
○出席議員	75
○欠席議員	75
○出席説明員	75
○欠席説明員	75
○事務局職員出席者	75
○開 議	76
○会議時間の延長	76
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○議案第7号から議案第9号までの上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○議案第11号から議案第19号までの上程、説明	103
○平成24年度予算特別委員会設置の動議	112
○予算特別委員会より報告	113
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	125

○議案第28号から議案第35号までの上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○散 会	136



第 3 号 (3月23日)

○議事日程	139
○出席議員	140
○欠席議員	140
○出席説明員	140
○欠席説明員	140
○事務局職員出席者	140
○開 議	141
○会議時間の延長	141
○諸般の報告	141
○議案第11号から議案第19号までの委員長報告、質疑、討論、採決	141
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○発議第1号の上程、説明、採決	144
○発議第2号の上程、説明、採決	145
○閉会中の継続調査の申し出	146
○閉議及び閉会	146
○署名議員	147



小笠原村告示第4号

平成24年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成24年2月24日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成24年3月8日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

不応招議員（なし）

平成24年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成24年3月8日（木曜日）午前10時開会

- 第1 議案第1号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第2 議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
- 第3 議案第3号 小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例（案）
- 第4 議案第4号 小笠原村情報通信基盤整備基金条例（案）
- 第5 議案第5号 小笠原村ふるさと寄附基金条例（案）
- 第6 議案第6号 平成23年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）
- 第7 議案第7号 平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
（案）
- 第8 議案第8号 平成23年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
（案）
- 第9 議案第9号 平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
（案）
- 第10 議案第10号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成
19年度～平成23年度変更）（案）
- 第11 議案第11号 平成24年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第12 議案第12号 平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第13 議案第13号 平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第13 議案第14号 平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第15 議案第15号 平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第16 議案第16号 平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予
算（案）
- 第17 議案第17号 平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第18 議案第18号 平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第19 議案第19号 平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

- 第 2 0 議案第 2 0 号 小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について (案)
- 第 2 1 議案第 2 1 号 奥村運動場の指定管理者の指定について (案)
- 第 2 2 議案第 2 2 号 ロース記念館の指定管理者の指定について (案)
- 第 2 3 議案第 2 3 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について (案)
- 第 2 4 議案第 2 4 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 5 議案第 2 5 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 6 議案第 2 6 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 7 議案第 2 7 号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 8 議案第 2 8 号 東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 9 議案第 2 9 号 東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 0 議案第 3 0 号 東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 1 議案第 3 1 号 東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 2 議案第 3 2 号 東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 3 議案第 3 3 号 小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 4 議案第 3 4 号 小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 5 議案第 3 5 号 東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 6 議案第 3 6 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画(平成 2 0 年度～平成 2 4 年度) (案)
- 第 3 7 議案第 3 7 号 東京都島嶼町村一部事務組合理約の一部を改正する規約について (案)
- 第 3 8 議案第 3 8 号 東京都後期高齢者広域連合理約の一部を変更する規約 (案)
- 第 3 9 同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任の同意について (案)
- 第 4 0 発議第 1 号 第 3 2 回オリンピック競技大会及び第 1 6 回パラリンピック競技大会の東京誘致に関する決議について (案)
- 第 4 1 発議第 2 号 議員の派遣について (案)

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	箭内浩彌君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課企画 政策室長	湯村義夫君
総務課企画 政策室副参事	柴垣佳久君	財政課長	今野満君
村民課長	斎藤実君	村民課副参事	村井達人君
医療課長	樋口博君	産業観光課長	渋谷正昭君
建設水道課長	増山一清君	建設水道課 副参事	篠田千鶴男君
母島支所長	江尻康弘君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	佐々木英樹君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐々木幸美君） ただいまから平成24年第1回小笠原村議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

- 議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、片股敬昌君及び3番、一木重夫君を指名いたします。

◎諸般の報告

- 議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

- 事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成24年2月24日付、小笠原村告示第4号をもって、本定例会の招集通知がありました。

また、2月29日付で議案38件、3月5日付で同意案件1件の送付がありました。

次に、小笠原村教育委員会教育長より、2月24日付で議会説明員の出席者通知がありました。

次に、村長より、2月27日付で議会説明員の出席者通知がありました。

次に、議長佐々木幸美君が村長とともに、12月19日に山口那津男参議院議員、松原 仁国土交通副大臣ほかへ、また12月20日に平井たくや衆議院議員、宮腰光寛衆議院議員、二階俊博衆議院議員ほかへ、また12月21日に金子恭之衆議院議員ほかへ陳情・挨拶に参りました。

次に、12月21日、議長佐々木幸美君が村長とともに、全国離島振興協議会、島嶼町村会、島嶼町村議会議長会合同会議による平成24年度離島振興関係国家予算獲得運動に参加しま

した。

次に、同日、議長佐々木幸美君が都町村議会議長会の役員会及び臨時会に出席しました。

次に、議会運営委員長杉田一男君が議長代理で、1月1日の海開き及び成人式、1月9日の消防団出初め式に議員3名とともに出席しました。

次に、1月13日、総務委員会委員長稲垣 勇君が議長代理で、議員3名とともに母島消防団分団の出初め式に出席しました。

次に、2月15日、議長佐々木幸美君が東京都町村会90周年記念講演に出席しました。

次に、2月16日、議長佐々木幸美君が島嶼町村議会議長会定期総会に出席しました。また同日、村長とともに第82回小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。

次に、2月17日、議長佐々木幸美君が島嶼振興公社運営委員会、東京都町村議会議長会役員会及び定期総会に出席しました。

次に、2月21日、議長佐々木幸美君が議員7名とともに、小笠原海運株式会社柴田常務取締役ほかと新造船建造に関する意見交換を行いました。また、同日、渡辺防衛副大臣へお礼・挨拶に参りました。

次に、2月22日、議長佐々木幸美君が議員7名とともに、第三管区海上保安本部、横浜海上保安部を表敬訪問しました。

次に、2月27日、議長佐々木幸美君が離島振興法改正・延長実現総決起大会、実現要望運動に参加しました。

次に、3月4日、副議長鯉江 満君が議長代理で都立小笠原高等学校卒業式に出席しました。

次に、小笠原村監査委員長谷部勝久君及び池田 望君より、12月16日付、1月25日付及び2月28日付で例月出納検査の報告、また2月10日付で定期監査結果の報告がありました。

以上でございます。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月8日から3月23日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は3月8日から3月23日までの16

日間と決定いたしました。

◎村長所信

○議長（佐々木幸美君） 次に、村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 平成24年第1回小笠原村議会定例会の開会に当たりまして、村政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年は、本村にとりましても大きな節目の年、流れが変わる時期となったのではないかと思います。念願であった世界自然遺産の登録がかない、観光客も増加をしています。海底光ケーブルの敷設により情報通信基盤が完成し、ITの活用については内地の水準に近づきました。老人ホームも本格稼働を開始しました。忘れてならないのは、3月11日の東日本大震災です。災害に対する備えについて大きな教訓を与えられました。

このような年に私も3期目を踏み出させていただくことになり、今後に向けては新たな方向性や取り組みに目を向ける必要性を感じております。また、平成26年度までには、村の総合計画も国の振興開発計画も改定しなければならず、この2年間はその準備作業が必要となります。

去る2月13日、岩手県一関市において世界遺産条約採択40周年記念式典が開催され出席してまいりました。これは平泉町世界遺産登録の認定書の贈呈にあわせ、被災地東北の応援になるよう岩手県で開催という運びになったようでございます。ユネスコからはイリーナ・ボコバ事務局長をはじめとして多数の方々が参加され、被災地の皆さんにエールを送っておられました。文化、自然の違いはあるものの、同時期に登録がなかったということで参席でき、国を越えての温かい気持ちに触れることができ、大変素晴らしいことでした。

翌日は、平泉町のご厚意により、陸前高田市を視察させていただきました。テレビで見た光景そのまま、旧市街は跡形もなく、瓦れきの山々がその被害の大きさを物語っていました。約1年がたとうとする時期に見た風景は、復興・復旧の作業がいかに大変なことか、住民の皆さんや行政にかかわる人々のご苦勞を思い、涙しました。遠く小笠原村にあってもこのことは忘れてならず、微力ではあっても、思いをはせていかなければならないと改めて感じたところでございます。と同時に、これからも地に足のついた村政運営を心がけねばならないと考えさせられました。

次に、政策課題ごとに申し述べさせていただきます。

平成24年度の予算編成に当たりましては、現行の第3次小笠原村総合計画及び小笠原諸島振興開発計画が基本となりますが、平成26年度以降も視野に入れた形で、方向性については、ある程度の修正を加えた予算案になっております。

平成24年度予算案では、「航空路開設及び航路の改善に向けた施策の推進」「集客対策事業及びエコツーリズムを基軸とした観光産業の振興」「自然環境の保全と活用並びに世界自然遺産登録後の施策の展開」「上下水道、浄化槽、道路、防災施設、防災道路等基盤施設の整備」「保健、福祉、医療、教育の充実」の5点を重点項目として掲げ、さらに「航空路開設推進に向けた新たな取り組み」「基本構想・基本計画及び小笠原諸島振興開発計画の改定作業を進めるとともに、その中で防災計画の見直しを行い、すべての人が安心して暮らせる村づくりを推進する」の2点を最重点項目として編成させていただいております。

振興開発事業におきましては、「村道改良」「簡易水道」「し尿処理施設」「浄化槽施設」「診療所運営」を継続事業として、「観光交流施設（奥村遊歩道兼避難道路）」「診療所建物（CT装置、エックス線装置）」を新規事業として計上させていただいております。

そのほか振興開発事業以外の予算につきましては、特に防災面の事業を強化してまいります。

一方では、厳しい財政状況を踏まえ財政の健全化にも意を注いでおり、歳入面では、来年度からのふるさと寄附金の募集の開始や排水使用料等の見直しを進めています。歳出面では、診療所・老人ホームについても本格稼働後の経費を見直し、前年度比で9%の削減をするなど、歳入増の努力、経常経費歳出削減の努力は継続しております。今後もこの取り組みはさらに強化していかなければならないと考えておりますので、議員諸氏のご理解をお願い申し上げます。

小笠原諸島振興開発事業におきましては、東日本大震災からの「復旧・復興枠」もあり、全体額で対前年比1.21倍計上されております。村事業では特に父島浄水場の移転に係る経費が大きかったところですが、そのほか保育園裏の遊歩道整備や、父・母両診療所のCT装置の更新、母島診療所のエックス線装置の更新などの事業を計上させていただいております。

なお、小笠原諸島振興開発特別措置法は、平成25年度末で法律の期限を迎えます。基礎的

な生活基盤は著しく進展してきたものの、まだまだ多くの課題が残っている上、新たな視点での小笠原振興を図る必要もございますので、残り2年ほどの中で法改正・法延長に向けた必要な調査、働きかけを行ってまいります。

私は、昨年9月の第3回定例会におきまして、交通アクセスの改善を最重要課題に位置づけ、航空路の開設については、「民生安定化のための自然環境に配慮した航空路の開設に全力を挙げて取り組みたい。今までとは違う、一步進んだ強いアプローチをすべき段階に入っている」と申し述べました。

それは本土返還以来、悲願として、多くの先輩方が航空路開設に向け、血のにじむような努力をされてきたことをこの目で見、ともに行動し、小笠原の航空路の開設がいかに難しいかを実感してきた私の思いでございます。昨年より、行政部、港湾局、村とそれぞれの担当による実務方の協議の場をつくり、情報の共有と課題の洗い出し、それらの解決方法等、意見交換を始めました。また、昨年後半に設けました「民生安定化懇談会」の有識者のご意見も参考にし、小笠原における航空路の開設に向け一歩ずつ進めてまいります。

航路の改善につきましては、東京都離島航路改善協議会において航路改善計画を策定しており、父島・母島航路の代替船は平成28年の就航を目途としております。また、東京・小笠原航路の代替船については、中期的な建造を目指すとされており、現在、関係機関と協議を続けているところでございます。今後は、この計画をもとに、特に父島・母島航路におきましては、運航会社や東京都、母島のアクセスを考える会等の関係機関と綿密な協議を重ねながら、村民生活の安定、乗船者の利便性を考慮した魅力ある航路として少しでも早く就航できるように計画を進めてまいります。

また、観光客の増加に伴い、おがさわら丸、ははじま丸ともに、従来に比べて村民の利用が不便になっている状況も出ており、そのような状況がしばらく続くと思われまますので、村民の皆様にも乗船券を早目に購入していただいたり、日程調整にご配慮いただくなどの対応をお願いするとともに、村としましては運航事業者と対応策について協議をしてまいります。

昨年の11月に村の防災計画の修正を行いました。主な改正点は、新たに「小笠原近海地震・津波防災対策推進計画」を策定したことであります。内容は、情報の発信と避難意識の向上、避難路・避難場所等の防災施設の整備、初動体制の確立であります。今後、この計画をもとに事業を進めてまいります。

平成24年度では、保育園裏及び高校への避難路の整備、旧高校跡地の避難施設の設計など

の避難施設の整備を進めてまいります。また、防災道路につきましては、この2月に来島されました小笠原諸島振興開発審議会の委員の皆様にも必要を説明させていただき、十分にご理解をいただいたと考えております。今後とも、引き続き東京都に対し要望活動を続けてまいります。

情報通信事業につきましては、本土との高速通信が可能になったことにより、インターネット、地上デジタル放送を7月より完全移行し、当村の情報格差の是正を図ることができたとともに、7月24日にテレビアナログ放送が停波されましたが、総務省の定める期限の平成27年3月までアナログテレビ放送を配信できる施設を整備し、激変緩和の措置に努めてまいりました。

また、村民の皆様からご要望のありましたNHKラジオ放送中継局の開局につきましても、現地調査も行われ、中継局の開局に向け準備が進められています。実現できれば、災害時等の情報収集手段として非常に有効なものになると確信しております。

携帯電話サービスにつきましても、高速通信網が利用可能になったことにより、当村より要望しておりましたソフトバンクが父島、母島でのサービスを昨年10月に開始し、さらに通話エリアを拡大するための調査を行っております。また、父島のみサービスであったa uにつきましても、母島でのサービス開始のため、現地調査を含めた準備に入っております。今後も引き続き村民の皆様へインターネット接続サービス及びCATV事業を安定的に提供できるよう努めてまいります。

硫黄島遺骨帰還事業は、平成23年度から国の特命チームのもとに事業を拡大して進める予定でありましたが、東日本大震災の対応や硫黄島での水不足の影響により、今年度は昨年12月と今年の2月の2回の実施でありました。来年度は全島調査の実施及びその結果に基づく収集作業を進めると聞いておりますので、小笠原在住硫黄島旧島民の会と連携しながら、国の事業に積極的に協力してまいります。

世界自然遺産についてであります。昨年6月、小笠原諸島が世界自然遺産に登録され、小笠原発の明るいニュースを日本の皆様にお届けできたこと、また村民の皆様と喜びをともに分かち合えたことを大変うれしく思っています。今後は、世界自然遺産に登録された貴重な遺産価値を、国、東京都などの関係機関と引き続き協力しながら、将来にわたって保全していくとともに、村の活性化につなげていくことが重要なことだと考えております。

環境省では、世界遺産センターの基本計画策定経費が来年度予算に計上される見込みであると聞いております。この基本計画の策定に当たっては、その内容や体制について、村と

しても積極的に要望し、自然環境の保全と村の活性化につながるよう、関係機関と協議を進めてまいります。

子育て支援策につきましては、平成23年から新たに村内の多くの方々からご協力をいただき実施しました児童環境ニーズ調査をもとに、「児童福祉ビジョン」の策定作業を進めております。今後、このビジョンに基づき、さらなる精査を行い、子育て環境の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、ソフト面でのサービスの充実はもとより、将来的な介護需要にあわせ施設サービスのあり方も検討してまいります。今後も高齢者の方々が住みなれた地域で最後まで安心して暮らしていただけるよう、介護保険の枠組みを基本としつつも、地域高齢者の実情に合った、柔軟なサービス提供の検討も進めてまいります。

保健衛生業務としましては、これまでの健康増進事業に加え、認知症サポーター養成講座、精神的な悩みを抱えた方々への心のケア等を実施してまいりましたが、さらに積極的に地域包括支援センターとしてのサポートを進めてまいります。また、平成24年度から高齢者への肺炎球菌ワクチンの助成も実施してまいります。今後も確実に一步一步、村民の皆様が健康で住みやすい環境づくりに配慮してまいります。

入国・在留する外国人が増加していることなどを背景に、自治体が外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっております。このため、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が国会で成立し、平成24年7月9日施行することとなりましたので、所要の準備作業を進めてまいります。

介護保険につきましては、法律により3年を1期として計画を定めることとされております。平成24年度から平成26年度にかけては、第5期の事業計画期間となり、保険料を定めるところでございます。被保険者数の少ない当村にとっては、給付の増減により保険料に影響を受けやすいこととなりますが、村民のご負担を考慮しつつ、前期計画とほぼ同額の保険料額の設定とさせていただきます。村民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

昨年3月に有料老人ホームを開設し、複合施設としては新たな診療所と合わせて1年が経過いたしました。現在、両施設での基礎的な運営体制を構築することに重点を置き、安定的な人員確保の方策や現状抱えている課題などに引き続き取り組んでまいりたいと存じます。また、高速通信網を利用した遠隔医療の可能性など、中長期的な視点で、新たな医療提供のあり方についても検討していきたいと考えております。いずれにしましても、村民

の方のニーズや利便性の向上、またそれにおこたえできる方策を模索しながら、複合施設が今後の新たな医療、介護の基盤施設として村民の方に寄与できるよう努めてまいります。

農業振興につきましては、平成21年度に小笠原村農業基本構想を刷新し、村が目指す農業経営基盤の強化に向けた目標を示すことができました。また、農業基本構想に即した農業経営を目指す意欲のある農業者については、平成22年度に認定農業者制度を導入し、現在11名の方が認定されています。今後も農業の認定農業者をはじめとする担い手支援・育成に努め、村の農業の中核として存分にご活躍いただける環境づくりを進めてまいります。特に、遊休農地を再活用するための支援策を新年度予算に計上させていただいております。また、農作物被害対策につきましては、野ヤギの全頭駆除を目指す環境省、東京都とも連携しながら、引き続き父島の野ヤギの駆除を実施してまいります。

水産業につきましては、村の水産資源を安定的に維持していくためのシマアジやアカバの種苗生産・放流等の事業委託や水産物生産・販売促進事業、離島漁業再生支援事業などの父島・母島両漁業協同組合への補助事業を継続的に実施しております。

一方で、この数年の魚価の低迷や燃料の高騰など、漁業を取り巻く社会的な環境は厳しいものがあることに加え、冬の季節風・夏の台風などの自然条件による出漁機会の制限は、よりその厳しさに輪をかけることとなっております。村としては、引き続きこれらの補助事業を実施するとともに、この補助事業を活用していただいてメカジキのブランド化を図るなど、両漁業協同組合や東京都とも連携しながら、より一層の水産業振興に努めたいと考えております。

観光振興につきましては、世界自然遺産登録以降、多くのマスコミやイベントで取り上げられ、小笠原諸島が広く内外に周知されることとなりました。その結果、ここ10年来、ほぼ横ばいで推移してきた観光客数が、7月から1月までの前年度との比較で58%の増となりました。特に閑散期であった10月以降の来島者数の底上げという観点からは、大きな効果がありました。今後は、この閑散期の底上げをいかに維持していくかが当面の観光振興における課題ではないかと考えております。

特に閑散期の観光客増は、旅行社によるツアーに支えられている部分が大きく、従来の客層に幅を広げる結果となっており、それだけ観光客のニーズが多様化し、それにこたえる観光事業者の負担が増えております。引き続き本土における小笠原村観光局の運営を行い、旅行会社への説明会やイベント実施等による個人への的確な情報提供を行ってまいります。また、観光客の観光動向をより正確に把握し、施策に活かしていくため、平成24年度も引

き続き観光マーケティング調査を実施してまいります。

さらに、世界自然遺産に登録されたことで、小笠原の自然環境がより注目されております。その自然を保全しつつ適正に利用していくために、引き続きエコツーリズムを基軸とした観光振興を推進してまいります。このエコツーリズム推進と島内受け入れ体制の充実を図るため、関係団体の支援を行うほか、エコツーリズム協議会の事業運営を充実させてまいります。現在、エコツーリズム推進法に基づく「エコツーリズム全体構想」の策定を進めるとともに、本年4月1日からは16名の登録ガイドが誕生することとなっております。

簡易水道事業につきましては、懸案であった扇浦浄水場移転事業の1次造成工事が終了し、平成24年度には本体工事に着手いたします。4年後の平成27年度供用開始に向け、移転事業を着実に進めてまいります。また、母島沖村浄水場の更新につきましても、平成24年度に基本設計が完了する予定です。今後は、それをもとに詳細設計に入り、平成27年度から更新工事を進めてまいります。

生活排水処理につきましては、下水道事業、浄化槽事業として、今後も老朽化した施設の更新や扇浦地区を中心にした浄化槽の整備を進めてまいります。また、汚泥処理につきましては、減容化を推進し適正な処理に努めてまいります。

学校教育におきましては、この4月から中学校が新しい学習指導要領のもとに授業のカリキュラムなど全面的に見直されます。基本的な考え方としては、学力・体力の能力が低下したことへの反省に基づき、学習内容や授業時間数が増加されました。教育の目標に新たに規定された内容として、「能力の伸長、創造性、職業との関連性を重視」「公共の精神、社会の形成に参画する態度」「生命や自然の尊重、環境保全」「伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和の発展に寄与する」ものとなっております。これらを実現するために各学校が取り組んでいけるよう努めてまいります。

次に、学校施設の整備についてであります。本年度に小笠原小・中学校の校舎と体育館、母島小・中学校体育館の耐震診断調査を行いました。その結果として、父島、母島の両体育館の耐震補強工事が必要になる見込みであります。最終的な決定は、評価委員会の審査を受け、その判断によるところになりますが、決定が下されれば、来年度はその実施計画を行い、平成25年度には父島・母島両体育館の耐震補強工事を実施することになります。

また、昨年度から実施しております小笠原小・中学校の校庭芝生化事業を9月までには完了させ、新しい芝生の校庭において小・中・高連合運動会を10月に開催できるよう努めて

まいります。工事完了後は、学校はもとより、校庭を利用される地域の皆様方とともに維持管理に努めていくことになっておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

社会教育関係におきましては、文化財の保護・活用等の文化財行政の推進に努め、また村内内外の関係団体などとの連携を深めるなど、社会体育、社会教育のさらなる充実を図ってまいります。

2月9日に開催されました全国町村議会議長会第63回定期総会におきまして、小笠原村議会が全国30町村と合わせまして全国町村議会議長会からの表彰を受け、2月17日開催の東京都町村議会議長会におきまして表彰状が伝達されたことのご報告を受けました。このことは、佐々木議長をはじめとする全議員皆様のご努力のたまものであり、心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。まことにめでとうございます。今後の小笠原村議会のますますのご活躍を祈念いたします。

本定例会には、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）をはじめ議案38件、同意1件を上程させていただいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、所信を述べさせていただきましたが、これまでの施策・事業の着実な実施とともに、本村の厳しい状況を踏まえ、職員一同不断の努力を重ねてまいり所存でございますので、議員諸氏並びに村民の皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸美君）　ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（佐々木幸美君）　これより一般質問に入ります。

質問のある議員は順次挙手をしてください。

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君）　片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君）　今回、4件質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、ビジターセンターの案内板と駐車場についてでございます。ビジターセンターが大通りから奥まったところにあることから、入り口がわかりにくいと

いう苦情が観光客からございました。大きな矢印を使うなど工夫が必要と思われま。また、駐車場にとめにくい、そういう苦情もございます。海に面した一番奥のところに車どめがございますけれども、四、五台車をとめますと、次の車をどこにとめてよいかわからない、うろうろするのが実情でございます。きちんとすっきりとめられるよう配慮をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございます。アオウミガメの産卵時期における砂浜の対応についてでございます。

昨年、流木にひっかかって動けなくなっていたカメを観光客が見つけ、救出することがございました。この時期には、村民にもお願いして、早目に海岸清掃、あるいは障害物の撤去、そうしたことを心がけたらいかがかと存じます。また、産卵のため上陸する親ガメを犬が威嚇して海に追い返す、あるいはこれはハワイ等でよく見かけられる光景だそうございますが、親ガメに子供を乗せて、写真を撮る、そうした行為があるようでございます。そうしたことがないよう、村民、観光客に周知させる必要があるかと存じます。

また、昨年、産卵時期にあるにもかかわらず、砂浜に大きな穴があいていて、びっくりするという苦言もございました。野ヤギの駆除のためと思われまますが、適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、3点目でございます。漂流海ごみの回収についてであります。

とびうお棧橋のあたりを通りますと、海に面した一番奥の先端のところにいつもごみがたまっております。今までそうしたごみをどうされていたのか、今後どうしていくのか、これまでの状況、そして今後の方向性を伺いたいと思います。

最後の4点目でございます。財政の健全化と高齢者が地方で安心して暮らせる配慮、先ほど村長の所信表明をいただきましたけれども、改めて答弁をお願いしたいと思います。

村の財政は、多くを交付金に頼っております。今、国会では、税と社会保障の一体改革をめぐって、活発な議論が展開されておりますが、税収不足を多額の赤字国債で賄う構造は、いまだ解決されておられません。日本は、平成17年度から人口減少が始まり、高齢化社会が急激に進んでおり、社会保障費の増大など、村を取り巻く自治体財政は厳しくなることが予想されます。

将来を見据えて、持続的な自治体財政をどのように考えているのか、さらにお年寄りが安心して暮らせる村づくりについて、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

財政の健全化と高齢者が地方でも安心して暮らしていけることへの配慮ということのご質問をいただきました。高齢者の方々が安心して生活していただくための地域づくりも含めた社会保障という視点から答弁をさせていただきます。

今般、国の指針として、社会保障・税一体改革に当たっては、年金を除く社会保障給付のほとんどを担う地方公共団体の理解と協力が不可欠であることから、地方単独事業の役割を的確に把握し、国民の視点で社会保障付きの全体像を総合的に整理するとともに、国と地方の協議の場等で地方公共団体と十分に協議をし、改革の円滑かつ着実な推進を図りたいこと、また現行の消費税収については、国・地方の配分とその基本的な枠組みを維持するとともに、引き上げ分の消費税収については、地方単独事業を含めた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現し、社会保障給付に対する安定財源の確保を図りたいと述べられております。

先ほど議員からも発言がございましたが、今、まさに国会において、財政と社会保障について白熱した議論がなされております。このことから、今後、国が社会保障と財政健全化への骨格を導き出していただき、そのことを注視しながら、我々地方行政は社会保障を具現化していくこととなります。

このように国等の財政が厳しい状況にかんがみて、社会保障としての法的な枠組みはもとより、地域の特殊性に伴う独自の福祉行政を展開していくのは、やはり議員ご指摘のとおり、率直に言って厳しい事実でございます。

しかしながら、民生安定の中核である医療、福祉、保健、介護に後戻りはございません。そのためには、村民の皆様とのパートナーシップをより強固なものとして、着実に一步一步、できることを村民の皆様とともにやり、健康で住みやすい地域づくりができるよう努めてまいります。

ほか3点のご質問がございました。個別具体的なご質問でございましたので、詳細を知ります担当課長に答弁をさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） まず、ビジターセンターの利用者への利便性向上に関するご質問についてお答えさせていただきます。

入り口がわかりにくいというご指摘の件でございますが、現在、都道からの入り口部分に

は、歩道の緑地帯部分に標識があり、またお祭り広場側にも木製の大きな看板がありますが、歩道から歩いてきた方が正面にとらえられる看板がございません。これまで特に苦情ということでは聞いていないということでしたが、都道入り口から歩行者にも認識できるような工夫をしていただけるといことで、支庁からのお返事を伺っております。

次に、駐車場のスペースの件でございますが、今現在は特に対応していないということがありました。しかし、議員からのご質問を受け、支庁担当者と現場を確認しにいった際に、出航日午前中でちょうど六、七台が駐車しているところに、次に来た車両がどのようにとめてよいか迷っているということも現場で確認できたところでございます。今後、この様子を見て、駐車スペースの扱いを検討していただけるといことであります。

2点目のアオウミガメの産卵時期における砂浜の対応ということでご答弁させていただきます。

小笠原諸島は、日本では最大のアオウミガメ産卵地であり、毎年5月から8月ごろ、砂浜に上陸して産卵を行います。その際に、議員ご指摘のような、倒木にひっかかって動けなくなったり、川をさかのぼっていたり、道路上をはっていたりということが、海洋センターなどに通報されて、救出するということがございます。

議員の事例のような、観光客が直接カメを動かすということは、100キロ以上の重量もありますし、ヒレの力が非常に強いということもあります。場合によっては、けがをすることも想定されますので、親ガメの扱いになれている方にお任せするのが適切であると考えております。

父島では海洋センター、母島ではクラブノア母島にご連絡いただき、適切な措置をすることを、小笠原のルールブックや村民だよりで広報しているところでもあります。今年の産卵時期における対応を海洋センターでは現在検討しているということでもありますので、定まりましたら、村民だよりや観光客向けの広報に努めたいと考えております。

また、海岸清掃や障害物の撤去については現在行っておりませんが、大村海岸については、カメが集落側に行かない措置を検討していただいております。またコペペ海岸では、園地整備の中でカメの産卵で事故が起こらないような工夫をしていただいております。

次に、産卵に上陸したウミガメに遭遇した際の自主ルールが観光協会により定められております。ウミガメの自然な産卵を妨げないためにも、議員が例示されたようなことはあってはならないと思います。海洋センターによる夜間パトロールも実施していますが、大村海岸のみで、期間も限定されております。これらもやはり広報によって、カメの自然な産

卵を妨げないようにお願いしてまいりたいと考えております。

次に、砂浜に大きな穴があいていたということでございますが、ご指摘の大きな穴については、昨年の支庁により、父島のブタ海岸で行ったヤギの追い込み後の埋却処分用の海岸の奥に掘った穴のことかと思われま。この穴については、追い込み作業を行う数日前に掘り、当初は人の転落防止用のロープは設置しておりましたが、海洋センターからの指摘を受けて、穴の深さを浅くし、また落ちたとしても、出られるようなスロープを設けたと聞いております。今年度もヤギの追い込み作業は行いますが、捕獲頭数がさほど多くないという想定をしており、捕獲後に穴を掘って埋めるということを考えるということでございました。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） では、3番目のご質問ということで、漂流海ごみの回収についてということでございます。

まずは、国の法律、それから東京都の計画等について、順を追って説明させていただきます。

漂流・漂着ごみ、海ごみに関しましては、2年前の平成21年7月に成立した「海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）」により、それまであいまいであった関係者間の責任が明確にされました。具体的には、海岸責任者である国や東京都には海ごみの処理責任が、政府には財政措置義務が、村には必要に応じ協力する義務などがうたわれております。この新法に基づく海ごみ処理の主体となる東京都は、処理計画の検討に着手しましたが、昨年の大震災への対応を優先するため、当該計画の策定作業は延期となり、現在に至っております。

しかし、日々の海ごみへの現場対応は待ったなしですので、東京都の計画策定までの間は、従来どおり村が全体の統括をしつつ、国や東京都にも応分の責任を果たしていただくということで申し合わせをしております。今後、村は、海ごみ清掃の主力であるボランティアの方々の善意にこたえるためにも、受け皿としての機能を維持しつつ、新法の趣旨が現場に正しく反映されるよう、東京都の計画策定に参画してまいります。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 片股君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。ただいまの海ごみの回収についてですが、海のごみの清掃を多くのボランティアの方々にご協力いただいているわけですが、特に海上に漂っているごみ、ひも、ロープ類は、スクリューに絡むなどして、大変危険なものでございます。私の知る限り、パパヤの田中さんは何十年にもわたって、ごみ回収に積極的に協力してくださっております。この場をおかりしまして、お礼を申し上げたいと思いますが、そうした多くの方々の善意が実を結ぶよう、これからも東京都、国に積極的に働きかけてくださるようお願いしたいと思ひますし、私からも東京都、国に働きかけたいと思ひているところでございます。

4点目の財政の健全化について村長から説明がございましたけど、最後に副村長のほうから答弁をお願いしたいと思ひますが、私が調べましたところ、平成24年、今年の小笠原村の高齢化率は11.6%になっています。5年後が15.2%、10年後、18.9%、約19%というように急激に高齢化が進んでおります。特に母島の高齢化率が高くなっている、そういう傾向がござひます。

また、一方で、現役世代、働き世代が減少する。そうしますと、当然税収も減少するというところでござひます。予算が足りない、介護するヘルパーさんが足りない、設備が足りない、そういう将来に対する村民の大変な不安がござひます。また、これは小笠原のみならず、日本全体が今まで体験したことのない、社会全体が一斉にこうした超高齢化社会を迎えようとしております。また、昨年12月、ある方が、だれにもみとられずに寂しく亡くなるという事件がござひました。大震災の後、きずなの大切さということがいろいろなところで語られているわけですが、そうしたことも十分に踏まえまして、今後の村づくりをお願いしたいと思ひます。

副村長の今の考え、決意をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 片股議員のご質問にお答えしたいというふうに思ひます。

今後、この島におきまして、高齢化率が高まり、さらには爆発的な需要の増大が懸念されるということについて、村としてどう考えるかということですが、村長の所信にもありましたとおり、地域高齢者の実情に合った柔軟なサービスの提供、こういったようなことに努めていくとともに、時代に合った、時代のニーズにこたえていける職場体制をつくっていききたいというふうに考えております。また、これと同時に、迅速に対応していける職員の育成にも力を注いでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股君。

○2番（片股敬昌君） 本当に人類史上体験したことのない時代を迎えます。村長を中心とした執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

◇ 鯉江 満 君

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 4番、鯉江 満です。

初めに、地場産業の振興について質問いたします。

小笠原村の農業と漁業は、業績が良好であり、伊豆七島の島々の中でも上位の業績であると聞いております。第1次産業は、最も重要な食料供給の源でございます。農業と漁業に従事されている皆様には、現在の良好な業績を維持しつつ、小笠原が災害などで孤立するような状態に置かれようとも、村民に最大限の生活が営める食料を配れることが可能となる備えをお願いしたいと考えております。

また、第3次産業として、小笠原村の施策、基本構想の中でも、観光立島を目指しておりますが、その観光については、昨年の世界自然遺産登録により、来島者が急激に増加しております。先日、3月2日入港のおがさわら丸では844名、ちなみに先ほどの防災無線、本日の乗船客数は801名、このように過去の記録を塗りかえるほどのうれしい事態になっていきます。船内はもとより、村内にも活気があふれています。

遺産効果のすごさは、しばらくは続くと思われませんが、屋久島、白神山地、知床半島の例でわかるように、世界遺産登録によるブームが永遠に続かないことは既に明らかになっています。村内で観光に携わる皆様には、遺産ブームが去るときが必ず来るということを考えていただきたいと思います。そして、遺産バブルに踊らされることのなきよう、小笠原ならではのおもてなしということが何なのかということを手探りをして、それぞれの特色を生かしたおもてなしに今後とも努力をしていただきたいと思います。

次に、製造業である第2次産業ですが、父島では、製塩業者が七、八軒と製パン業者が3軒ほど営業されて頑張っていますが、母島では、約400人強の人口では、生業としての製パンなどの製造業が営めないのが、なかなか起業に至っていない現状ではないかと思われま

す。

しかし、母島には、小笠原村で唯一の酒蔵があります。小笠原ラム・リキュール株式会社

です。平成元年12月に設立され、株式の9割以上を小笠原村が所有する第三セクター方式で組織され、東京都の補助を受けて整備された特産品開発普及センターを運営しています。

今日まで23年間、地酒として製造販売をしてきておりますが、経営状態を見てみますと、利益を出しても、1名の社員に決してよいとは言えない労務費、給料を払うのがやっとという経営が続いており、約1,200万円の長期借入金を損失利益として、決算せざるを得ない経営状態です。

そこですが、小笠原ラム・リキュール株式会社の経営改善を何らか考えているのでしょうか、担当課より説明を伺いたい。

次に、若者支援について質問いたします。

小笠原は、とにかく子供が多いです。子供が多い地域は元気ですし、必ずや繁栄していくものと思います。平成24年1月1日現在の小笠原の人口は2,538人、平均年齢39.43歳です。また、年齢別人口で18歳までを子供として人口を見てみますと531人です。小笠原の人口の約20%です。全村民の5人に1人は子供ということです。国勢調査による全国平均年齢は45歳ですから、小笠原は山岳地帯や島嶼地域に見られる限界集落とは全く違い、全国平均年齢よりも6歳も若いことがわかります。

ここで限界集落とは、年齢構成で地域を判断する概念ですが、65歳以上の人が人口の50%以上になる地域のことです。この呼び方のほかに、存続集落、準限界集落、人口ゼロの消滅集落などがあります。

戻りまして、小笠原の65歳未満の人口は88.8%、65歳以上の人口は11.11%です。この割合からも、小笠原が離島にもかかわらず、人口構成でも若い人が多く、将来に希望が持てる地域であるということがわかります。

先日、3月4日の日曜日、都立小笠原高校卒業証書授与式に議長代理で出席いたしました。今年23名の卒業生が卒業し、それぞれの進路はわかりませんでした。数年前までは、この時期になりますと、小笠原高校管理棟教職員室の廊下に、進路が決まった卒業生の進路先と生徒名が書かれた大き目の短冊が下がっていました。毎年、短冊を見ては、遠い昔の父兄に戻ったつもりで、知っている大学であれば、「あの駅でおいて」とか、会社であれば、「新人社員教育で苦勞するかな」とか想像してしまいました。

いろいろと気になるのが、卒業生が赤ちゃんだったときや、真っ黒に日焼けをして、裸で前浜で遊んでいた子供だったころを思い出してしまいます。そして、あっという間に立派に成長して、大人になって、頼もしくなっているのだろうと想像しておりました。そして、

卒業して、小笠原を離れて、都会に旅立っていく子供たちが悪い道に行かず、苦しくとも夢と希望を持ち続けて、元気に楽しく生きていってほしいと願い、おめでとう、頑張れと、いつもうれしい気持ちにさせられていました。毎年この短冊を見る喜びは、個人情報保護の関係でなくなってしまいましたが、今年は式に参加できることができて、短冊以上の感動をいたしました。

この後、卒業生たちは、恒例となった在校生による盛大な船での見送りを受けて、それぞれの進路に向かっていくことと思います。進路先に身寄りがある子供や、寮が用意されている学校や会社で生活できる子供ばかりではなく、間借りも含め、アパートや賃貸マンションでのスタートは大変なことです。特に親御さんの金銭的負担はというと、かなり家計を圧迫するのではないかと思います。

平成16年3月31日に廃止となった七島学生寮が東京の上北沢にありました。島嶼町村会が運営を行っていた寮の詳細はわかりませんが、相部屋、食事時間制限など、幾つかの改善点もあったようです。島々からのニーズがなくなり、利用者が減ったことが廃止の理由だったようです。

このように遠距離で交通不便な島々の自治体では、当然の施策として、若者支援を行っていたわけですが、小笠原村では以前より奨学金制度を行っておりますが、若者支援としての現在は何のような支援があるのか伺いたい。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 鮪江副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目に地場産業の振興ということでございましょうか、ご質問がございました。議員のご質問の中にございましたが、全国の離島の皆様といろいろお会いする中で必ずといって出るのは、小笠原村は若い人たちが多いねという中から、1次産業の話が出ます。特に父島、母島の両漁業協同組合につきましては、規模は全国的にいてもそう大きくはないのですが、大変元気のいい漁業協同組合だということは、それぞれの離島の皆様からいつもおほめをいただくところでございます。

また、母島におきまして、農業者の方も、父親の後を継いだりとか、若い方々が一生懸命やられているという土壌もありますので、こういうことを、先ほど所信でも申し上げましたが、何とか皆様が、この地元の産業が振興するように私どもも考えてまいりたいと思います。

具体的には小笠原ラム・リキューム株式会社のことでございました。ご質問の中にありましたように、後ほど担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、若者支援ということで、るるご質問の中でご見解をいただきましたが、まさに副議長のご見解のとおりだと思います。具体的には七島寮のことについてのご質問でございまして、今、現行、村がどういうことをやっているかというご質問でございましたので、こちらにつきましても詳細を知る担当課長に答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、江尻君。

○母島支所長（江尻康弘君） 鯉江副議長のご質問に答弁させていただきます。

副議長ご指摘のとおり、小笠原ラム・リキュール株式会社の運営につきましては、決して芳しい状況ではございません。平成4年の販売開始以降、限られました設備、職員体制の中で、これまでパッションリキュールの販売、小瓶化、はかり売りの開始等行ってまいりました。また、一昨年、洋菓子メーカーがお菓子の材料として採用いただいたり、昨年は海外への輸出も行ったことがございます。

しかしながら、経営状況を大きく好転するまでには至っておりません。副議長ご質問の抜本的な改善策につきましては、現在のところ、まとまっていないという状況でございます。

今後の予定といたしましては、25度のラム酒の商品化を進めております。幸いにも、世界自然遺産登録を契機に、島内商店、また内地からも注文が増えてきております。新商品とともに売り上げ増に期待をしているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 若者支援について答弁させていただきます。

若者支援の一つとして、村では平成11年度より、大学などに在学する経済的理由で就学困難な者に対し、奨学資金の貸し付けを行っております。3年以上住所を有する村民で所得制限なし、月額2万5,000円を最短就学期間、貸し付けを行います。6カ月分の15万円を年2回交付します。償還方法としましては、1年据え置き10年間、原則月割償還として、半年賦、年賦、また繰り上げ償還することもできます。償還期間の10年間のうち、村の振興発展の目的を持って就業、就職、結婚などにより、村に居住した場合には、その期間について、学資金の償還の免除を受けることができます。

これまでの実績としまして、32件、総額2,487万5,000円を貸し付けております。償還が完了した方は、今月完了する方を含めて7件、うち免除を受けて償還完了した方は2件、償

還中の方は25件、うち免除を受けている方は3件です。これまで未償還での不納欠損は出ておりません。

また、今年度より、進学助成基金を財源として活用する進学助成基金の支給を開始いたしました。小笠原高校に在学し、内地の大学などを受験する際の経費負担の軽減を図るため、助成金を支給するものであります。内容としましては、こちらは所得制限つきで、金額は定期船の村民往復割引で調整金を含まない3万3,860円の1回限りです。今回は8件の支給をしております。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、ラムのほうですが、この小笠原ラム・リキュール株式会社の株式は、村のほかにJAが5%、商工会が2.5%を所有しております。私が商工会でかかわっていましたときに、うまいとか、まずいとか、風聞を耳にするとともに、経営内容に危機感を覚え、役員として、経営改善策で小瓶化の試みを実行し、また内地の会計事務所に依頼していました経理事務と決算申請事務などを商工会で取り扱うことで、経費の削減を実行いたしました。しかし、高額負債分を減額する程度の小幅な改善にしかならなかった悔しさを記憶しております。

現状の経営状態で決してよいわけではなく、ほぼ四半世紀が経過する設立25周年までには、抜本的な経営改革を実行していただきたい。販売売り上げを伸ばしていくことが一番であることは明白ですが、第三セクター方式の経営母体を変更して、民間経営に移行していくという改革案も役員会の議案に加えていただきたいと考えますが、代表取締役でもある社長の村長に、これからの島ラムについて熟成した所見をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、今、副議長からご質問のあったとおりのことをございまして、JA、そして商工会と私どもということで株主を構成しております。また、ここ2年余りの議論の中では、特に改革をどういうふうにしていくかということが役員会、総会の中でも議論に上がっているところでございます。また、監査を務めていただいております佐々木議長からも、いろいろなご進言もいただいているところであります。

今までは、与えられた環境の中で、少しでも売り上げを伸ばすための考えられることをいろいろやってきました。そこは先ほど担当課長が申し上げたとおりでございます。今回ご提言をいただいた抜本改革ということでございまして、本当に抜本的な見直しというか、

これをやる時期に来ていることは間違いないと思います。議員の皆さんもご承知のとおり、この事業は単純に特産品をつくるということだけではなく、農業振興にも寄与するとか、当初の目的もあったところがございますので、今、時代を背景にして、今まで個別に売り上げを伸ばすためにいろいろ努力してきたこととは別に、本当に抜本的な見直しということを、今、質問いただきました25周年という一つの区切りに向けて、総会の中でも話し合っていてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） この件の私の基本的な考え方は、大好きな小笠原のお酒なんです。廃業とか、解散とかの選択は絶対に避けていただきたいと希望いたします。簡単に「民間に任せては」と言いましたが、託した民間業者が経営不振のため、お酒の製造をやめてしまうなんていうようなことのないような慎重な改革をぜひお願いしたいと思います。

次に、若者支援のほうなんです、これは私自身も4人の子供を育て、そして学生で内地のほうに出すようにやってきましたので、よくわかるし、先ほども数字で示したとおり、小笠原は若い人がこれからもどんどん多分増えるだろうと、あるいは現状の数字でいくのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしましても、これだけ離れた遠距離なので、これは村だけの範囲でどうこうというふうにできるような予算規模も不可能に近いと思うんです。

ですから、例えば東京都とかにお願いして、小笠原は航空路がないんだよと、例えば学生寮みたいな都有地をちょっとやりたいから援助してくれないかなというようにことを村長、ちょっと考えてみませんか、お答えください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 副議長のおっしゃっていることが、学生寮みたいなものを村で独自に整備することを考えてみないかということでありまして、これは東京都に支援を願うとかという前に、私たちの中で整理をしなければいけないことがありますので、それについては、すぐに即答ということはなかなかかかないませんが、いずれにしても、遠く1,000キロ離れた島から内地に勉学、または仕事で子供たちが巣立っていくわけですが、それは巣立ちのときでありますので、現行やっているもので、私どものご支援が十分なのかどうかということについては、庁内できちんと精査をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 私としましても、先ほどの七島学生寮が廃止、閉館になったというこ

とも踏まえて、何が最善かなというのが確かによく見えない部分がございます。それだけの経費をかけるならば、支援金を出したほうがいいだろうとか、例えば二十までとか、22歳までとか、あるいは25歳までとか、そんな方法もあるかと思います。

ということで、例えば来年度、平成24年度の中で何が最善か。当然、村役場の職員の方の中には、七島寮卒業生がいると思うんです。そういう方の意見も聞き、そして事業主体であった島嶼町村会にその当時のことをちょっと聞いていただくと。つまり調査をまずしていただいて、何が子供たちにとって最善なのか。親もそんな寮なんてだめだよというような時代に果たしてなっているかもわかりませんが、いずれにしても、何らかの子供たちの駆け込み寺ですね、そんなものが僕は必要だと思っていますので、平成24年度中には何らかの方向性を出していただきたい。

質問は以上です。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

まず最初に、公務員制度改革についてでございます。

頑張った職員には、より高い給与を与えてはどうかという提案でございます。

まず、職員の本給の勤務評定の基準なんですけども、今の制度ですと5段階に分かれています。勤務成績が良好でない場合は昇給がありません。やや良好でない場合は2号給の昇給、成績が良好の場合は4号給の昇給、成績が特に良好な場合は6号給、成績が極めて良好な場合は8号給以上というような基準で今は運営されておりますけども、一番成績がいい極めて良好な場合、今ですと8号給以上となっておりますけども、この職員に対しては、実際の評価、昇給の幅をもっともっと高めていただいて、職員全体のモチベーションを上げるような施策をしていただきたいと思います。

また同時に、優秀な職員に対しては表彰する制度を設けていただいてはどうかと思います。これは手前みそで申しわけないんですけども、私自身も社会人になってから、団体としての表彰を2回、個人としての表彰を1回受けたことがあります。そのうちの1回は、自分自身のモチベーションが物すごい下がっていたときに、逆に表彰を受けました。その仕事をやめようかなと思っていた時期に、その表彰をいただいたとき、これで頑張れる、もっともっと頑張れると思って、その仕事を続けることができました。ぜひ皆さんのモチベー

ションを上げるために、今言ったようなことをご検討いただけないかと思います。

また、本給以外にも、ボーナスですね、勤勉手当の成績率も給与に反映されています。成績率では今100分の120を超えない範囲内で村長が定めるものというふうにされておりますけども、これについても、頑張った職員に対しては、より高いボーナスを、ほかの職員との差を大きくしたらいいのではないかと思います。ぜひご検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、ちょっとわからない部分があったんですけども、本給の勤務成績と勤勉手当の成績率を一体どのように評価しているのか、そのプロセスを教えてください。

続きまして、環境保全についてでございます。

最初に、電気バスの導入についてです。

小笠原が世界遺産に登録されまして、今後、世界自然遺産らしいまちづくりの推進をしていかなければいけないと思っております。では、世界自然遺産らしいまちづくりとは一体何なのかということなんですけども、きのう、たまたま偶然なんですけども、元東京大学の教授で、世界遺産のまちづくりとか、保全と自然との関係を長年調査研究しています吉田先生という方がいるんですけども、たまたま今、小笠原にお見えになっていて、きのう電話がかかってきまして、ここの議場で、まさに世界自然遺産らしいまちづくりとは一体何なのかということをご指導いただきました。

先生がおっしゃるには、3つのテーマがあって、教育とリユース・ごみ問題、最後にエネルギーだというふうにおっしゃっておりました。教育については、先生がおっしゃっていたのは、学校教育も大事ですけども、社会教育も大事だということで、私は、ガイド養成システムがこの島では確立していて、十分にそこはできているのではないかという話をさせていただいて、リユースとごみ問題については、この村は比較的日本の国内の中でも先進的な事例をやっておりますと話をしました。最後のエネルギーについては、99%、重油による発電に頼っていると。ここは今、小笠原の課題ではないかというふうに私はその先生に話をして、先生も全くそのとおりだねというご回答をいただいております。

今回、私の電気バス導入の提案なんですけども、これは太陽光発電とセットで電気バスを、今、村がやっているバス事業に当てはめたらどうかというお話です。ぜひ世界自然遺産らしいまちづくりの象徴として、太陽光発電とセットになった電気バスの導入についてご検討をいただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、同じ流れなんですけども、太陽光発電所を村に導入してみたいかでしょうか。

先ほどと同じように、エネルギーを重油に頼っているというのでは、やはりエコアイランド小笠原としていかなものかと思っております。同じ世界遺産の屋久島は、100%水力発電、島の中の水力発電でやっております。屋久島は、世界遺産登録後も比較的観光客が伸びていく状態が続いていました。ここ二、三年はちょっと落ち込みがあるんですけども、屋久島がなぜ世界遺産になった後でも、そんなに落ち込みが少ないかというのは、やはりそのような取り組み、また教育についても屋久島高校に環境コースがあったり等、教育に対してすごい力を入れている。島の中全体でエコなことを推進していることが、屋久島を訪れた方のレポートにつながっているのではないかと私は思っております。

ぜひご検討いただきたいと思います。今後の小笠原村の公共工事は、エネルギーと利益を生む公共工事に転換していかなければいけないと私は考えておりますけども、いかがでしょうか。

3番目の観光振興についてでございます。

世界ジオパークを目指してみませんかという提案です。

世界遺産の登録では、生態系と生物多様性と地質で推薦書を出しましたけども、ご存じのように、採択されたのは生態系の部分だけでした。残念ながら、地質・地形は落選してしまっただけですけども、その一方で、世界的な評価は高いことには変わりはありません。

世界ジオパークは、価値と利用の両面を重視しております。金沢大学の海野先生、地質の専門家ですけども、海野先生に世界ジオパークの登録の可能性はどうですかというお話を聞いたんですけども、小笠原の場合、地質に関するガイドの講習会もやっているの、これは登録の可能性は非常に高いのではないかとご指摘をいただきました。

ぜひ世界ジオパークを目指して、観光振興と教育旅行誘致につなげてはいかがでしょうか。

次に、首都大学東京の小笠原研究施設に常勤の研究者を配置してはいかがでしょうかという提案になります。

私は以前から、調査研究は観光振興と環境保全に貢献すると、これは私の政策の大きな柱となっていて、いつもこの議会でも提言させてもらっております。また、小笠原協会、また小笠原諸島振興開発審議会の中でも、シンボリックな調査研究機関の必要性を説いております。しかし、今現在の状況は、首都大学東京の小笠原研究施設には、中核となる常勤の研究者はおりません。ぜひ小笠原研究施設に常勤の研究者を配置してもらって、調査研究体制の強化を東京都や首都大学東京に要望できないか、ぜひこれもご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁させていただきます。

種々ご質問いただきましたが、まず公務員制度改革について答弁を申し上げます。

勤務評定につきましては、毎年決められた時期に、業務遂行に必要な各項目について評価を行う方法で実施いたしております。管理職につきましては、1次評定を本人が、2次評定は副村長が行っており、一般職員につきましては、1次評定を各課長が、2次評定を副村長が実施しております。それらの結果を毎年1月1日の職員の給与に反映させており、また新年度より国家公務員同様に勤勉手当等にも成績率を導入することを予定しております。

一定の成績主義を導入することによって、職員全体のモチベーションの底上げにつながっていくということについては、私も期待しておりますので、それらのことをこれからも実施するよう、特に副村長をはじめとしてやっていきたいと思っております。

勤勉手当の成績率等につきましては、副村長に答弁をさせます。

また、世界遺産登録後の小笠原のあり方という中で、吉田先生のお話が出ました。ご来島されていることは私も存じ上げております。お会いしたことはありません。また、世界遺産の各地を回って、いろいろなご提言をされているということも承知いたしております。私どもがこれからの村のあり方について考えるときに、そういう方々のご意見、それから考え方を参考にさせていただくということは、吉田先生に限らず必要なことだと思っております。

太陽光発電、電気バス、もろもろのご質問がございました。答弁につきましては担当課長がいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 一木議員の質問にお答えしたいと思います。

成績優秀な職員に多くの給与をとというご提案、ご質問でございました。地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第24条によりまして、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」というふうに規定されております。この原則は、均衡の原則というふうに言われております。

実際の運用といたしましては、均衡の原則は国家公務員の給与に準ずることによって実現されるものと旧自治省の通知で解されており、人事委員会を置かない本村におきましては、

国家公務員の給与体系及び国の人事院の勧告に準拠して、給与体系を決定しているところでございます。

本村の職員の昇給制度につきましても、今、村長のほうからご説明がございました。毎年度、全職員の勤務評定を実施し、その結果を反映させた適切な昇給制度の運用を行っているというふうに我々は思っております。

勤勉手当に対する成績率の導入に関しましても、それぞれ5段階評価の中で、手当の幅、要するに支給幅を決定しております。成績率につきまして、100分の120を超えない範囲で村長が定めるというふうになっておりますが、国や他の地方公共団体の事例を参考に、懲戒処分等の特例な事情があったものを除きまして、100分の58.5から100分の83.5まで、こういったような幅を設けまして実施するというようにしております。

特に成績優秀な者について、支給幅、昇給幅を大きくしたらどうかというご提案につきましては、今お話し申し上げましたとおり、均衡の原則がございます。成績優秀な者に特別に昇給幅を大きくしますと、それに準じた特別昇給幅を少なくなる、もしくは減給しなければならない職員が生じてしまいます。これは均衡の原則に反することということになります。

減給制度につきましても、特に地方公務員法の第27条第2項において、「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して休職されず、また条例で定める事由でなければ、その意に反して降給されることがない」、つまり給与を下げるができないと言われております。

均衡の原則に従って、大きく昇給幅を上げるという職員が生じると、当然のごとく減給しなければならない職員が出ます。こういったような不均衡を生じるような支給体制は、今のところ地方公務員法でも禁じられております。我々としましては、もちろん働いた者には昇給幅を大きくする。さらには勤勉手当にも、勤勉の労に報いるための給与を支給していきたいということで、来年度より、その実施を遅ればせながらしていきたいというふうに考えております。そこら辺をご理解いただけるとありがたいと思います。

さらに、表彰制度の導入についてもご提案がございました。このものにつきましても、永年勤続の表彰制度がございます。また、特に顕著なものの職員に対する表彰という文言がございます。ここら辺の基準につきましては、東京都及び国の基準等を参考にしながら、特に優秀な職員、もしくは顕著な業績を上げた職員があれば、将来的には表彰していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 一木議員のご質問のうち、電気バスの導入と世界ジオパークについて答弁させていただきます。

まず、村営バス事業では、3台のマイクロバスを所有し、その運行を島内事業者に委託しております。村民と観光客の島内交通の利便性向上を図ることを目的としておりますが、収支としては赤字となっております。また、バス3台のうち2台は一昨年更新しており、3台目の更新については今後の検討課題としております。

ご提案の電気バスの導入については、太陽光エネルギーを活用するというバスの運行が前提でお話がありましたので、確かに世界自然遺産の島にふさわしい事業であるとは思いますが、バス事業単独で結論づけられることではございません。一般の電気自動車に比べ、バスはまだまだ先駆的な取り組みであり、国や東京都の補助メニューもございますが、そのような先駆的事业に対する補助でございます。

象徴的な事業にしてはどうかということもございましたが、村のエネルギービジョン等の見直しなども必要かと思えます。また、台数のことなど、バス事業自体のあり方の検討も必要であります。さらに、電気バスの性能や補助メニューなどの動向、また先進事例であります青森県の七戸町や、今月から国や東京都の補助を受けて電気バスを運行する羽村市などの参考事例も取り入れながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、世界ジオパークを目指してはどうかというご質問ですが、議員のご質問にもありましたように、世界自然遺産の登録に際して目指していた評価基準の地形・地質と生物多様性は外れ、生態系のみが評価され、登録されました。しかしながら、特に地形・地質の評価、その価値については、プレートの沈み込みに伴う島弧の誕生から島弧の成長する姿を観察できる地球上で唯一の場所であるとともに、さらに大陸へと成長する進化の道のりを記録する地球史の顕著な見本と言われ、無人岩は世界で最初に小笠原で発見され、その中に含まれる単斜エンスタタイトは地球上では無人岩にのみ含まれる鉱物です。

このような貴重な地質が父島や母島で普通に見られるということは、ジオパークの定義でございます「地球科学的に重要かつ珍しい景観を含み、地球科学的理解を目的とする観光地であるジオツーリズムに適した環境と体制を持つ地域のこと」に合致させることは、そう難しいことではなさそうに感じられます。

ただ、世界ジオパークの認定を受ける経過を調べますと、ユネスコの管理支援を受けてい

る世界ジオパークネットワーク、略称でGGNというものに加盟した地域のみが名乗ることを認められております。そこに至る流れとして、まず地域の協議会の設立、さらに日本ジオパークネットワークからの推薦による世界ジオパークネットワークへの加盟というステップが必要であり、容易なことではございません。世界ジオパークネットワークには、日本からは糸魚川など5地域が加盟しており、日本ジオパークネットワークには、この5地域のほか大島など20地域が加盟しております。

世界遺産登録後の施策として、興味深いところはございますが、世界遺産登録と違い、地域が主体的となる取り組みでもあり、世界ジオパークネットワークへのステップを踏むための詳細を調べ、また観光面での有効性も勘案し、ジオパークを目指していくかどうか検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室副参事、柴垣君。

○総務課企画政策室副参事（柴垣佳久君） 一木議員のご質問のうち、太陽光発電所の設置及び首都大学東京の研究員の要望ということで2点ご答弁させていただきます。

まず、太陽光発電所の設置についてでございますけれども、村では平成13年に、新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOですけれども、その補助金を活用しまして、小笠原村地域省エネルギービジョンを策定しております。太陽光発電所の導入ということにおきましては、新たなエネルギービジョンの策定の中で検討していく必要があると考えております。エネルギービジョンの策定に当たっては、各種補助金が配置されている状況であることから、国土交通省の直轄調査によって策定するのも有効な手段でありますけれども、村の基本的な政策を国の調査で行えるかどうかなどの調整が必要だと考えております。

一方、政府は、東日本大震災及び原発事故を受けまして、現行のエネルギー政策を白紙から見直し、平成24年夏をめどに新しいエネルギー基本計画を策定すべく検討を行っております。今後、新たなエネルギービジョンの策定について、国の新たなエネルギー計画の内容を踏まえ、調査に盛り込めるかどうか、国土交通省と調整してまいりたいと考えます。

2つ目の首都大学東京の研究施設への常勤研究員の常駐ということの要望についてでございます。

小笠原諸島の世界自然遺産の価値を保全していくために管理計画というものが定められております。その中に、研究者はみずからの研究成果を地元へ還元していくべきことが記載

されております。このことは、小笠原に関する研究員は、その成果を観光振興や自然環境の保全等、小笠原の利益になるよう役立てていくというものである趣旨でありまして、議員ご指摘のとおりでございます。

研究成果の地元への還元にあたりましては、研究者に常駐してもらうという方法も一つの方法でございますし、そういう形をとらずに、さまざまな専門分野の研究者の方に来訪していただいて、いろいろな分野について普及啓発していただくというのも方法だと思っております。また、現在あるビジターセンターですとか、水産センター、海洋センターなど、これらの普及啓発施設や研究施設等を活用することですとか、今後の遺産センターをどのように活用していくかということも検討する必要があると考えております。このように研究結果のさまざまな地元の還元方法や効果などを検討した上で、東京都に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ありがとうございます。

次に、再質問ですけれども、まず最初に公務員制度改革についてなんですが、副村長の答弁の中で、勤勉手当の成績率の幅を教えてもらったんですけれども、その数字を見ますと、上下差、約40%ぐらいの差があるかと思えます。

私は、昨年、大阪のダブル選挙のときに、大阪維新の会に直接お邪魔して、いろいろとお話を伺ってきました。その中のマニフェストの中に、ボーナスの幅を上下2倍にするというのが大きなマニフェストの柱にあるんですけれども、これはちょっと村長に伺いたいんですけれども、大阪維新の会がそのようなマニフェストを掲げて、今、国民から絶大な支持を受けているという中で、この2倍という数字をどのように考えるか、ご答弁をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 大阪市が大阪維新の会、橋下市長を筆頭として、いろいろなことに取り組んでいるということは、テレビ報道等で私も承知おきをしております。それと、大阪市と置かれている環境、大阪市にそういうふうな考え方を持っていかなければいけないという考え方の基本があると思うんです。例えば市営バス、よく言われていますが、民間との要するに報酬の差とかということと、私ども小笠原村が置かれている状況とを同一視して見るということではできないことだと私は思っております。

ですから、そういうことは皆さんが今やられていることの本質を私なりに注視をしながら、一木議員のおっしゃっている意図ということは私も感じておりますので、そこはきちんと冷静に判断していかなければならない、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。

次に、環境保全についての再質問なんですけども、電気バスについてなんですけども、世界遺産に登録されて、電気バスの利用者も多くなっております。補正予算の中でも増収の予算が出ております。また、村内でも、電気バイク、電気アシスト自転車も相当数増えてきたなというのを感じております。

また、渋谷課長の答弁にありましたけども、エネルギービジョンの策定を待っているのでは、ちょっと遅いのではないかなと思っております。既に村は、総合計画の中でも、自然エネルギーの導入とか、調査ということをやっておりますし、エコツーリズムマスタープランの中でも、そういったことは既にうたわれております。そういう計画、電気バス導入とかという計画は、既に村にはあるのではないかなと私は思っております。

また、補助金を担当している国の国土交通省の自動車局、東京都の環境局の補助金担当のところにも私、直接行ったんですけども、「やはり世界遺産の小笠原だったら、電気バスはふさわしいのではないかな。村で合意が図れるのであれば、我々としてもぜひ応援したい」という力強い言葉もいただいております。

ぜひ電気バス事業、やるんだったら今だと思えます。太陽光発電と電気バスのセットでやっているところは、それで定期バスを動かしているところは、まだ日本ではありません。これをやったら、本当に先駆的な事業になります。ぜひそういったところも考えていただいて、早急にやってほしいと私は思っているんですけども、村長の考えをお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） これから進むべき方向性は、一木議員のおっしゃっていることで間違いないと思います。まず、電気バスにつきまして、先ほど担当課長も先駆的な取り組みについて補助があると言いましたが、それは本当にそれだけの補助なんです、現行では。バス自体に持っている能力、走行距離ですとか、いろいろな懸案もございまして、先駆的な取り組みではあるけれども、先駆的なことだけで終わってしまう支援では、当然ながら、我が村では詰まってしまうことになってしまいますので、そういうことも検討していきたいと。

既にそのぐらいの情報について、我々もいろいろ情報を収集してやっております。方向性としては、先ほども申し上げましたが、将来そういうことに進んでいくのは当然のことでありまして、太陽光発電とセットでなければ意味がないことだと思っておりますので、この発電についても、いろいろまだまだ技術的な問題等々で考えなければいけないところがありますので、ちょっとお時間をいただきたいと、このように思うところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 時間もないので、最後の質問です。太陽光発電のことなんですけども、先ほどちょっと言い忘れてしまったんですけども、2月に我々議会の一部のメンバーが傍聴もしましたけども、小笠原諸島振興開発審議会の中でも、この課題が出ました。また、小笠原村議会の視察でも、南アルプス市では省電力、水力の発電所の視察、八丈島では地熱の発電所の視察に行きまして、今、議会の中でも再生可能エネルギーの利用についての機運が非常に高まっております。ぜひ前向きにご検討いただきたいと思っておりますけども、村長の考えを最後にお聞かせ願います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 重ねてご答弁させていただきますが、時代が求めているニーズとか、方向性はそのとおりだと思います。屋久島のお話をされましたが、屋久島では、その成り立ちから水力というのは当然の帰結だと思いますし、小笠原で自然エネルギーを考えるとしたら、やはり太陽光ということが最有力だと思っております。それには、先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたが、発電だけではなくて、蓄電のことですとか、そういうことを幅広く検討していかなければいけないので、方向性については、よくよくわかっているつもりでございますので、お時間をいただきたいということでございます。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

暫時休憩したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午後は2時から再開いたします。よろしく申し上げます。

（午前11時55分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

（午後2時）

◇ 稲垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。

2点、よろしくお願いします。

1点目でございますが、おがさわら丸のドック中の代替船について。

村が観光船をチャーターすることはできないかということでございます。おがさわら丸のドック中に代替船がないため、小笠原海運が共勝丸を利用して、物資や郵便物を輸送していますが、乗船定員が少ないため、村民の移動に大きな障害になっております。世界自然遺産登録後、多くの観光船が来航していますが、村民移動のために村が観光船をチャーターすることができないのか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目でございます。母島のシロアリ対策について。

昨年6月に母島集落内で父島と同じようなイエシロアリが確認されたと聞いていますが、そのときの状況と対応、そして今後どのような対策を考えているのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁させていただきます。

稲垣議員から、おがさわら丸のドック中の代替船というお話がございました。おがさわら丸のドックについては、稲垣議員から毎年何とかならないのかという趣旨のご質問をいただいております。おがさわら丸のドック中に代替船がないために、村民生活に大きな支障が出てきています。

議員ご指摘の観光船ということでございますが、現在、小笠原に来ております観光船ということであると、二見港に着岸できておりません。そのために、はしけによる上陸にならざるを得ないということでございます。したがって、物資等の輸送には対応できませんけれども、人の移動については対応が可能ということになります。そういう意味では一つの考え方であるというふうに思います。

代替船につきましては、まず運航事業者が本来対応する問題でございますので、従来どおり村としましては、おがさわら丸のドック中に何とか代替船がないのかどうかと、調達できないかどうかということのを第一義に運航会社に働きかけを続けてまいりたいと思いますが、一つの考え方として、観光船ということについても少し検証してみたいと思います。

続きまして、シロアリのご質問がございました。こちらについては、具体的な詳細を知ります担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） では、稲垣 勇議員の母島でのシロアリ対策についてということに答弁をさせていただきます。

母島におけるシロアリ対策につきましては、平成10年に長浜トンネルの周囲でコウシュウイエシロアリの生息が確認されて以来、より生息数を減少させ、トンネル以南へ拡散しないよう対策を村で行ってきました。一時は終息に近づいたものの、シロアリの生存力は非常に根強く、また山林におけるシロアリ対策は、範囲も広く、急峻な地形も多いため、完全に抑制するまでに至れない中、平成18年以降、北港や東港などの北部地域で生息や群飛を確認することとなり、母島での対策の強化をしております。

村の対策は、年に3回、日本しろあり対策協会の役員を務められるベテランの防除士を筆頭にした専門業者による対策団を招聘し、島内業者とともに群飛調査や、入念に山林を歩いて、巣や集団を見つけ摘出する方法で、生息数の低減を図っているところですが、昨年6月に実施しました第1回シロアリ対策において、父島及び長浜トンネル以北で見られている群飛ではなく、街灯及び調査で設置したトラップに数匹集まった程度ですけれども、元地で1匹、静沢で3匹、蝙蝠谷で10匹において、イエシロアリの羽アリが確認されております。

これを受けまして、6月22日に平成23年度母島シロアリ対策速報を作成し、掲示板等を通じまして、母島島民に周知したところです。また、10月に実施しました第2回シロアリ対策において、6月にイエシロアリが確認された静沢及び蝙蝠谷を中心に山林の調査を行いました。イエシロアリの生息は確認されませんでした。

しかし、これにより、安全が確認できたわけではありません。現時点において、さまざまな要因、生息域の南下説とか、長浜以北による盛者説だとか、父島より移入説などを検証している段階であり、本年5月、6月のスォーム期の状況などを考慮して、要因について、ある程度絞り込みができ、具体的な対策を検討していけるものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 1点目の観光船をチャーターできないかという件ですけれども、私も毎年この問題をやっているわけですけど、なかなか代替船が就航されない中で、やっぱり

島民からは何とかしてくださいよという声があります。そんな中で、今年は観光船がかなり来ているので、観光船をうまく利用する方法がないのかということで、今回出したわけですけれども、調べていく中で、確かに着岸するには、タグボートなんかのアシストがないとできないみたいなことを聞いておりますけれども、どうなのでしょう。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） 議員ご指摘のとおり、観光船のような大型の船の場合、タグボートのアシストがないと自力では着岸できないというような現状がございます。そのため、大型船の離着岸につきましては、岸壁を大きくするだけではなく、タグボートというようなものをどういうふうに配備するかということもあわせて考えなければならないというふうに考えます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 簡単に私も観光船をうまく利用する方法で、着岸して、健常者でない人も利用できるのかなと思っていたんですけれども、やっぱりそれなりの難題があるのかなということで、今回、勉強になりました。

それで、村長にお聞きしますけれども、観光船をチャーターしている旅行会社と村が提携してやる方法は何か考えられますか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 船の運航だけということをまず考えますと、そういう話をすることはできるんだろうと思います。ただ、先ほど私、答弁しましたが、ドック中の代替船につきましても、代替船を考えていくのは小笠原海運です。実際にここに来ている観光船の直接的な地元の受け入れをしているのはナショナルランドだというふうに思いますので、今、小笠原海運の切符の販売なんかもナショナルランドはしておりますので、まずは小笠原海運、運航会社に観光船ということも代替船として視野に入らないかどうかということは、本当に相談していきたいと思います。毎年の課題として、これは運航会社も相当頭をひねっておりますので、その作業をまず継続していきたい、このように思っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 20日間近く移動ができない、これは異常なわけですので、何としても観光船がうまく利用できるような形がとれるのだったら、やっていただきたい、働きかけを強めていただきたいと思います。

それで、関連で一つ質問したいのですが、先日、3月5日のははじま丸、天候が悪いから

ということで、3日に放送がありました。そして、4日の日に2往復して、5日がもし欠航した場合には、内地に行く人は後の便に乗ってくださいという放送がかかったんですけど、母島でも一般の人から、天気はそんなに悪くもないのにどうしてなんですかということをおっしゃっていました。

私自身も、天気予報はよく見るほうで、今の気象の状況では、5日に欠航するような状況ではないなと思っていたんですけど、今のははじま丸の船長は、欠航しない船長ということで私も評価しているわけですけども、その船長がそういうふうな判断をするということは、やっぱり何かあるのかなと思っていたんですけど、結果的には5日に就航できて、何だよというふうなことをおっしゃったので、村として、どういうふうな感想を持っているかお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） 感想ということですけども、とりあえず天候のことをございますし、運航会社としましては、安全運航ということとリスクの回避ということを相当考えた結果だと思えます。そういうことで、3日の判断については、その当時の気象状況等を考えると、村としては妥当な判断をしたのではないかなというふうに考えますけども、結果的に天候が思ったよりは回復したということで、5日の日に運航できましたが、3日の段階で5日のことが運航できなくなると、母島からの乗り継ぎ、運航できないとか、そういうことがありますから、そういうことのぎりぎりの判断をしたというふうに考えます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） すみません、もう一回、もう少し詳しく、どういうふうな経過でこれを放送に至るまでの判断をしたのか、伊豆諸島開発と小笠原海運もかかわっていると思えますけれども、その経過をお知らせください。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） 母島の臨時運航といいますけども、臨時運航についての経過でございますが、まず3月2日でございます。おがさわら丸入港日の夕方でございます。たしか5時半過ぎだと思います。伊豆諸島開発の父島代理店から、これから天候がどんどん悪化していくということが予想されると。最悪の場合、5日の月曜日、おがさわら丸の出航日でございますが、その日のははじま丸が欠航するということも考えられるので、そうなった場合には、ははじま丸からの乗り継ぎ客がおがさわら丸に乗れないというようなことも予想されるので、もしもそういうことか予想された場合には、4日に、おがさわら丸

の出航日の前日でございますが、母島滞在の宿泊客、4日に母島に行かれる日帰りの客、また5日におがさわら丸に乗船する島民等を父島のほうに4日じゅうに移送する必要があると。

そういうことで、その場合には、ははじま丸の定員も限りがありますから、2往復しても、それぞれの客を運びたいということの連絡がありまして、その際、3日の午後、決定するので、もしもそういった措置をとる場合については、防災無線等による広報をお願いしたいという連絡が総務課にございました。早速、総務課としましては、村長、副村長、観光を担当します産業観光課長、母島支所等にそういうことが考えられるというような連絡をしております。

3日の夕方の16時半でございましたけれども、運航会社のほうから、やはりそういった決定をしまったという一報が入りまして、その後、16時50分ごろでございましたけど、防災無線による広報の依頼がございました。その後、17時10分に父島、母島で一斉に防災無線でその旨広報いたしました。

また、3日の決定につきまして、伊豆諸島開発のほうに確認しましたところ、本社の運航管理者、運航部長だそうですが、本社の運航管理者とはははじま丸の船長、父島代理店にいる副運航管理者が当日の午後、最新の気象情報をもとに、ぎりぎりまで協議をしたと。その結果、どうしても5日の就航につきましては危ないというような判断があり、4日に臨時便を運航させるという非常に重い決定をしたというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） わかりました。母島に帰りましたら、言われている方には、村はこういうふうな対応をして、結果的に来てしまったけど、来なかったことを考えて、海運会社としてはやらざるを得なかったんだというように説明していきたいと思います。

ただ、やはり母島の宿泊業者からすれば、それだけキャンセルされるわけですので、できるだけ正確な判断をしていただきたい、そのように村からも要請していただきたいと思います。

それでは、もう一つのシロアリについてでございますが、現時点では原因がはっきりしていないようですが、外来樹木の対策による影響が出ているのではないかと思います、どのような関係機関と調整をしているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 近年、外来樹木対策による人為的な枯れ木や伐採木が増えており、長浜トンネル南側のアカギ切り株、立ち枯らし樹木においても、イエシロアリの侵入が確認されております。今後、これらの樹木が増えると、イエシロアリが侵入して、増殖するおそれがあるため、樹木の駆除や伐採に当たっては、事業者の責任において影響を調査し、対策を行い、村のこれまでの対策に逆行することのないよう、また環境のためのみならず、村民の不安を払拭できる対策を行っていただけるよう、関係機関に対し要請を行っているところでございます。

昨年12月に小笠原総合事務所総務課が事務局となり、小笠原諸島森林生態系保全センター、環境省小笠原自然保護官事務所及び小笠原総合事務所国有林課、小笠原支庁、村で構成するシロアリ対策連絡調整会議が発足し、年4回程度の会議を通じて、情報共有や意見交換、調整等を継続的に行っており、長期的には共通のマニュアル策定を目指しているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 昨年、世界自然遺産に指定されまして、母島には固有種がたくさんあるということで、皆さんもご存じのわけですけれども、シロアリが本当に蔓延してしまうと、これら貴重な、中には絶滅寸前になっている種類もあるようですけれども、これらの対策をきちんとしていく方法として、何か考えていますか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、原因になるであろう外来種対策を国有林、環境省などが行っておりますけれども、母島の固有種、希少植物について、一方では、シロアリにえさをやっている外来種対策ということで、シロアリは二局面に対して、片方では、イエシロアリに対するえさやり行為、片方では、イエシロアリの脅威による固有種の絶滅というようなところがございます。

ですから、シロアリ対策連絡調整会議を発足しまして、これは国と東京都と村、国有林、環境省、東京都、村ということで、そういった関係している団体がシロアリ対策連絡調整会議を持って、例えば母島で、アカギだとか、外来種の駆除対策をやるときに、シロアリに対する配慮はどうなるんだというようなところでは、仮に薬品を使うということについては、慎重な判断を求められますから、そういった例えば薬品を使うについては、こういう薬品はいいであろうとか、悪いであろうというようなところの野外での実験を現在やっております、そういった事業を行う上でのルールづくり、この薬は使えるけど、これは

だめというようなものとか、あるいはシロアリに対する調査にしましても、環境省、国有林、東京都、村と別々な事業が同じような場所で行われているというような実情がございますので、そういったことも効率よく、効果よく、連携してできるようになれば、より対策が進むであろうという判断から、今回、シロアリ対策連絡調整会議というものが発足しております。それらを意見を集約して、ルールづくりをして、マニュアルをつくって、それに沿ってやっていこうということでは、これから足並みをそろえていくということでの評価はできると思います。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） もう一つ、先日、1月の終わりだったか、2月の初めだったかに、島の業者と村の職員が南進線の切り株なんかを調査していましたけど、何か新しい情報がありましたか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） まずは集落のほうの、今、集落でイエシロアリが見つかっておりますので、その辺での巣の集団があるのではなかろうかというところでの調査を行っています。当然、それ以外の北港周辺、東港周辺、長浜トンネル周辺の調査も兼ねておりますけれども、今後、特に集落で数匹ですけれども、見つかっておりますので、今年の5月、6月のスォーム時期での対策では、集落のほうを重点的にやっていきたいと。その下見で、今回もこの便で対策団がやってきております。一応母島のほうへ渡りまして、事前の準備も含めて、今回の対策をするということになっております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 母島では、家屋は木造建築のものがかなり多く、今回、集落内でイエシロアリが確認されたことで、母島の島民は大きな不安を抱えています。静沢分譲地、前回もちょっと話を出したわけですけど、アカギやガジュマルの立ち枯れを行っていますけれども、それにシロアリが寄生しているのではないかと、いろいろ不安があります。これらの対応について何か聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、江尻君。

○母島支所長（江尻康弘君） お答えいたします。

母島支所といたしましては、引き続きまして、シロアリ会議の開催、また対策団来島時に専門家の方からの情報提供をお願いいたしましたり、また樹木伐採事業者等に事後のモニタリングを徹底していただくようお願いしてまいります。また、あわせまして、村のシロ

アリ対策奨励金を活用しました家屋防蟻処理の推奨につきましても実施していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 今まで母島では、余りシロアリに関して脅威を持っていなかったわけですが、ここへ来て、集落内で見つかったということで、多分シロアリ防除対策を講じるだろうと思いますけれども、今までに母島でどのぐらいの村の奨励金を利用されたのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、江尻君。

○母島支所長（江尻康弘君） お答えいたします。

データが平成元年からのものになってしまうんですけれども、平成元年から平成14年度までの間に6件の利用がございました。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 質問を終わる前に、最初のドック中の代替船、シロアリに関して、母島島民としては重大な問題ですので、特にシロアリに関しては、先ほども言いましたように、木造建築がかなり多いです。その中で父島みたいな被害が出てくると、村民生活に甚大な被害が出てくるわけですので、強力な体制をとっていただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 母島の村民の皆さんの不安ということはよく理解できます。特にシロアリについては、母島に入れないようにするというのをずっと村としてはやってきたわけございまして、そこにシロアリが入り込んでしまったと。今、建設水道課の担当課長、それから母島支所長がそれぞれの立場で答弁させていただきましたが、とにかくまずシロアリ対策連絡調整会議等で国や東京都との連携をひとつ強めて、同じテーブルの中で議論することによって、総合的な対策を考え、実行していくということをきちんとやっていくということ。

それから、母島でのことにつきまして、シロアリ会議の開催ですとか、それから対策団が来島の折に母島のほうに行って、きちんと調査もすることになっておりますので、そういうものをやりながら、現在、本当に集落の中にも侵入しているのかどうかということをきちんと突き詰める調査をやりながら、その上で対策を考えて講じていきたいと、このように考えているところでございます。

◇ 高橋研史君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 1番、高橋研史でございます。

今回は2点ほど質問を通告しております。

まず最初に、2点目の小笠原村観光局の運用状況については、自席においてさせていただきます。

それでは、1点目、震災に伴う瓦れき処理について、事前の通告に従い質問いたします。

このたびの東日本大震災について、天皇陛下は、今年の年頭のお言葉の中で「復興に向けて人々の英知が集結されるよう、そして皆が被災者に心を寄せつつ、力を合わせ、明日の社会を築くために忍耐強く力を尽くしていくことを期待します」とお述べになりました。

大震災より1年目を迎える3月11日には、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、政府主催の東日本大震災1周年追悼式が開催され、発災時刻の午後2時46分には黙禱がささげられます。政府式典は、NHKにより全国に同時中継され、この日は全国の国民が、犠牲となられた人々の鎮魂の祈りをささげる日となります。

改めて東日本大震災でお亡くなりになられた方々と被災なされた方々並びに関係者の皆様に対し心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興に向け、身を粉にして日夜ご尽力なされている皆さんに心より敬意を表します。

さて、この大震災からの復旧・復興であります。1年を経過した現在でも、瓦れきの処理が進んでいないというのが現実であります。全国の自治体で一たん受け入れを表明しながら、住民の反対で交渉が難航するというケースが相次いでいるからであります。ここ小笠原は、本土から1,000キロという特殊な事情と、焼却等の処理施設も本土と比べ小規模であります。当村が抱える事情から、一自治体として、大震災の復旧・復興に協力したくても、できないという状況は理解できるところであります。

そこで、村長に伺います。

1つ、全国の自治体で起きているこれらのケースについて、2つ目、並びに大震災の復旧・復興に寄せる思いについて、村長の思いで結構です。ご見解を求めます。お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

議員がご質問の中で述べられた瓦れきの処理という状況は、さまざまなケースがあると認識しております。最近公表されました共同通信の全国自治体アンケート調査結果によりますと、瓦れきの受け入れの障害事由について、「処理できる施設がない」が約5割で最多です。それから、「放射性物質への懸念がぬぐえない」のが約4割。それに続いて、「地理的な運搬が困難」「処理能力を超える放射性物質汚染を心配する住民が反発をしている」が、それぞれ2割の回答結果であったということです。

このような中、根幹の問題としましては、石原東京都知事が国へも提言されたとおり、震災後の国のさまざまな不手際と申しますか、不信感を招いたことが、国民の不信感を呼び起こしたということではないかと考えております。

所信の中で私、先月の14日に陸前高田市に行ったことを皆様にご報告させていただきました。瓦れきがようやく積み上げられた状態で、瓦れきの処理をまずやらなければ、本当に復旧・復興というのは手がつかないということを、この目を見て、実感してまいったところでございます。

先ほど高橋議員の質問の中で陛下の言葉を引用されましたけれども、本当に人々が英知を集約して、等しく被災された方々の復旧のために、全国民、本当にみんなが力を合わせるというような気持ちの集約が大事なことなんだろうというふうに思っています。そのためには、本当に広域的な処理が必要とされますので、小さなお子さんをお持ちのお母様たちの放射能に対する不信とか、そういう心配とかということもよく理解できますので、国がその辺の基準にしても、安全基準等々をしっかりと明示されて、国の指導のもとに、各自治体が本当に被災地のために協力し合える環境づくりを一日も早くしてくれるということを切に願ひまして、復興が、復旧が一日も早く進むことを願っている次第でございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 村長ご自身のお言葉で、ご自身の思いということで、ありがとうございます。私も、あの瓦れきはどうなるんだという心配を一国民として、しております。村長も同じご心配をなされているということで、本当に気持ちを一つに今質問を通してできたと思います。ありがとうございました。

それでは、2点目の小笠原村観光局の運用状況について質問を移らせていただきます。

議長、ちょっと暑いので、上着を脱いでも、どうでしょうか。よろしいですか、失礼させていただきます。すみません、ちょっと熱を帯びそうなので、最初に涼しくさせていただきます。

それでは、質問させていただきます。

平成23年度、本年度から小笠原村観光局、これから局と呼ばさせていただきますけど、これが発足したわけですがけれども、この局の果たす役割というのは、あるいは重要性、村の観光振興施策において、どのようなものでしょうか。重要、普通、最も重要、その程度で結構ですから、ご答弁願います。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 小笠原村の観光振興において、対外的な施策としては、まず最も重要な施策でありますし、村内的には、村長の所信にもありました関係団体との協力、それからエコツーリズムの振興が最も重要ということで、大きな3つの柱だと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） わかりました。それでは、この局は東京諸島観光連盟、これから連盟と呼ばさせていただきますけれども、これに人員と予算を付して業務委託したものでありまして、連盟の事務局は上田専務理事が1名、これが常勤、そして事務所は竹芝に置いているということよろしいでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） そのとおりでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 局の職員、これのいわゆる上司というのは、この連盟の専務理事に当たるのでしょうか。つまり職員の業務、労務管理、日常の指導監督は、この専務理事が行っているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 観光局を設けるに当たりまして、観光局の服務規程というのを東京諸島観光連盟内に設けております。基本的には、東京諸島観光連盟の会長というのは、現在は神津島の観光協会長が東京諸島観光連盟の会長でございますが、日常的な業務の指導、指示は上田専務のもとに行われております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 日常的な業務指導は専務理事が行っているということです。

それでは、先ほど産業観光課長のほうから服務規程なる言葉が出てきましたけれども、この局の職員の管理にかかわる各種規程、事務処理規程とか、服務規程、旅費規程等、各種

の規程は、この連盟に整備されているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） まず、旅費規程というのが別途ございます。それから、給与を設定するに当たっては、東京諸島観光連盟の中で村の委託の積算によって行われた金額において支給するという取り決めをさせていただいております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 事務処理規程はございますか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 議員がおっしゃっている事務処理規程というものに相当するものは、私の中でいうと服務規程になっていると思っておりますが。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） わかりました。

それでは、局の予算は本年度で約3,340万円、これが予算としてついております。小区分されております人件費、旅費、事務費、各種イベント費、広告宣伝費というのは、いわゆるそこにいる局の職員の裁量で執行できるようになっているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 委託事業ですので、私どものほうから委託する際の仕様書を出し、その中で、特にイベント等はこのイベントというのを積算の際に指示をし、それから実施する事業として、例えば旅行会社の説明会を2回設定しているとか、平成22年度までは観光協会で行っていた教育旅行誘致事業を実施するとか、そういった中で基本的な事業、何をやるかということは、うちの委託事業の中で指示しております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） それでは、今ご説明ありました委託事業という、委託事業の性格がよくわからないので、ご説明願います。委託事業というくくりの事業は、どういう性格を持ったものなのか、ご説明願います。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 村として、対外的にいろいろな観光事業を、この件でいいますとやるべきところを、東京諸島観光連盟に業務を委託しているということになります。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） わかりました。また、ちょっと個々のことについて質問します。

例えばメディアタイアップ事業において、私も産業観光課長のほうから業務報告というものをいただきまして、いろいろ精査してみました。この中でメディアタイアップ事業において、費用協力を行っておりますけれども、例えば月刊「マリンダイビング」、これの出版に際して31万5,000円、JTBパブリッシング、これも取材協力として、おがさわら丸2等往復運賃、大体2名分として9万6,000円ぐらいになると思うんですけれども、またある雑誌には10万円、フリーペーパーには35万円という、これらの費用協力というんですか、現金で協力しているというような事業もやっておりますけれども、これらの執行は、局の職員の個々の判断で実行しているのですか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） メディアタイアップ事業は、平成22年度まで村の直接の事業として実施してまいりました。その際にも、今、幾つかの事例をおっしゃったように、メディアによっての対応というのは違っております。それにつきましては、メディアタイアップについては、基本的にはメディア側からこういう雑誌を出したいとか、こんな取材をしたいという際に、費用面である程度補助していただければ、取材をしたいというような前提で交渉します。

その交渉に当たっては、基本的には裁量の部分もありますが、前年度までやってきた経緯の中で、主に交通費などを、全額ということではなくて、交通費などを基本にしながら実施していこうと。先ほどの事例のようなダイビング関係の別冊については、別途もっと大きな金額を提示されても、それはなかなか出し切れないということで交渉しなから、最終的には定めているという状況です。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） もう一回質問させていただきます。私がお伺いしたいのは、それらの金額の支出について、判断はそちらの局の個々の職員がしているのかということ、これについてお伺いしたいんですけど。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 基本的な先ほど言ったような旅費の一部補助という程度、従来からやっていた程度については、裁量というか、判断に任せております。先ほどのダイビング雑誌のようなものについては、村の委託事業ということもありますので、相談を受けて、内容をこちらでも聞いた上で、判断の意見を申し上げているということです。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 通常、職員の専決による処分額というのは、事務処理規程等によって決められるべきものであると思うんですけれども、先ほど事務処理規程にかかわるといふか、事務処理規程を含め、サービス規程の中に入っているというご説明だったんですけれども、このサービス規程の中に職員の専決によって処分できる額というのは載っていないと思うんですけれども、それは結果的にケース・バイ・ケースによって、こちらの村との調整によって、個人で決めたり、こちらの決裁をとって決めるということになっているのですか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 今おっしゃられたような意味合いの事務処理規程ということでは、東京諸島観光連盟の中の整備というのではないと思います。これについては、基本的には委託事業であり、ほかの委託事業の中には、先ほどの仕様書のようなものですべて行えば、こちらが関知しないという場合もありますが、性格的には、メディアタイアップだけではなくて、いろいろな場面で村と相談しながら実施しているということでございます。その判断の中にすべて個人の裁量で、上限もなく幾らでもできるかというような体制をとっているつもりはございません。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 実際の運用においては、連絡等、調整をきちんとしてやっていると思いますけれども、やはりこれは3,000万円以上のお金を使っている事業ですから、その裏づけとなるような規程はきちんと整備するべきではないかと思います。後で私、言おうと思ったんですけど、今言っちゃいましたけれども、それでは次の質問に移らせていただきます。

また、メディアタイアップ等にかかわることですけれども、職員個々の月次報告を確認したところ、メディアタイアップ事業の費用協力とか、取材打ち合わせ、これにはどちらかというところ、特定の職員のみが担当しているようでありましてけれども、こういう費用協力等、お金を向こうに与えるというような事業は、できれば複数で担当して、組織内の内部牽制制度、これをきちんと生かしたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 限られた人数でやっている中で、3名のうちの2名がある意味職員、1名がアルバイトという状況で、その上に先ほどの専務がいらっしゃるといふことになっております。その中で主にメディアですとか、イベントを中心にする担当者、それからもう一本の柱であります旅行会社等の対応の担当者という主担当がそれぞれおりま

す。その上で、窓口となる人間が交渉するというのは、ごく普通かなと思いますが、その判断に当たって迷うところがある部分は、当然専務であったり、それからこの事業が村の事業ということもありますので、先ほどと同様に幾つか迷うところについては相談をするように常に言っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 昨年、世界遺産に登録されまして、多くのメディアに取り上げられております。小笠原がテレビ番組とか、雑誌、ペーパー等に数多く取り上げられるようになっております。昨今、島内には、特にテレビに小笠原が映ると、いろいろな方が映ります。それに関して、いつもこのガイドさん、またこの業者、いつも映っているんだけど、これは向こうの観光局と何かつながりがあるのかというような、そういう声も私の耳の中に入ってくるんですけども、これは産業観光課長も耳に入っておるでしょうか。もし入っておるとすれば、これらの声に対してどのようにお答えなさるのか、お答えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） そういう言われ方をするときが多々あります。そういう意味でこういう場で問いかけていただきましたので、お話をしますと、やはり今回の観光局になる前の村が観光協会に委託していたツアーデスクの時代にも、やはりお客さんへの配分について、いろいろなことが島内で話題になりました。

そういったことも踏まえて、メディアの関係に限らず、観光局の事業実施に当たって、何度も当初から言っているのは、そういったことの疑念がないように行動しなさいと。それは観光局だけではなくて、村も、それから両観光協会も同様に、いろいろなメディアからの問い合わせや事業者からの問い合わせがあるかと思います。それについては、あくまでも取材協力というものは、小笠原の情報をベースにしなから、その後、どこのどういう事業者を、ガイドであったり、宿であったり、そこを使うかは、メディアのほうの裁量にゆだねるように言っているところです。そういう中でメディアの方々がいろいろな情報を見ながら、ご判断をされているというふうに思っております。

それから、つけ加えますと、メディアタイアップ事業というのは、先ほどのようにメディア側から資金面を中心にした協力要請も含めたタイアップでございますが、昨年度は世界遺産に登録されたということで、メディア自身が独自に取材をされている場合が非常に多くあります。

ですので、もう1点誤解されているのが、村や観光局、それから観光協会がすべてのマスコミを把握しているのではないかとということもよく言われます。残念ながら、独自に取材をされている方々については、結果として、カメラを持ってきたとか、取材が終わってから、媒体が出てから知ったとか、そういうのが多々あるというのも状況です。直近のテレビについても、たまたま私が別の文化的な活動をしている中で協力要請はありましたが、それ以外については、村に対しても一切取材協力の要請、観光局にも要請がなかったというのが実態でございますので、そのあたりをご理解いただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） わかりました。

それでは、村の補助団体、いわゆる観光協会、ホエールウォッチング協会、商工会等々、これには事業が終わってから速やかに監査というものが実施されるんですけども、局には、この年度の事業が終了次第、速やかに監査が実施されるということはあるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 補助団体と違って、先ほども言いました委託事業ということがございます。こちらについては、委託事業費を12カ月、月額で支出しておりまして、資料請求にありましたような月次報告、そういったものを月々出させることで確認をとり、委託料を毎月継続的に払っているという状況です。最終的には、委託の実績報告ということに1年分をまとめて報告させるということになっております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 具体的にもうちょっと教えてください。監査と、報告を求める実績報告書、これを提出させて検査を受けると。監査と検査の違いは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） なかなか産業観光課長としての的確に答えられるかどうかですが、いずれにしても、委託事業ということでは、その仕様に沿った事業が基本的には行われたかどうかということ、そういった報告を通して確認するということが、一般の補助団体の監査に変わる作業と思っております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 監査は、多分、その事業を行うに当たって、適正に無駄がなくてできた

かどうか。証拠書類、例えば、領収書等を帳簿と突き合わせて、そこまでやられると思います。この局で予定している検査というのは、そこまでやるんですか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） この事業に限らず、村の委託事業というのは、産業観光課の所管以外にもたくさんあると思いますが、委託の成果を領収書の1つまで見て検査しているという事業は多分ないと思うんですが、私が所管している委託事業、観光局以外も含めて、そこまで検査しているものはございません。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） それでは、委託事業と、普通の補助事業と、検証の仕方が予算の出し方によって違うというのはわかりました。

それでは、これだけ大事な事業、これだけお金をぽんと渡して大きな事業、しかも、最初の答弁にあったとおり、目玉であるような事業、これが本当に機能しているか。また、それが現に村民の役に立っていて、皆さんの理解を得られるか。そのような観点から、この局に対して監査を入れようということになったら、監査を前提に業務を振るとしたら、どのような形でやれば、業務が振れるんですか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） いずれにしろ、一般的な監査委員の方の監査ですとか、それから、住民監査ですとか、そういった、いわゆる行政的な手法によって、その事業の内容を検証するということはできるんだと思います。

そういう中で、さらに、もっとそういった、先ほどのような領収書1枚の調査というようなことになっていけば、それは恐らくできないことではないんだろうと思いますけれども、日常的に委託している側の村としては、今回の観光局については、先ほどから言うように、大きな目玉でもありますし、一方で、村や観光協会、地元側とも連携していかなければいけない事業ですので、それについては、委託すればほうっておけばいいという意識は全くございませんので、今年度、実施した中で、何か問題が見受けられるようでしたら、まずは、我々がその指摘に従って、どのように行ってきたかを検証してみたいとは思っております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ちょっと私の質問がうまく伝わらなかったようで、今年度は、業務委託ということで、このような形で行きましたので検査ということになるでしょうけれども、

将来、もっときちっと、これも監査の対象として検証、並びに情報公開をもっと進めるためには、要は、監査が入れられるようにするためには、この委託という形態を変えればできるわけですか。今の委託という形態から違う形態に変えれば、これは監査の対象になって、きちっと監査ができるということでしょうか。

○議長（佐々木幸美君）　ちょっと細かい部分で、産業観光課のほうも困ることがあるので、もし細かい質問がありましたら、別途、相談していただきたいと思います。余りこの問題に長い時間、同じような質問をしていると、ちょっと今、同じような答弁で……。

産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君）　すみません、かみ合っていないのかもしれませんが、委託事業だから、例えば、うちの監査委員会の監査ができないということではないと思いますので、その事業を取り上げて、これまでも、ほかの委託事業を取り上げられて、いろいろなご説明をしておりますので、何か課題があるということであれば、監査対象にしていただければいいのだと思います。

○議長（佐々木幸美君）　高橋研史君。

○1番（高橋研史君）　わかりました。

とにかく、これだけ大事な事業、観光振興施策の目玉であります、対外的に中心を占めるとおっしゃっている大きな事業、大きな予算がついております。これをこれからも進めるためには、情報公開等、あと、きちっと検証を行って、まず、村民の理解、観光に携わる人間以外にも、多くの村民の理解を得るということが大切だと思います。ですから、今まで指摘してきたように、ちょっと規定がないとか、検証の方法がこれでいいのかなという状況は、私は、このままでいいのかなという疑問を持たざるを得ません。

したがって、今後は、局の管理体制をもう一度、再確認していただいて、これに監査なり、それにかわるようなきちっとした検証ができるようなシステムをつくっていただくように改善を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君）　産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君）　初年度というのもありますし、それから、先ほども言いましたように、ツアーデスクからのいろいろな経緯の中で、観光協会からの求めにも応じて、月次報告など、事務局のほうには、少なくとも、毎月送っております。そういったことのオープンをする。どんな事業をやっているかということは、事前に、特にご関心を持たれる観光事業者に伝わるようにということやってきているつもりでおりますので、具体的

な、先ほどの、例えば、決裁の金額で言えば上限とか、そういったあたりは、もう1回、諸島連盟自体が持っている機能があれば、それに即すというようなことも確認しながら、改善できるところには取り組んでいきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） それでは、最後の質問に行きます。

局の運営に当たり、今年度事業の目標とか重点等を決めたと思うんですけども、これには、こちら地元におります観光事業者の意見を十分反映したのでしょうか。

それと、1年間やってきたこの事業というものの結果報告、これは、こちら地元にいる観光業者、あるいは村民の皆様には何か説明する機会を考えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 初年度でということが多くなりますが、まず、今年度については、ツアーデスクから引き継いだものというのは、旅行会社への説明会等でございます。

観光局については、さらに教育旅行であったり、村が抱えていたメディアタイアップや村が直営でやっていたイベント、そういったものを、この1年は、実際に従来どおりやりながら検証し、それを改善していこうというもとに取り組んでまいりました。

もう一つは、世界自然遺産の登録というものを想定しておりましたので、その部分で言うと、イベントやメディアの対応もありますが、説明会なども大幅に回数的には増えたということで、職員のそれぞれの負担というのは大きくなったのが今の現状です。

そういった中で、来年度についても、先般、少なくとも、村と観光局のほうでは打ち合わせを行い、それから、16日には、両観光協会、それから、小笠原海運、観光船の現地対応をしているナショナルランドとかが、ちょうど現地に集まれる時期があるということで、観光連絡会議を主催し、それぞれの情報交換をしながら、来年度の実施体制を相談していきたいと思っているところであります。

また、報告会ということで、名称として報告会がいいかどうかはちょっと検討しますが、村の事業としての成果をどこかの場面で、皆さんに、村民の方々にお披露目できる機会を検討してみたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ぜひとも、最後に当たりまして、内部管理制度のさらなる構築と局の運営に関する情報の公開と説明、機会のあるごとに、我々村民になさっていただくことを

お願いいたしまして、質問を終わります。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男です。

登壇の席では、新年度に向けての村長の所信についてお伺いします。それ以外の質問に関しては、自席にしてさせていただきます。

村長から出ました所信を読ませていただきました。大きな違いは、世界自然遺産登録を控えて、ますます問題が山積し、東京都と国の連携がますます重要になってきたと。そういう部分を視野に入れて、私は、所信も予算編成もお考えになったとっております。

予算を見ますと、毎年、行政として、当然やるべき医療、教育、防災、航空路、今回の所信を見ますと、それ以外に、最重点目標として、航空路開設推進に向けた新たな取り組み、そして、防災計画の見直し、特措法延長は、これは当然、行政としてやるべきものですが、航空路の新たな取り組み、そして、防災計画の見直し、村長のお考えの中にはどういうことを考えているのかをお聞きしたいと思います。

あとは、自席でやります。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員のご質問の答弁させていただきます。

まず、私の所信の中で、航空路についてのお尋ねがございました。

所信表明におきます航空路開設推進に向けての新たな取り組みということでございますが、所信の中でも申し述べさせていただきましたが、今までと違ったアプローチの必要性を感じておりましたので、現在、東京都の行政部、離島港湾部と小笠原村とで情報交換会を設置させていただいたところでございます。

今までは、東京都が実施してきた調査、村が実施してきた調査等、事務方が同じテーブルで意見交換や議論をすることがありませんでしたが、この情報交換会において、東京都からも情報提供を受け、課題の整理や解決方法等、積極的に議論を行っているところでございます。この情報交換会を重ねていくことが、航空路開設に向けた着実な歩みにつながるものと考えております。

また、昨年11月より開催しております小笠原村における民生安定化懇談会は、その後、数回にわたって開催されております。各専門分野の各委員から、私にご意見をいただくとい

うことになっております。私自身が、今後、航空路に関する施策を進める上で、非常に貴重なご意見を拝聴できるものと考えております。

次に、防災計画の見直しということについてお尋ねがございました。

昨年11月の防災会議で、防災計画の見直しを行いました。主な見直しは、数値や表記方法の時点修正と新たな近海地震による津波防災の対策を策定したところでございます。

新たな対策は、情報の発信と避難意識の向上、避難路、避難所等の防災施設の整備、初動体制の確立であります。

なお、平成24年度の当初予算では、特に避難路と防災施設設備等事業費を計上いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君）　しばらく休憩します。

（午後3時08分）

○議長（佐々木幸美君）　それでは、再開いたします。

（午後3時15分）

○議長（佐々木幸美君）　杉田一男君。

○5番（杉田一男君）　それでは、気を取り直していきたいと思います。

今、村長の航空路に関する新しい取り組みという部分で、もう少し東京都とも密な連絡をとる協議会的なものをつくり、そして、無駄なく作業を進めていくと。それはそれで、私は言うことはありませんけれども、新たな取り組みといいますから、それでは3年以上続いているP Iに対する新たな取り組みということは考えていませんか。

○議長（佐々木幸美君）　村長、森下君。

○村長（森下一男君）　所信の中でも申し述べさせていただきましたが、本当に小笠原の航空路の開設ということで動けば動くほど、その課題の大きさ、多さ、難しさというのを実感しているということを率直に私は申し述べさせていただきました。

その中で、この実務方の協議は、P I協議会にきちっとしたというか、お互いにある程度、意思疎通の図れるものを遡上に上げていただくために、実務方で一生懸命やっているということが私の大きな思いでございます。P I協議会の中で議論をするということは、私どもが望まない結論に至ることも考えられると、私は思っています。私は、歯を食いしばっ

でも、何とか、小笠原に航空路を開設したい。それが先輩たちの努力にも報いる道だし、これからの村の発展に欠かせないものだと思います。

ですから、万万が一、小笠原に航空路は必要ないというような結論が出されるようなことを感知したときには、その道に進むことはあってはならないというふうに考えております。そういう意味で、今、取り組んでいる実務方同士も、きちっと情報交換、意見交換をしていくということは、ある程度の年数になれば担当が変わるという実情も踏まえた上で、私は今、P I 協議会に向けても必須なことだと、そのように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長の思いはわかりましたけれども、私は、沖縄の伊平屋空港が、沖縄県が積極的に参加することによって、2年でP I を卒業したと。そういう実例もあるわけです。

ですから、村長の思いはわかりました。それでは、平成24年度中に、今までのP I 協議会は、はっきり言って、就任退任の話か、私は今まで聞いていません。それが一歩でも進むように、ぜひ、P I 協議会を進める新たな姿勢を考えていただきたい。それには、当然、議会としても協力は惜しむべきではないと思っていますし、大いに協力する必要があると思っています。いかがですか、村長、P I を少しでも進めてもらうために、今年1年、頑張ってみませんか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） P I 協議会を1つでも進めるために、その前段階という形で、今の実務方のことをやっているつもりでいますので、平成24年度中に、少しでもP I 協議会が進むという方向では、まず、動いてまいります。

しかし、先ほども言いましたように、私の望まない結論に至るような形ということは避けたいというふうに思っております。

P I 協議会が済んだら、その先に、航空路の開設がとんとん拍子で進んでいくというような状況を何とかつくってまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それでは、もう一つ、小笠原に今必要なのは、やはり、交通アクセスです。それなくして、小笠原はすべて進みません。それを踏まえて、航空路もそうですが、航路に関しても、今まで以上の前向きな取り組み、これは1つの例ですけれども、ある人から私も提言を受けましたけれども、仮に今、航空路が決まっても、10年、20年先だろう

と。

しかし、世界自然遺産登録になった今、小笠原の観光振興、小笠原全体の振興は、やはり、今取り組まなければだめだと。そのためには、やはり、交通アクセスの改善は必要だと。不可欠だと。そのために、先ほどから代替船等も含めて、いろいろ意見が出ていますけれども、私は今、おがさわら丸6,700トン、それを更新するときに、将来のおがさわら丸が約3,700トン、できれば4,000トンクラスを2隻就航するような手だてがとれないかどうか。当然、航空路開設までに、やはり、村長がいつも言っているような民生安定化を考えますと、これも1つの方策だと思います。東京都との懇談の中で、こういう話もぜひ話題にさせていただいて、交通アクセスのより向上に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

次に、防災計画の見直しです。

防災計画を事業化して、避難路、そして、備蓄、避難場所の確保、いろいろとこれから事業計画を進めていくと思います。私は、それは必要だと思います。

ただ、いろいろな部分で進める中で、私が一番心配しているのは、大津波が来たら、小笠原村のライフラインは壊滅するということです。ですから、訓練では、小笠原村の村役場がだめになったら、情報センターに新たに移すと。言葉では簡単ですけども、本当に実際にできるのかどうか。そういう検証も私は必要だと思います。

ですから、ライフラインに関しては、すべていろいろな場合を想定して、やはり、検証する必要があると思います。これは、村だけでは難しい部分があります。やはり、当然、東京都も含めて、私は、村役場が壊滅状態になって、そう簡単に情報センターにすべて移管することは難しいと思います。それは、多分、職員の中にもそう思っている人もいます。その辺も加味して、今後の防災計画は、現実的に村の生命線が、津波が来たら全部ストップしてしまうと。その辺を頭に入れて、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 3月11日の東日本大震災の津波を目の当たりにした我々は、どんなことでも起こり得るということを本当に知らされたわけです。

ですから、今、杉田議員がご指摘のようなライフラインが本当にほとんど使えなくなるという状況下のことも、当然、考えなければいけないことだと思います。ご指摘を受けたことは真摯に受けとめて、防災の話し合いをするときに、各関係機関とも話をしていきます

し、今までも答弁していましたように、まずは、人命の安全を図るということを第一義にはいたしますが、それぞれ考えられることを想定し、これからも検討を重ねてまいりたいと、このように思っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 所信に沿って質問をしたいと思います。

きょうの一般質問でも1次産業の大切さというのは、改めて出てきましたけれども、私は、前から言っているように、1次産業と観光振興が連携し合う、そういう場でないとはやはり、長い意味の観光振興、小笠原の再生は無理だと思っております。そういう意味で、やはり、1次産業の果たす役割は非常に大きなものがあると思っております。

所信の中で、遊休農地の再利用を考えると。これは、多分、村がつくった制度に沿った形のものだと思いますけれども、私が常々言っていますように、ぜひ、もし、遊休村有地の利用できるような場所があれば、やはり、改めて調査していただきたいと思っておりますけれども、産業観光課長、どうですか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） まず、村の村有地の中で、農業適地があればということで、以前、長谷のほうの村有地についてもご質問いただきました。

まず、具体的な場所については、国立公園の第2種特別地域内であったり、また、近年、アカガシラカラスバトの繁殖地の地域の近接地にもなっているということ、かなりの傾斜地でもあるということで、なかなか利用に供するには適さないのかなというところがござります。そのほかにも、ざっと見ても、村有地の中で農業に適している土地というのは、ほとんどないような印象を持っております。

今回も、小笠原の農業を支えるに当たっての中核的な農業者ということで、認定農業者の制度を充実させてきたところです。

村としましては、さらに、村有地ではなく、民間の土地の流動化ということを図るために、農用地利用集積計画による農地流動化というのを図っておりまして、さらに、来年度の予算の中では、遊休農地を再活用するための新たな支援策というものを予算計上させております。

こういったことを通して、農業生産を向上させ、さらには、議員がよくおっしゃられる地産地消にもつながっていくのではないかと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 1次産業の振興に関しては、当然、若い力が必要でありますし、やはり、育成が大事だと。場所だけではなくて、人材の育成も大事だと。そして、関係機関の調整も大事だと。それは、私もよくわかります。

今、副村長は、私がいつも言っている地産地消に関しては、村の中では座長的な重要な位置を占めている。そういった中で、前回の定例会でも、非常に前向きな答弁を副村長からもらいました。私も、やはり、関係機関との連携は、これなくして何事もできないと思います。

そういった中で、第4回定例会以降、また新しい新年度に向けて、副村長の思惑、考え方があれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 地産地消の取り組みについて、お答えします。

今、お話がございましたとおり、昨年年第3回及び第4回村議会定例会におきまして、杉田議員から地産地消に関するご質問をいただきました。

村として地産地消を進めていくためには、どのような方法をとっていくべきかと、私と産業観光課で、その後、検討を行ってまいりました。その結果、地産地消の持続的な発展を実現するためには、これまでのような行政主導型の一過性のイベントを実施するのではなくて、生産者、流通・販売事業者、飲食・宿泊事業者、そして、一般消費者という現場サイドの求める施策を行っていきべきであろうということの考えを再確認したところでございます。

村としましては、毎年、新年度の早い時期に、各関連事業者、団体等の地産地消に対するご意見、ご意向をお聞きする場を設けまして、地産地消協議会で、今お話のあった座長の互選を受けております私が直接、皆さんの意見等をお伺いしたいというふうに考えております。

その場でいただきましたご意見をもとに、村として、どのような支援が必要か。また、どのような支援ができるのかということを一歩進んだ検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

現段階では、各方面からのご意見等をお聞きしているわけではございませんので、具体的な内容を、今ここで話しすることができませんけれども、年度が変わり次第、確実な動きが出てくるということ、この場でお約束したいというふうに思います。

また、今、お話がありましたとおり、産業団体と各関係各位のご協力も、この場よろし

くお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 非常に前向きな答弁で、私も大いに期待するところでございます。

そこで、改めて確認します。今の副村長の思いをそのまま、ぜひ、第3回定例会ぐらいまでには、ある程度の指針が示せるように頑張っていたいただきたいと、こう思いますけれども、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 期限を決めることには何ら問題ございませんけれども、関係各位のご協力のもとに、私は、1年をかけてというふうに思っておりましたけれども、第3回定例会までの間に、何らかの形で方向性なりが出せるように努力したいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それと、改めて村長にもお願いしておきますけれども、私は、遊休村有地で、多分、使えるところはあると思うんです。というのも、やはり、友達を呼んでも、お客が来ても、お土産がなかなかないと。そういった中で、土地があれば、私たちは自分でやるのにという人が周りにも何人かいるんです。ですから、そういう意味で、私は、例えば、長谷に関してはフルーツランド的なものでもいいし、やはり、農業、JAに関する部分で、側面の支援も、私は大事だと思いますので、ぜひ、その辺も考えていただきたいと思います。

所信に関しましては、今のお話で、私は終わりたいと思います。

次に、私が通告してある2点をお伺いします。

その前に、今回、私は、総務課長にお願いして、各議員の1年間の一般質問の成果表を出していただきました。これを見るとわかりますけれども、やはり、成果ですから、できた事項もあれば、検討中、協議中という部分もあります。これが一目瞭然でわかる。私は、一般質問の本意は、協議中、検討中が、やはり、オーケーになる途中のプロセスだと思います。一般質問自体が、やはり、定例会でしか許されていない質問ですし、それぞれ執行部も、議会も、村民から選ばれた。立場が違うけれども、小笠原村の発展のために、違う部分でお互いに切磋琢磨する。それを議論し合うのが、私は一般質問の場であると思っております。そのためには、ぜひ、執行部の皆様に改めてお願いしますが、やはり、一般質問に対して結論ありきで、私は進めるべきだと、こう思っております。

それでは、そういう部分を踏まえて、私は、第4回定例会と同じ、まず、扇浦分譲地、言

いかえれば、第2集落についてお伺いします。

前定例会では、私、ちょっと時間がありませんでしたので、村長の答弁をよく聞けないうちに終わりましたけれども、その中で、私は、まず、なぜ第2集落を必要としたのか。それは、多分、定住促進も含めた部分、新たな大村東町ではし切れない部分を、やはり、ある程度、分散した形の集落地が必要だという観点からだと思えますけれども、この分譲地は、やはり、村長の政策の1つであります。そして、23区画づくり、今、販売実績は9区画であります。あと14区画が売れ残っているというのが現状であります。そして、去年、村長が大きく期待していた世界自然遺産になり、観光客も増大してまいりました。私は、今が扇浦分譲地を真剣に売るときだと、私の認識は、そういう認識でありました。

しかし、村長は、今はタイミングではないと。もう少し待つべきだと。先ほど、私は、一般質問の定義を言いましたけれども、そういう意味から、私は、世界自然遺産に登録されたからこそ、今がチャンスだと思っておりますけれども、村長は、そうではないと。村長がもうちょっと待つべきだという、その根拠をお聞きしたいと思えます。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員の質問に答弁させていただきます。

ちょっとせき込みまして、大変失礼申し上げます。

まず、私は、責任逃れという意味ではございません。この扇浦の分譲地の計画時は、私が長ではございませんでしたので、杉田議員の質問を受けまして、当時、どういう目的で、この作業を進めていたかという庁内のことについての報告を受けております。

その中で、目的では、今、杉田議員のおっしゃいましたように、村民の定住促進、そして、扇浦第2集落の充実ということが大きな目的、2本の柱でございました。これにのっとり事業を進めてきたという経緯でございます。

その上で、今、ご質問の、私が今、売り急ぐべきではないというとらえ方を杉田議員がされておられましたが、私が言うのは、今、過去の条件を大きく変えて、例えば、地価を安くするとか、島外の人も、その購入者の対象にするとか、そういう大きな変更をしてまで売り急ぐべきではないというのが私の考えでございました。

杉田議員、ご指摘のとおり、世界自然遺産にもなりまして、状況が変わってきたことによって、扇浦分譲地に対しての問い合わせ等も、若干ではありますが、来ているような状況もあります。誤解をしていただきたくないのは、私は、今までの分譲条件を大きく変えてまで急いでということは、考えるべきではないというのが私の考えでございますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 改めて確認しますが、私がこの分譲地をなぜ取り上げたかといいますと、はっきり言って、販売された3年前から、私は、販売促進はどうするんだという話をしてきました。しかし、この後、一歩も進んでおりません。私は、問題提起もしました。そして、担当局である財政課長が、私の提言も受け入れながら、多分、庁内で検討したと思います。

そうしたら、先ほど、村長は、私が言っている違う観点から、大幅変更してまで売する必要はないと。それは、私も同じです。それは、今まで買った人に対しても失礼であります。私が言うのは、そうではなくて、3年間、なぜ動かなかったんですか。そういう問題提起があれば、もっと早く、私たちに示すべきでないですかと。それは、もう過ぎたからいいです。

私は、平成24年度以降、ぜひ、この販売促進をどうするか。その村長の考えが、今どうなっているかをお聞きしたい。もう一つ、私が疑問に思ったのは、この分譲地を財政課が担当することが、私はよく理解できないんです。もちはもち屋と言いますが、私は、財政課が担当すべきものか、私の中ではよく理解できません。その辺について、村長の見解をお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員の財政課に置いておく意味がわからないという疑問については、私も大変よく理解できます。

先ほどの話ですが、当時、この分譲地の計画を練っていたのは企画財政課、それが企画課になり、そして、販売を開始した当時は企画課、今は財政課となっております。それは、用地の係を置いているというところが所管しているということで、まず、この点に対してお答えさせていただきますと、来年度1年かけて、今の村の組織のあり方、今後、先を見据えて、どのような組織にするかというのを庁内できちっと議論をすることになっていきます。その際に、このことも含めて議論させていただきます。

今は、ここ1年は、今置いている財政課でやっていくということについては、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、いろいろなご提言をいただきまして、確かに、新しい分譲方法を決めているわけではないので、扇浦の分譲地のことは一歩も動いていないように見えるかと思いますが、

どのような条件を緩和できるとか、そういうことは、杉田議員ご指摘のとおり、庁内でも議論してきました。そして、その中で、私が一番気にしていたのは、今、もう買ってお住まいになっている方がどういうことを考えているかということで、このことにつきましても、数回、担当と住民の方でご意見を聞かせていただきまして、住民の方の大体の思いというのは理解をしているつもりでございます。

したがいまして、本当に私の考えも含め、もう少しお時間をいただいて、この問題については、今の我々の考え方、分譲の仕方について披瀝をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それでは、村長、ぜひ、議会に対して、平成24年度中に何らかの進展を見せていただきたい。それをお願いしておきます。

そして、私の提言の中に、もう一度、区画割りをちゃんとしてください。とても分譲地として売れないような場所もある。そういう整理も早急にやっていただきたいと思います。それをよろしく願います。

それでは、産業観光課長、簡単にお聞きします。

あそこに停留所をつくっていただいて、バスが回れるようになりました。ただ、オオコウモリの関係で、いつごろから運行できるかというのは、そのころ、はっきり言えない部分があったと思うんですけれども、その辺について、今現在の見解を教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 前回の議会では、近々にコウモリ対策を含めて、村道の通行止めをするということで、その後、現在、今のところ、通行止めをした状況になっております。

ただ、村道近くのコウモリのねぐらが多少動いたということもありまして、12日に関係機関が集まりまして、この件だけではなくて、それぞれ今の現状のコウモリの状況を情報交換しながら、まずは、村道の開放について相談をそのときにして、開放になれば、もうバスを通す準備は、バス停を設置する基礎も先日設けておりますので、開放になった直近の月、できれば4月からと思っておりますが、早い時期に通したいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長、ぜひ、もう買われている方が9世帯ある。そういう中で、明るい兆しが、バスが走るだけでも大分違うと思うんです。そういうこともかんがみて、ぜひ、

扇浦分譲地を進めていただきたいと思います。

そこで、質問ががらっと変わるんですけども、ちょっと時間がないので、村長に直接お聞きします。

旧赤間ホテルは、前回もお話ししましたけれども、進入路が1.2メートルしかない。これは、大津波が来たときは、あそこが集積されるような形になっている。そうすると、天災ではなくて、人災が起こるおそれもある。ぜひ、近隣住民の理解を得られると同時に、やはり、出入り口の確保は優先課題だと、私は思います。この辺について、まず、村長の見解と、平成24年度中に、できれば1歩でも2歩でも進めていただきたいと思います。

あそこの出入り口の区画を持っている会社は村長もご存じだと思います。私も話をして、それなりのお話はしていますので、それをひとつお聞きしたい。

もう一つは、先ほど忘れたんですけども、環境省のビジターセンター的なものが、今、小笠原に建設されるというような話も聞いておりますけれども、私がどこだろうと場所を考えたときに、どうも、もし建設されるとすれば、国有地だろうと。そうすると、西町の今の広場、しかし、それは、ぜひやめていただきたいと思います。津波が来たら、一番最初にやられるのはわかっている部分ですから、できれば、私とすれば、扇浦分譲地の一番広い部分をぜひ環境省に買っていただいて、小笠原の交流センターの環境省のビジターがいつでも交流できると、そういう方策もいいのではないかと思いますけれども、その2点だけ、簡単に答弁してください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 環境省の話について、詳細はまだ私も把握しておりませんが、杉田議員の思いにつきましては今聞かせていただきましたので、それは、私の享受の中に入れて考えさせていただきたいと思います。

旧赤間ホテルのところでございます。ほかの懸案もさることながら、前々から、その1カ所だけではなくて、出入り口の土地の地主のことでは、過去、いろいろな交渉を重ねてきた経緯もあります。それが課題であるということは、よくわきまえておりますし、担当もわかっております。担当にもお話を聞きに行くような指示はしてありますので、1カ所、片方だけということではありませんけれども、今後、何とかしなければいけない旧赤間ホテルについての先々の見通しが立つよう、その辺の整理についてはしてまいりたいと思っております。

◇ 池田 望 君

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 6番、池田 望でございます。

世界遺産登録後の公共工事の進め方について、村の考え方を伺いたいということで質問書を出してあります。

昨年6月に、小笠原諸島は世界自然遺産に登録されました。大変素晴らしいことだということで、村民の1人として大変喜んでいらっしゃるのですが、また、この自然を将来にわたって保全していかなければならない。これは、村民皆さんに課せられた、私もそのように考えております。

しかしながら、自然保護だけではなくて、父島、母島には2,500人余りの住民が暮らしております。自然保護はもちろんのことでございますが、村民が安心して暮らしていくためには、村民の生活の安心安全の確保、また、経済の活性化も村にとっては大変重要な施策であると考えております。村民が安心して暮らしていくためにも、基幹道路の整備は不可欠であると考えます。

父島では、防災機能を兼ねた都道の整備をお願いしているところでございますが、母島においては、都道北進線の道路改修工事が滞っていると伺っております。このような状況について、村はどのように対応されるのかを伺いたい。これが質問でございます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田議員のご質問に答弁させていただきます。

世界自然遺産登録後の公共工事の進め方ということで、具体的には、母島の都道北進線のお話でのご質問でございました。

世界自然遺産に登録されたことは、議員ご指摘のとおり、大変素晴らしいことだと私も思っております。

しかしながら、世界自然遺産になることが村民の安全や暮らしに支障が生じてはなりませんし、必要な公共工事は実施していかなければならないと考えています。そういう観点で、関係者の皆様とも私は話を進めてまいってきたつもりでございます。

議員ご質問の道路改修工事につきましては、村としては、母島住民の生活、暮らしのために、ぜひとも進めていただきたいと考えておりますので、自然保護の立場、事業者の立場、それぞれのお互いの立場を尊重し合って工事を実施していただきたいというふうに考えて

おります。

今月の土曜日、3日に、国有林の保全管理委員会がございまして、保全管理委員会の中でも、このことがちょっと議論になったところでございます。保全管理委員会が工事の決定等、この島の中ではすることになっておりますので、私は、改めて、現在の状況を考えますと、それぞれの立場をお互いが尊重し合って事業を進めるために知恵を出し合うということが大事だと思っているということをその場でも述べさせていただきまして、関係各皆さんのご協力を仰いだところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 考え方は全く一緒だなというふうに思います。

そして、今回のこの工事というのは、どのような工事だったのか。細かく教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室副参事、柴垣君。

○総務課企画政策室副参事（柴垣佳久君） 母島の都道北進線の改修工事の内容でございますが、都道241号線、通称北進線でございますけれども、集落と北区を結ぶ唯一の幹線道路でございます。人や物資の移動など、島民の生活ではもちろん、観光面でも利用されております。

しかしながら、道路の幅が狭いということと、S字カーブが多い、通過交通の見通しが悪いことから、村民の方や観光客の方の利用者の安全を確保するために、特に危険な4カ所について、車道を現行の3メートルから4メートルに、1メートル広げることや道路線形の部分的な変更を行うものでございます。

事業者は、東京都でございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 都道ということで、東京都が実施主体だということですが、滞った要因というのは、具体的にどんなことなんでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室副参事、柴垣君。

○総務課企画政策室副参事（柴垣佳久君） 国が設置してございます小笠原諸島森林生態系保護地域という制度がございます。これは、国有林の原生的な天然林を保存することにより、森林生態系から成る自然環境の維持と動植物の保護を目的に設定されています。

この保護地域内で工事を行うに当たっては、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員

会の上承が必要になります。

また、必要に応じて、事前のアドバイザー会議により意見を聴取することもできるとされております。

今回の母島北進線の工事の一部は、小笠原諸島森林生態系保護地域に含まれておりまして、この国有林の利活用ということで、この委員会の上承が必要になります。

東京都で事前に生態系の調査を実施したところ、アドバイザー会議の委員より、国有林地だけではなく、民有地などを含めた計画を示すべきであるなどのさまざまな意見が出されまして、国有林の利活用について保留となったものでございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 振興事業で進めてこられたと思いますから、計画段階から、こういう要望があって、国の振興事業の中でメニューに載せて進めてきたと。それで、こういうふうになると、大変問題だなというふうに感じるわけです。この解決していくようなプランは、あるのかないか、どうするのかということをお願いしたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室副参事、柴垣君。

○総務課企画政策室副参事（柴垣佳久君） 今回の母島北進線の工事につきましては、今後、林野庁の保全管理委員会等に国有林の利活用に関する内容説明及び資料提出により上承を得ることが必要になるということになります。

村といたしましては、自然環境に配慮しながら村民生活の安心安全を確保していくという立場から、国、東京都などの関係機関に、事業が進んでいくよう要請してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 冒頭申しましたけれども、やはり、自然保護は大変重要なことで、世界自然遺産も大変ありがたいことだけれども、やはり、人が暮らしているという中で、こういう公共工事は、これからも必要なものは、やはり、必要だということだと思います。

それで、今後、村は、こういう公共工事を進めるに当たって、自然保護との調整をしながらやっていくというのはもちろんですけれども、どのように今の現状をとらえているのか、これを伺いたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室副参事、柴垣君。

○総務課企画政策室副参事（柴垣佳久君） 村といたしましては、世界自然遺産登録前から小笠原諸島で実施する公共工事に当たっては、関係法令や東京都が定めた環境配慮指針等に

基づいて、環境に配慮しながら進めているところでございます。

今後につきましては、今までどおり、引き続き、環境法令や指針に基づきまして、環境に配慮しながら、各関係機関と調整を図りながら公共工事を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 村長にも後で伺います。

これで最後になりますけれども、先ほど、杉田議員の話にもありましたが、これから小笠原は、空港の話も含めて、やはり、アクセスを改善していくためには、飛行場が必要だということになったときには、どうしていくんだろうと。この母島での事業が頓挫するということがあってはならないし、そのことで自然を壊してはならないということを課せられている村として、やはり、ステップアップしながら、合意をとりながらやっていくという方向が、これから必ずどういう場面でも出てくると思うんです。村長に、これからの方針について伺います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） この北進線の工事と直接同じというわけではないんですが、私どもは、来年度、ようやく事業化されます保育園から上の遊歩道としての避難路も、ここでアドバイザーの皆さんから、種々、いろいろなご意見をいただいて調査等をし、ちょっと時間がかかってしまったという経緯がありますが、何も自然の学者の方たちも二者択一を求めているわけではありませんので、先ほど、私が申しましたように、事業を執行する立場、それから、自然保護の立場と、それぞれの立場を尊重し合うということが、やはり、大前提になって、前に進める話をさせていただくよう努力することだと思っています。

うちが手がけています浄水場の移転にしましても、オオコウモリのことに配慮しながら工事をするというので、そういうことは、これから必須なことだと思っていますので、重ねて申し上げますが、お互いの立場をきちっと尊重し合っただけで前に進めるということが、1にも、2にも肝要になってくると思います。

本件につきましては、先ほど申しましたように、私どもとしても必要だと感じているところでございますので、東京都とも連携しながら、皆様のご理解をいただくように、少し役立つことがあれば、村としても役に立ちたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして、一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は、明日3月9日午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後5時22分）

平成24年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成24年3月9日（金曜日）午後3時30分開議

- 第1 議案第1号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第2 議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
- 第3 議案第3号 小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例（案）
- 第4 議案第4号 小笠原村情報通信基盤整備基金条例（案）
- 第5 議案第5号 小笠原村ふるさと寄附基金条例（案）
- 第6 議案第6号 平成23年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）
- 第7 議案第7号 平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
（案）
- 第8 議案第8号 平成23年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
（案）
- 第9 議案第9号 平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
（案）
- 第10 議案第10号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成
19年度～平成23年度変更）（案）
- 第11 議案第11号 平成24年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第12 議案第12号 平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第13 議案第13号 平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第14 議案第14号 平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第15 議案第15号 平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第16 議案第16号 平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予
算（案）
- 第17 議案第17号 平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第18 議案第18号 平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第19 議案第19号 平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

- 第 2 0 議案第 2 0 号 小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について (案)
- 第 2 1 議案第 2 1 号 奥村運動場の指定管理者の指定について (案)
- 第 2 2 議案第 2 2 号 ロース記念館の指定管理者の指定について (案)
- 第 2 3 議案第 2 3 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について (案)
- 第 2 4 議案第 2 4 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 5 議案第 2 5 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 6 議案第 2 6 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 7 議案第 2 7 号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 8 議案第 2 8 号 東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 2 9 議案第 2 9 号 東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 0 議案第 3 0 号 東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 1 議案第 3 1 号 東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 2 議案第 3 2 号 東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 3 議案第 3 3 号 小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 4 議案第 3 4 号 小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 5 議案第 3 5 号 東京都小笠原村簡易水道基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 第 3 6 議案第 3 2 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画 (平成 2 0 年度～平成 2 4 年度) (案)
- 第 3 7 議案第 3 7 号 東京都島嶼町村一部事務組合同規約の一部を改正する規約について (案)
- 第 3 8 議案第 3 8 号 東京都後期高齢者広域連合規約の一部を変更する規約 (案)
- 第 3 9 同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任の同意について (案)
- 第 4 0 発議第 1 号 第 3 2 回オリンピック競技大会及び第 1 6 回パラリンピック競技大会の東京誘致に関する決議について (案)
- 第 4 1 発議第 2 号 議員の派遣について (案)

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	箭内浩彌君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課企画 政策室長	湯村義夫君
総務課企画 政策室副参事	柴垣佳久君	財政課長	今野満君
村民課長	斎藤実君	村民課副参事	村井達人君
医療課長	樋口博君	産業観光課長	渋谷正昭君
建設水道課長	増山一清君	建設水道課 副参事	篠田千鶴男君
母島支所長	江尻康弘君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	佐々木英樹君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第 1 号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記議案を提出する。

平成24年 3 月 8 日。小笠原村長、森下一男。

非常勤職員の職種手当に関する規定を追加する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

2 ページをお開き願います。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員で、小笠原村非常勤職員に関する規則（平成19年規則第10号）、及び小笠原村税務徴収指導員に関する規則（平成20年規則第 号）——すみません、この規則の番号につきましては、規

則ができた際に制定いたしますので、今回につきましては記入してございません——に定める非常勤職員の超過勤務、深夜勤務及び特殊勤務に係る報酬額は、常勤の職員に支給される額の範囲内で小笠原村規則で定める。

第3条を次のように改める。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬額の支給方法については、小笠原村規則で定める。

第4条第2項中「看護師」の次に「、「准看護師」」を加える。

別表を次のように改める。

別表でございますけれども、3ページの25番目をお願いいたします。

24番目の看護師の次、准看護師としまして日額1万円。また、一番最後のところで40番目としまして、専門委員、月額45万円以内、この2つが今回、加えたいと思うものでございます。

附則。施行期日。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

4ページから6ページまで、新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 別表にあります40番の専門委員でございます。これは後々の予算審議の内容にかかわることなので、今ここで質問というか発言をさせていただきます。

条例改正ということですから、特に私は疑義がございませんけれども、この専門委員の内容について、今まさに財政について見直しを図り、切り詰めようという中で、新たにこのような条例をつくって支出が増えるということになると思いますけれども、行く行く後の予算審議の段階で、事前に多分予算委員会を開く冒頭、村長のほうからご発言があると思うんですが、その際に、村長の財政の健全化に向けたお考えというものを私ははっきり聞きたいと思っておりますので、その点だけ申し述べさせていただきたいと思えます。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、今回お願いしている専門委員につきましては、このことだけ取り上げますと、財政の負担になるようにとられるかもわかりませんが、全体的な人件費の枠の中では、減額にすることに寄与するものだ思っております。

また、今のご質問につきましては、予算特別委員会ができればいろいろな協議がなされると思いますので、それを受けて、私のほうは対応をしっかりとまいりたい、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） この専門委員は、どのような分野の人材の登用をお考えでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 本村が昨年、世界自然遺産に登録されまして、登録された後のいろいろな課題がございます。それをキャリアのある方に専門的な見地からいろいろ村にご提言をいただき、そういうポジションで働いていただくということでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 具体的に、環境の分野とか、福祉の分野とか、医療の分野とか、そういったことはありますか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今、言葉足らずだったかもしれません。世界遺産登録後のいろいろな諸課題に向けてのことでございますので、環境関係の専門委員ということでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 環境の分野の専門委員ということですが、設置と選任については、これは村長の権限なので何も言うことはないんですが、私、かねてからこの環境の分野については、環境保全課というものをつくって、その中で事業をやってもらったらどうかということやずっと提案をしてきているんですけども、その部分とこの専門委員というのはどのようにリンクをしてくるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員から提案をいただいております環境保全課というものは、組織上の問題でございます。これにつきましては、一昨年から私どもは、複合施設を開所した折に大幅に定数増をお願いして増やしてまいりました。組織の見直しということは、定数の増減、そういうことにも及んでまいりますので、組織論としてそちらは対応を今後きちんと考えていきたいと思っております。

それで、今回の条例でお願いいたします専門委員につきましては、専門委員の性格からして、環境に見地を持った方で、村のお役に立っていただきたい、こういうことでございます。

直接的なリンクということはありません。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第2、議案第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第2号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に準拠し、村職員の給与に係る規定を改正する必要性が生じたため、また、諸手当に関する規定を定めるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

8ページになります。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）でございます。

職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、すみませんけれども、別にお配りいたしました条例改正説明資料によって説明いたします。

まず、改正の概要でございます。

今まで議会でもたびたび議論のありました勤務体制につきまして、それについて、今回規定を整備いたしました。

1つは、今まで額につきまして規則であったものを、今回、条例で定めるものとする。これから一部廃止ですとか、そういうことで見直ししようということで、それにつきまして一部見直し等を行いました。

基本的な考え方でございますけれども、月額制のものにつきましては日額制または回数制に変更してございます。

そういうことで、1番、特殊勤務手当額の規定整備。

特殊勤務手当についての条例で支給額を規定。

これまで規則で定めていた手当の一部の変更。

まず、税務職員特別手当につきましては、これは月額制であったものについては廃止いたしまして、新たに困難な徴収業務従事手当ということで日額制として新設いたしました。

2つ目としまして、月額制でありました診療所勤務手当につきましては廃止いたします。かわりまして、緊急業務従事手当、これにつきまして、回数制で新設でございます。また、夜間緊急登院手当、これにつきましては、支給対象、それから、支給額の変更を行ってございます。これにつきましては、現行が午後8時から午前6時までの間に緊急に登院した者の医療職のみでございましたが、これにつきましては、緊急登院手当としまして、正規の勤務時間外に緊急登院した者、医療職、事務職でございます。支給額につきましては、1回1,000円に改めることとございます。この正規の勤務時間以外の緊急と書いてございますけれども、母島診療所は24時間体制で行っておりますので、勤務時間が変則でございますので、その辺を勘案したものでございます。

2番目、宿日直手当額の規定の整備。

宿日直手当についての条例で支給額の上限を規定ということで、支給額には変更ございません。

3番目、給与構造改革における経過措置額の変更。

平成19年度から給与構造改革の経過措置として行ってきた現給補償額の支給額の改正。

平成20年4月1日から現給保障額の2分の1の減額、これは減額幅は1万円の上限額でございます。平成25年4月1日からは現給補償額支給制度の廃止でございます。

4番目、給与構造改革において抑制されてきた昇給を一部回復。

平成18年度から平成21年度までに給与構造改革によって行ってきた昇給抑制について、平成24年4月1日に一部回復するものでございます。

平成24年4月1日の時点で36歳未満の職員につきましては、最大で2号給の回復、また、36歳以上42歳未満の職員につきましては、最大1号給の回復でございます。

施行日でございます。平成24年4月1日の施行でございます。

これにつきましては、12ページから18ページまで新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 自分がこれまで決算で言ってきたことが、ほぼ全部条例改正ということとやりまして、すごく評価しております。

1点だけちょっと気になるところがありまして、浄水場運転手当についても、以前から決算で指摘をしてきているところなんですけれども、これについての見直し検討というのは今後も続けていただけるのでしょうか。副村長、お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） ご質問にお答えしたいと思います。

今現在、浄水場の建てかえ工事を進行しております。この建てかえ工事完了にあわせて、この浄水場の勤務手当についての特殊勤務手当について、再度、それまでに検討を深めていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第3、議案第3号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第3号 小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする公共用施設の整備及び生活改善事業等に充当する経費を積み立てるため、小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金を設置する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、箭内君。

○総務課長(箭内浩彌君) ご説明いたします。

20ページをお願いいたします。

小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例(案)でございます。

(設置)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条第2項に規定する公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うために要する経費に充当するため、同項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とし、小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金

(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の処分)

第2条 この基金は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第14条第1項各号の規定する施設の整備又は同条第2項各号に規定する事業のうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第92号）第3条第1項第7号に規定する継続事業又は同要綱第3条の2第1項第4号に規定する特定事業で、村規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(積立金)

第3条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(運用)

第4条 基金の運用は、次に掲げる方法により確実かつ効率的に行うものとする。

(1) 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）の取得。

(2) 銀行その他金融機関への預金。

(3) 信託業務を営む金融機関への金銭信託（元本補填の契約があるもの）。

(4) 財政融資資金への預託。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、小笠原村一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

21ページをお願いいたします。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第4、議案第4号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第4号 小笠原村情報通信基盤整備基金条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

情報通信基盤整備施設の整備及び維持管理に要する経費を積み立てるため、小笠原村情報通信基盤整備基金を設置するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、箭内君。

○総務課長(箭内浩彌君) ご説明いたします。

23ページをお願いいたします。

小笠原村情報通信基盤整備基金条例(案)。

(設置)

第1条 小笠原村の情報通信基盤施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるため、小笠原村情報通信基盤整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、小笠原村一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第5、議案第5号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第5号 小笠原村ふるさと寄附基金条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

ふるさと寄附金を財源としたむらづくりに要する経費を積み立てるため、小笠原村ふるさと寄附基金を設置するためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、箭内君。

○総務課長(箭内浩彌君) ご説明いたします。

25ページをお願いいたします。

小笠原村ふるさと寄附基金条例(案)でございます。

(設置)

第1条 小笠原村を応援しようとする人々からの寄附金を財源として、多くの人から愛され、支えられるむらづくりを推進するため、小笠原村ふるさと寄附基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金を財源とし、毎年度予算で定める。

(事業の区分)

第3条 第1条に規定する寄附金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

(1) 世界自然遺産など環境保全の推進に関する事業。

(2) 福祉施策の充実に関する事業。

(3) 教育、文化活動及びスポーツ振興に関する事業。

(4) その他目的達成のために村長が必要と認める事業。

(寄付金の使途指定等)

第4条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができる。

2 村長は、寄附者が寄附金の使途を指定しなかったときは、前条第4号の事業の指定があったものとみなす。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、小笠原村一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

26ページをお願いいたします。

(繰替運用)

第7条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第3条各号に規定する事業の用に充てるため、その全部または一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第9条 村長は、この基金の運用状況について毎年度公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(佐々木幸美君) これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

高橋研史君。

○1番（高橋研史君） これ、寄附者なんですけれども、村の情報公開の条例と照らし合わせて、寄附があった場合、その額とか寄附者の住所、氏名等の公表等はどう考えておるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） この条例の第9条におきまして、運用状況の公表ということがございます。実際の公表のやり方につきましては、この条例を可決決定していただいた後、規則で定めることとなりますが、その規則で公表のやり方を指定いたします。

基本的には、寄附者のほうで差し支えがなければ、お名前や金額等を公表させていただくこととなりますが、もちろん、それをしたくないということであれば、その公表は差し控えるという形にはなります。

○議長（佐々木幸美君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第6、議案第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第6号 平成23年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、一般会計補正予算について説明させていただきます。

議案書の29ページをお開きください。

一般会計補正予算、予算総則でございます。余り時間がないということもございますので、かなり簡略化して説明をさせていただきます。

今回、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,570万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億5,209万円と定めるものでございます。

それでは、33ページをお開きください。継続費の補正でございます。

今回、小・中学校のグラウンドの全面改修につきまして、継続費の設定をさせていただいておりますが、若干、工事を進める中で変更がございましたので、今回、補正をさせていただいております。総額で補正前、小学校費、中学校費ともに同金額でございますが、5,836万8,000円となっていたものが、補正後5,910万2,000円という形になります。それぞれ平成23年度、24年度の区分についても若干の変動がございます。平成23年度につきましては、マイナス102万6,000円の減額となりました。平成24年度につきましては、逆に176万円増額となっております。小学校費、中学校費ともに同額でございますが、総額としましては、総額の部分で小学校費、中学校費合わせまして146万8,000円の増額となっております。

こちらが継続費の補正でございます。

次に、34ページをお開きください。第3表、繰越明許費でございます。

重機の購入、硫黄島ということで、硫黄島の遺骨収容作業に使用いたします重機を平成23年度購入する予定でございましたが、今年度中の執行が難しいという状況になりましたので、平成24年度に繰り越し明許をさせていただいて執行させていただくこととなります。金額としましては4,305万円でございます。

一般会計につきましては、内容的には以上ですが、A3判の予算説明書のほうで説明をさせていただきますので、そちらをちょっとご覧いただきたいと思います。A3判の予算説明書のほうを、申しわけありません、ご覧ください。

2ページをご覧ください。

左側に歳入、右側に歳出という形で記載してございます。内容につきましては、次ページ以降の内容で説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、決算の見込みを考えていろいろ調整したものがほとんどでございます。決算見込みによる増減分がほとんどでございます。

まず、村税の関係、村たばこ税が思ったよりも堅調でございまして、1,221万2,000円の増額をしております。

次に、地方譲与税ですが、こちらは8万7,000円の増額ということになっております。失礼しました、地方揮発油譲与税では25万2,000円の増額、自動車重量譲与税ではマイナス16万5,000円の減額で、合わせまして8万7,000円の増額でございます。

次に、利子割交付金でございますが、16万7,000円の増額、配当割交付金が32万5,000円の増額、株式等譲渡所得割交付金がマイナス37万1,000円の減額、地方消費税交付金が77万3,000円の増額、自動車取得税交付金がマイナス70万円の減額、国有艇庫施設等所在市町村助成交付金ですが、助成交付金のほうがマイナス1,076万9,000円、施設等所在市町村調整交付金のほうがプラス22万円増額ということで、合わせましてマイナス1,054万9,000円の減額となっております。

次ページ、4ページをお開きください。

使用料及び手数料でございますが、まず、衛生使用料、墓地使用料につきましては、実績によるマイナス80万円の減額です。手数料の関係では、衛生手数料、残土処理手数料が実績増による428万4,000円の増額です。

次に、国庫支出金ですが、民生費の国庫負担金で、子ども手当の交付金が増加によりまして748万円増額になっております。

次に、国庫の補助金で、まず、総務費国庫補助金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金、これが新規の収入として計上してございます。4,583万2,000円です。次に、教育費の国庫補助金ですが、学校の耐震診断の関係、住宅建物耐震診断等事業費で、この実績が減額となっております。マイナス268万3,000円の減額でございます。

次に、国庫委託金ですが、民生費の国庫委託金で、遺骨収容費でございます。厚生労働省からの国庫委託金ですが、実績減ということでマイナス2,767万8,000円の減額でございます。

次に、都支出金でございます。総務費の都補助金、市町村総合交付金でございますが、1億930万円の増額ということで、総額では総合交付金がおおむね7億円ぐらゐの金額になる見込みでございます。大体平成22年度と同額程度がいただけるものと期待をしております。

次に、都委託金で農林水産業費都委託金ですが、こちらは地籍調査でございます。地籍調査に対する都の委託金の実績によりましてマイナス40万円の減額となっております。

次に、財産収入でございます。財産の貸し付けということで、物品の貸付料518万2,000円、これは島内に敷設した光ケーブルの新線を貸し付けする収入でございます。これは平成23年度新規で計上させていただいております。518万2,000円でございます。

次に、寄附金でございますが、マセラティエコプロジェクトということで50万円の寄附をいただけることになっております。これにつきましては、世界自然遺産に絡みまして、小笠原の自然環境の保全にお使いくださいということで、50万円の寄附をいただくこととなっております。

次に、繰入金でございます。5ページをお開きください。

特別会計からの繰入金としましては、宅地造成事業特別会計からの繰入金を想定しておりましたが、今回、宅地造成事業の中では売り払いがなかったということでマイナス2,834万8,000円減額となっております。

次に、基金繰入金でございますが、産業振興基金繰入金、こちらの実績減ということでマイナス10万2,000円の減額となっております。

次に、繰越金でございますが、平成22年度からの繰越金3,320万5,000円を増額分として計上してございます。

次に、諸収入でございます。バス事業収入が観光客の増加によりまして一定の増額があったということで116万7,000円の増額を計上してあります。

次に、雑入でございますが、計上説明欄にございますように、家具転倒防止事業の助成金がマイナス261万3,000円、ケーブルテレビへの移行に対する助成金、これはNHKからの助成金でございますが、これが1,694万円プラスでございます。

次に、スポーツ振興くじ助成金、こちらが奥村の運動場、テニスコートの改修に対してい

ただいた助成金でございますが、これが実績減ということでマイナス457万7,000円、職員の災害保険賠償金ほかがございます、これにつきましては収入が606万5,000円ということで計上してございます。

失礼しました。1つ前、家電リサイクルの協力金をちょっと漏らしてしまいました。家電リサイクルの協力金でございますが、これも実績増ということで1,100万9,000円増額分を計上してございます。

その下の雑入は、先ほど申しました合計額1,581万5,000円の増額ということでございます。歳入合計が、既定額40億8,638万3,000円、今回の補正額が1億6,570万7,000円、合計42億5,209万円ということになります。

次に、歳出でございます。6ページをお開きください。

歳出につきましても、決算見込みによります増減分がほとんどとなります。

議会費につきましては、人件費、活動費等の増減分で、議会費全体でマイナス316万1,000円の減額となります。

次に、総務費でございますが、一般管理費につきましては、硫黄島の関連事業、遺骨収容事業の経費が減額となりまして、これら合わせまして一般管理費としてはマイナス1,125万8,000円になります。

次に、財務管理費でございますが、増加分としましては、今回、国有地の先行取得がございます。旧村長公舎跡地ということで、その場所の国有地を先行的に取得するというところで、1,280万円の公有財産購入費を計上させていただいております。そのほかは、職員住宅の管理事業の減額分等がマイナス83万7,000円、財務管理費としましては、合計で1,196万3,000円の増額になります。

次に、企画でございますが、財源更正でございます。

次に、連絡事務諸費につきましては、連絡事務所の光熱水費等の増減分、減額分がございましてマイナス40万円。

次に、防災諸費につきましても、防災訓練の経費、新型インフルエンザ対策の経費、家具転倒防止器具の経費、実績による減額分でございます。防災費合計でマイナス334万8,000円の減額でございます。

次に、地籍調査費ですが、こちらも地籍調査事業の実績によります減額分でございます。地籍調査費でマイナス40万円の減額でございます。

次に、情報センター運営費でございますが、こちらは財源更正でございます。

7ページをお開きください。

バス事業費でございますが、こちらは、観光客が多くなって村営バスのほうも結構活況を呈しておりますが、燃料費が若干足りなくなるということ、その増額分でございます。18万円の増額とさせていただきます。

監査費につきましては、執行残によります減額分としてマイナス57万9,000円減額をさせていただきます。

次に、民生費でございますが、有料老人ホーム運営費につきましては、職員人件費の実績減額分ということでマイナス600万円の減額をしております。

次に、国民健康保険費ですが、国民健康保険会計の特別会計の繰出金21万3,000円を増額しております。

次に、介護保険費ですが、財源更正でございます。

次に、児童福祉関係ですが、児童福祉総務費につきましては、子ども手当、出産支援金等の実績に基づく減額でございます。合計でマイナス2,034万5,000円の減額でございます。

次に、へき地保育所運営費でございますが、4月以降の園児の対策としまして、園児用のロッカーを追加で購入する経費を計上し14万5,000円の増額でございます。

次に、衛生費でございます。保健衛生費の診療所運営費は、職員人件費の関係が実績による減額分となっております。マイナス2,777万6,000円の減額でございます。

8ページをお開きください。

清掃費、塵芥処理費ですが、財源更正でございます。

次に、上水道費、簡易水道費でございますが、簡易水道事業特別会計の繰出金が増額となります。2,759万5,000円の増額でございます。

次に、商工費でございます。商工業振興費につきましては、金融支援対策が実績によりまして若干減額になりましたのでマイナス10万2,000円の減額でございます。

次に、観光費でございます。エコツーリズム推進事業の関係で、実績減、マイナス43万円を計上しております。

次に、土木費でございます。土木管理費の土木総務費につきましては、土石等敷きならし作業の増額分がございまして、こちらが167万6,000円の増額となっております。

次に、住宅費、用地造成費でございますが、宅地造成事業特別会計への繰出金でございますが、宅地造成事業での売却が生じなかったということで、必要な経費について一般会計からの繰り出しを行うものでございます。252万3,000円の増額となっております。

次に、教育費でございます。教育総務費の事務局費でございますが、職員人件費の増額分ということになります。平成23年度の当初予算上は、教員委員会事務局は3名の職員の給与を計上しておりましたが、実際には4名と最終的になりましたので、その分の人件費を増額させていただいております。

次に、9ページをお開きください。

失礼しました。事務局費については、人件費968万円の増額でございます。

9ページをお開きください。

小学校費、学校管理費でございますが、財源更正でございます。

同じく中学校費、学校管理費につきましても、財源更正でございます。

次に、保健体育費、体育施設費ですが、奥村運動場のテニスコートの改修工事執行残がございまして減額ということで、マイナス103万7,000円の減額になります。

次に、諸支出金、基金費でございますが、その他基金としての積立金でございます。各種基金積立金ということで計上説明のところに書いてございます。まず、1つ目、公共施設整備基金の積立金の増額分が1億2,134万8,000円、次に、災害対策基金の積立金増額分が64万円、次に、土地開発基金の積立金増額分が260万8,000円、次に、霊園基金積立金の減額区分がマイナス80万円、次に、新しい基金ですが、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金への積立金が4,583万2,000円、次に、新しい基金として、情報通信基盤整備費基金積立金として1,694万円を計上してございます。

歳出合計が既定額40億8,638万3,000円、今回の補正額1億6,570万7,000円、合計で42億5,209万円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 3ページの村たばこ税、これは値上げをし、かつ、現在健康志向の風潮の中では、何かこの増えたというのはわかりますでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） この村たばこ税につきましては、既定額の欄をご覧いただきたいんですが、既定額1,146万5,000円になってございます。実際には、毎年度2,000万円から2,200万円ぐらいの収入が入っております。値上げのときに、値上げされてからの若干の

実績をもとに計算をしたんですが、担当者のほうでちょっと少なく見積もり過ぎたということがございまして、予想に反してたばこの売り上げが堅調であったということから、予想よりも実際には2倍ぐらいの収入があるということでございます。大変申しわけございません。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） ということは、値上げとかそういうことではなくて、計算違いということですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 全くそのとおりでございまして、大変申しわけございませんでした。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 収入のところで、総合交付金が1億円ばかり多くなっていると、大変いいことだなと思っているんですが、その増えた要因は何でしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 平成23年度の総合交付金につきましては、平成22年度の実績とほぼ同額程度をいただけるというお話を得ておるんですが、それまで、平成23年度につきましては平成22年度に比べますと事業も少なくなっております。いわゆる建設事業についての総合交付金の算定も少なくなりますので、また、税の徴収率等の問題、あるいは職員定数を2年間で大幅に増員にしております、いろいろな面から考えると東京都の評価が余り高くないのではないかということで控え目な数字を計上させていただいておりましたが、税のほうの徴収率もその割には何とかいい成績が得られましたし、いろいろとヒアリングの中で説明していることをご理解いただきまして、当初考えていたよりもさらに多くの総合交付金がいただけるということになりました。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ということは、じゃ、見積もりが低かったということで、実質的にはそんなに増えてはいないということなんですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 今回、平成22年度とほぼ同額をいただけるということですので、私としては非常に幸運だったということもあると思います。東京都の評価から考えると、もっと低い金額であっても当然だったと思いますが、いろいろ世界自然遺産のこともあり

ましたし、東京都のほうでも村の苦しいところを配慮していただけたとは考えております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。

もう一個、市町村総合交付金の中で教えてほしいんですけども、A3の資料で7ページの11番の介護保険費で、これは財源更正なんですけれども、当初は一般財源で見込んでいたものを総合交付金で8,000万円の財源更正をしておりますが、これは介護関係の事業で総合交付金が認められたというわけではないんですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） その問題につきましては以前にもお答えしておりますが、東京都としましては、介護保険の会計であるとか、その事業について大幅な赤字になるから、それに対して総合交付金を算定するということはできないと言われております。

ただし、村の全体の財政の中でどうしても不足になる、収支のバランスの関係で収入が不足であるということについては理解をしますよということですので、当初では充当はできませんでしたが、最終的な算定をいただく中で、村の財源が足りない、介護保険に対して一般財源を充当しなければならないところに総合交付金を財源として充当させていただくという形にはなっております。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第9号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第7、議案第7号から日程第9、議案第9号の3件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第7号から第9号までを一括して提出させていただきます。

議案第7号は、平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）、議案第8号は、平成23年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）、議案第9号は、平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、3件の特別会計の補正予算を一括審議ということですので、まとめて説明をさせていただきます。

まず、議案書の37ページをお開きください。

国民健康保険特別会計補正予算の予算総則でございます。今回、国民健康保険特別会計につきましても、歳入歳出予算の総額がそれぞれ177万4,000円減額となります。歳入歳出予算の総額が2億7,266万1,000円となる補正でございます。内容につきましては、また後でまとめて説明をいたします。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。42ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計補正予算の予算総則でございます。今回の補正につきましても、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,789万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ4億1,974万7,000円となるものでございます。内容につきましては、また後でまとめて説明をさせていただきます。

それでは、宅地造成事業特別会計補正予算、47ページをお開きください。

宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則でございます。今回の補正につきましても、歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,001万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

れ285万8,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、A3判の予算説明書のほうで3件まとめて説明をさせていただきますので、A3判の予算説明書のほう、12ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計でございます。左側に歳入、右側に歳出を記載してございます。

次に、13ページをお開きください。

内容につきましては、予算説明書のほうで説明させていただきます。13ページ、歳入でございます。

国庫支出金の国庫補助金につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が実績によりまして1万3,000円の増額となります。

次に、療養給付費交付金でございますが、これも実績によりましてマイナス200万円の減額となりました。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの必要な繰入金、その他一般会計繰入金を21万3,000円増額させていただいております。

歳入合計が既定額2億7,443万5,000円、補正額マイナス177万4,000円、計2億7,266万1,000円でございます。

次に、歳出でございます。14ページをお開きください。

保険給付費でございますが、一般被保険者の保険療養給付費につきましては、財源更正でございます。

次に、出産育児諸費ということで出産育児一時金でございますが、実績によりましてマイナス200万円の減額でございます。

次に、共同事業拠出金の関係ですが、高額医療費共同事業拠出金につきましては、実績による増、6万7,000円の増額です。次に、保険財政共同安定化事業事務費拠出金につきましては、やはり実績によりまして14万円の増額でございます。合計で、共同事業拠出金については20万7,000円の増額となります。

次に、諸支出金でございますが、都支出金に対する返納金が、これは平成22年度の実績報告によります返還金が生じておりますが、1万9,000円の返還が生じますので、この金額を計上させていただいております。

歳出合計、既定額2億7,443万5,000円、補正額マイナス177万4,000円、計2億7,266万1,000円でございます。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算、説明書のほう、16ページをお開きください。

左側が歳入、右側が歳出でございます。内容につきましては、次ページ以降の説明書で説明をいたします。

17ページをお開きください。歳入でございます。

繰入金でございますが、一般会計からの繰入金が増額ということで、一般会計繰入金が2,759万5,000円増額となります。また、簡易水道事業基金、基金からの繰入金につきましては、マイナス4,549万2,000円減額をいたします。基金からの繰り入れをなるべく取り崩しを少なくしようということで減額をさせていただいております。

歳入合計、既定額4億3,764万4,000円、補正額マイナス1,789万7,000円、計4億1,974万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。18ページをお開きください。

総務費でございますが、総務管理費、職員人件費の実績減でございます、マイナス432万円の減額でございます。

次に、業務管理費でございますが、渇水対策事業費、昨年大渇水に見舞われたときに渇水対策事業費を計上させていただいておりますが、最終的な実績でいきますとマイナス1,357万7,000円の減額ということになりました。この分、執行残として減額を計上しております。

歳出合計が4億3,764万4,000円、補正額マイナス1,789万7,000円、計4億1,974万7,000円でございます。

次に、宅地造成事業特別会計補正予算でございます。20ページをお開きください。

左側が歳入、右側が歳出でございます。内容につきましては、次ページ以降の説明書で説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。

事業収入でございます。平成23年度につきましても、宅地の売払収入等が、収入が得られませんでしたので、こちらにつきましては減額となります。合計でマイナス3,264万5,000円の減額でございます。

次に、繰入金でございますが、土地売払収入の関係の収入がございませんでしたので、一般会計からの繰入金を増額いたしまして会計の補てんをさせていただきます。一般会計からの繰入金が252万3,000円の増額でございます。

次に、繰越金でございます。繰入金につきましては11万1,000円の増額となります。

歳入合計が、既定額3,286万9,000円に対し、補正額マイナス3,001万1,000円、計285万

8,000円でございます。

22ページをお開きください。歳出でございます。

総務費の業務管理費でございますが、分譲地の維持管理等の経費、実績減でございます。マイナス166万3,000円の減額でございます。

次に、諸支出金でございますが、一般会計への繰出金を予定しておりましたが、先ほどのお話のように、土地の売り払い収入が得られませんでしたので、一般会計への繰出金はマイナス2,834万8,000円減額とさせていただきます。

歳出合計、既定額3,286万9,000円、補正額マイナス3,001万1,000円、計285万8,000円でございます。

3件につきましては、説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 20ページになるんですけども、これも毎回毎回言っているんですが、宅地造成で繰入金で250万円ぐらいあると。これは一体いつまで続くのかということなんですけれども。この間の村長の、どなたの質問だったのかちょっと忘れてしまったんですけども、この宅地造成の売り払いはそんなに急がなくてもという話を伺っているのですが、そうすると、この250万円がいつまでも続くということになると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） この維持管理経費につきましては、扇浦の分譲地だけではなくて、既設の分譲地、今まで父島、母島で、母島のほうはちょっと今やっておりますが、父島のほうで既設の分譲地、既に売り払いが済んだ分譲地もございますが、その中にも村が管理している土地がございますので、その草刈り等も含めまして計上させていただいております。扇浦だけではないということをご理解ください。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） そうしますと、扇浦だけではないということだと、これは特別会計に載せるというよりかは、これは一般会計に移したほうがいいのではないかと思います。これは、もう同じ指摘を2年か3年前ぐらいにもしているんですけども、その点はいかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 確かに、既設の分譲地の管理をどこの科目で行うかということについては、ちょっとまだ十分な検討をしておりませんでしたので、今のお話を含めて検討はさせていただきます。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第7号から議案第9号の3件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第7号から議案第9号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第10、議案第10号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第10号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成19年度～平成23年度変更）（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合

整備計画、平成19年度から平成23年度の分の変更ということでございます。

ページでいきますと、54ページをお開きください。

父島辺地の変更前と変更後のものでございます。変更したのは、その後、55ページ以降に変更の理由書がございますが、辺地の人口、それから総合整備計画の金額等が一部変更になってございます。

父島辺地で変更になりましたのは、辺地の人口が変更前1,994人が、変更後1,945人に変更になっております。

また、村道につきましては、扇浦地域線、大村地域線の事業費特定財源、一般財源、辺地対策事業債の予定額が変更になってございます。

また、情報通信基盤につきましては——失礼しました、情報通信基盤は変更ございません。村道だけが変更になりまして、合計欄につきましても、事業費と特定財源、一般財源、辺地対策事業債の予定額が変更になってございます。

次に、55ページをお開きください。母島辺地でございます。

母島辺地につきましても、まず、辺地の人口が変更前435人に対して、変更後452人に変更になっております。

総合整備事業計画の中身でございますが、村道、沖村地域線の事業費、特定財源、一般財源が変更になってございます。それに伴いまして、合計欄の事業費特定財源、一般財源、辺地対策事業債の予定額等の変更がございます。

内容につきましては、55ページの2から変更の理由書等をつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第10号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号から議案第19号までの上程、説明

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、議案第11号から日程第19、議案第19号の9件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第11号から第19号までを一括して提出させていただきます。

議案第11号は、平成24年度小笠原村一般会計予算（案）、議案第12号は、平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）、議案第13号は、平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）、議案第14号は、平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）、議案第15号は、平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）、議案第16号は、平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）、議案第17号は、平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）、議案第18号は、平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）、議案第19号は、平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、一般会計から特別会計予算、平成24年度予算案9件について、まとめて説明をさせていただきます。

まず、全般でございますが、平成24年度各会計予算案の概要でございます。

長きにわたる経済の低迷とデフレが続く中、昨年の中東大震災や海外の洪水等による経済損失などが生じ、我が国はさらに大きな打撃を受けており、その回復は容易なことでは

ありません。国の税収もさらに落ち込む中、消費税の増税や社会保障の見直し論議などが盛んですが、地方自治体にも大きな影響を及ぼす問題ではあります。今現在、まだ何も決まっておられません。

国の制度や予算が不確かな状況の中ではありますが、当村においては、昨年同様、取り組むべき行政課題を的確に把握し、村の振興発展と住民の福祉の向上のために、最大限の努力を払っていかねばなりません。

本予算案では、第3次小笠原村総合計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業を中心としながら、新たな行政課題にも対応するとともに、従来からの懸案事項については着実に事業を進める予算としています。また、厳しい財政状況への対応のため、引き続き事務事業の見直しを進め、安定した財政構造への変換を進めてまいります。

歳入面では、新たな財源として平成23年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金をいただけることとなり大きな成果となりましたが、そのほか、ふるさと寄附の募集開始、排水使用料などの見直しを進めるなど、収入増の努力を継続してまいります。

歳出面では、各事業にわたり経常経費の抑制を図った結果、今年度は多くの科目において前年度予算を下回る予算額となっております。

財政健全化の取り組みは、今後も継続していかねばならない課題でありますので、議員諸氏におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、平成24年度一般会計予算の概要について説明させていただきます。

議案書の59ページをお開きください。一般会計予算総則でございます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ38億5,040万7,000円で、前年度と比較いたしましてマイナス1.2%の小幅な減となっております。これは、三日月山職員住宅や奥村運動場テニスコート改修の整備終了、村道整備費の減少、有料老人ホーム及び診療所運営費の経常経費削減による減少がありましたが、観光施設整備費、診療所整備費などが増となったことが主な要因でございます。

60ページをお開きください。

歳入でございます。歳入の主なものについて申し上げます。

村税は、平成23年度の課税実績からの見込みにより計上しております。個人住民税の減少、建物などの増加による固定資産税の増加を見込んでおりますが、村たばこ税が予想したほどは減少せず堅調でありまして、村税全体としては2.7%の増加で4億1,660万2,000円を計上しております。昨年後半からの観光客増加により村内への経済効果も生じておりますが、

現段階では村税収入への波及効果はまだ織り込んでおりません。

地方譲与税をはじめとする国税からの譲与金、交付金関係につきましては、増減ありますが、減少のものが多く、地方譲与税772万2,000円、利子割交付金335万4,000円、配当割交付金163万5,000円、株式譲渡所得割交付金32万9,000円、地方消費税交付金3,575万4,000円、自動車取得税交付金483万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金1億4,119万5,000円、地方特例交付金275万円を計上しております。

61ページをお開きください。

地方交付税につきましては、平成23年度の実績及び国の地方財政収支見込みを踏まえ、対前年度比マイナス3.8%減の13億498万円を見込んでおりますが、国においては、さらなる交付税削減措置も検討されておりますので、今後変動する可能性はございます。

交通安全対策特別交付金は46万8,000円。

分担金及負担金は科目存置でございます。

使用料及手数料につきましては、使用料は、有料老人ホームの使用料増などにより2.0%の増、手数料は、予防接種手数料や残土処理手数料の実績増などにより55.9%増を見込んでおり、全体では対前年度比4.9%増の2億4,403万9,000円を計上しております。

国庫支出金は、道路整備費補助金が大幅減となっておりますが、その他の振興開発事業費補助金の増、防衛関係の周辺民生安定施設整備事業費補助金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の計上により、対前年度比40.6%増の3億6,620万7,000円となっております。このうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金は新たな財源でございますが、当面は、一度基金に積み立てた上で介護サービス事業に充当させていただく予定でおります。

都支出金は、道路整備費及び学校運動場芝生化事業費が減少しておりますが、その他の振興開発事業に伴う都補助金の増、総合交付金の増などがあるため、対前年度比2.5%増の8億6,627万円を計上しております。

財産収入でございますが、職員住宅使用料、土地建物等の貸付料、基金積立利子等で3,692万8,000円、寄附金は、今年度より、平成24年度より募集を開始いたしますふるさと寄附金を計上し100万1,000円を計上しております。

繰入金は、今年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金からの繰り入れを見込んでいるため、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金を減額し、対前年度比1.6%増の1億9,438万2,000円を計上しております。

繰越金は、平成23年度において収入超過となり平成24年度精算や返還となる経費の財源と

して600万円を計上いたしました。

62ページをお開きください。

諸収入でございます。諸収入につきましては、スポーツ振興くじ助成金が終了したため、対前年度比マイナス36.6%減の4,891万円を計上しております。

村債は、職員住宅整備債の終了により、対前年度比マイナス41.2%減の1億6,700万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

63ページをお開きください。

議会費は、地方議会議員年金に対する負担金の減少などで、対前年度比8%減の6,986万円を計上しております。

総務費では、職員人件費で総務費負担の職員が1名減少となり、一般管理費における職員人件費全体で対前年度比マイナス653万9,000円、マイナス1.3%の減少となっています。

ちなみに、各会計を合わせた一般職員全体を見ますと、今年度から職員数が8名増の計上となったため、人件費全体では対前年比4,599万5,000円、5%の増となっていますが、職員1人当たりの人件費は逆にマイナス1.8%の減となっております。

そのほかの人件費関係では、総務費でございますが、産業医の報酬、自然管理専門委員、税務徴収指導員の予算を新たに計上させていただいております。

硫黄島遺骨収容事業につきましては、国の取り組み強化に伴い年間を通しての事業実施予算として6,150万5,000円を計上、世界自然遺産登録1周年記念シンポジウム経費、長期総合計画策定事業費、海路アクセス改善事業費、航空路開設推進事業予算のほか、防災対策を強化するため清瀬避難路の整備、旧高校跡地への避難施設設計経費などを計上しておりますが、三日月山職員住宅建設終了による減少額が大きいため、総務費合計で対前年度比マイナス15.3%減の10億9,842万円を計上しております。

次に、民生費でございます。民生費は、地域福祉センターの補修経費の増などがありますが、有料老人ホームの経費見直しによるマイナス28.8%の減、子ども手当の制度変更による減がございます。また、子育て支援関係では、児童福祉総合施設計画策定の作業を継続するとともに、父母の保育園の運営や、各種の医療助成などを計上しています。そのほか国民健康保険、介護保険事業勘定、介護サービス事業勘定、後期高齢者医療などの特別会計への繰出金の増減を含め、民生費全体では対前年度比マイナス1.3%減の5億4,075万6,000円を計上しております。

衛生費では、妊産婦健診や健康診断経費の充実、女性特有のがん検診の支援、各種任意予防接種の接種促進及び接種費用の助成を引き続き進めるとともに、新たに高齢者に対するワクチン接種費用の助成を予算化しております。診療所運営費においては、この2年間で大幅に職員数を増加させてきたことにより人件費は大きな増加となりましたが、運営費全体の見直しを行ったことにより全体では対前年度比でマイナス5%を減少させております。また、振興開発事業による父母の医療機材の更新費用の計上など、命と健康を守る予算を充実させています。このほか、環境衛生面では、引き続き動物対策や廃棄物処理事業の円滑な運営を図るとともに、簡易水道、下水道、浄化槽の各特別会計への繰出金を計上しており、全体としては対前年度比14.3%増の9億7,406万9,000円を計上しております。

農林水産業費は、農業振興に対する助成事業として、新たに農地再整備事業補助金を計上し農地の流動化を支援することとしております。このほか、農業、水産業の支援事業として、有害鳥獣駆除対策の推進、離島漁業再生支援事業の継続などを計上し、対前年度比0.2%増の5,703万3,000円としております。

商工費は、金融支援対策事業経費、観光客受入対策事業、小笠原村観光局委託事業、エコツーリズム推進事業を継続するとともに、増加した観光客対応のため、各観光団体の事業費に対する助成を増額しております。また、商工観光会館の外壁補修経費、島じまん2012事業経費、振興開発事業による奥村遊歩道兼避難路の整備工事などを計上したことにより、商工費合計では対前年度比43.3%増の1億7,108万円を計上しております。

土木費は、引き続き振興開発事業による村道コペペ線の改良、宮之浜線の災害防除工事などを計上しておりますが、事業費は大幅な減となっているため、全体では対前年度比50.8%減の8,155万1,000円を計上しております。

64ページをお開きください。

消防費では、父島の消防車の更新、小型可搬ポンプの更新、大村消防車庫の解体工事費などを計上し、対前年度比327.5%増の3,606万円を計上しております。

教育費では、父島奥村運動場のテニスコート舗装改修は終了しましたが、クラブハウスの改修工事を行うほか、母島評議平運動場についてもテニスコートの一部補修工事を行う予定です。また、小笠原小学校・中学校のグラウンドの全面改修経費が2期目に入り事業費が減少しています。そのほか、英語教育などの教育予算の充実、校舎施設の補修・改修経費を継続、中学校における新学習指導要領に対応する予算を計上するなどし、対前年度比マイナス12.6%減の2億3,995万9,000円としております。

次に、公債費でございます。公債費は、今年度、平成24年度におきまして村債償還額のピークを一応迎える予定でおります。現在の償還額でいきますと平成24年度は村債償還のピークとなる予想をしております。そのため、対前年度比5.4%増の5億909万1,000円を計上しております。

諸支出金では、新たな基金として特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金及びふるさと寄附基金への積み立てを含む各種基金への積み立て、並びに国や都への返還金、国有財産管理受託事業における精算金を合わせ6,252万8,000円を計上しております。

予備費は、前年度と同様1,000万円を計上しております。

次に、65ページをお開きください。

債務負担行為でございます。債務負担行為につきましては、第2表のとおりでございます。今年度から施設の指定管理につきまして、債務負担行為として予算書に表示するようになりましたが、今年度は、地域福祉センター、奥村運動場、ロース記念館の3施設の指定管理がございますので、この指定管理について記載してございます。内容については、ご覧のとおりでございます。

次、66ページをお開きください。

村債につきましては第3表のとおりでございます。診療所整備債4,860万円、道路整備債790万円、臨時財政対策債1億1,050万円、合計1億6,700万円を計上しております。

以上が一般会計予算案の主な内容でございます。

次に、69ページをお開きください。国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

69ページ、予算総則でございます。

平成24年度国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,462万9,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと1.8%、449万7,000円の微増となっております。

70ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入では、国民健康保険税についてマイナス3.5%減の7,564万5,000となっております。一部負担金と使用料及び手数料はそれぞれ2,000円、科目存置でございます。国庫支出金が8,309万1,000円、療養給付費交付金が646万6,000円、前期高齢者交付金が2,000円、都支出金が2,309万円、共同事業交付金が4,484万5,000円、寄附金1,000円は科目存置、一般会計からの繰入金に対前年度比143.2%増の2,137万2,000円を計上させていただいております。

繰越金が10万1,000円、諸収入が1万2,000円でございます。

72ページをお開きください。歳出でございます。

歳出では、事務費に当たる総務費が753万8,000円、保険給付費が1億3,099万1,000円、後期高齢者支援金等が4,795万6,000円、前期高齢者納付金等が928万5,000円、老人保健拠出金が2,000円、介護納付金が1,845万1,000円、共同事業拠出金が対前年度比14.9%増の3,350万7,000円、保健事業費が579万5,000円、諸支出金が10万4,000円。

73ページをお開きください。

予備費を100万円見込んでおります。平成24年度につきましては、共同事業拠出金以外はほぼ前年並みということでございます。

以上が主な内容でございます。

次に、簡易水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

76ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8億3,888万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと138.9%、4億8,780万9,000円の大幅な増加となっております。これは、扇浦浄水場の移転工事が本格化することによる増が主な要因でございます。

77ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入でございますが、分担金及び負担金が1,000円、科目存置でございます。使用料及び手数料が対前年度比マイナス1.1%減の8,969万2,000円、国庫支出金が対前年度比211.7%増の3億4,929万6,000円、都支出金が202%増の1億6,922万5,000円、財産収入が3万6,000円、一般会計からの繰入金6,832万3,000円、繰越金1,000円、諸収入が31万1,000円、村債が1億6,200万円となっております。

78ページをお開きください。歳出でございます。

歳出では、総務費が、人件費などの事務費のほか施設の管理費や補修経費、母島の簡易水道の認可変更に必要な調査経費等を計上し1億1,009万3,000円、建設改良費が、振興開発事業となりますが、父島の浄水場移転のための工事が本格化し、造成工事、調整池や沈殿池の築造などのほか、関連する導送配水施設の整備工事、その他の配水管新設工事を計上し、対前年度比211.7%増の6億9,859万2,000円となっております。公債費は2,816万4,000円、諸支出金が3万6,000円、予備費が200万円を計上しております。

79ページをお開きください。

簡易水道事業会計の村債でございます。第2表のとおりでございます。建設改良債1億

6,200万円を計上しております。

以上が主な内容でございます。

次に、宅地造成事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

82ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,274万8,000円となっております。

83ページをお開きください。

予算の概要につきましては、歳入では、事業収入として宅地売り払い代金3区画分を計上し3,274万5,000円となっております。繰入金が1,000円、繰越金が1,000円、諸収入が1,000円、いずれも科目存置でございます。

84ページをお開きください。歳出でございます。

総務費が、既存の分譲地の景観維持や未分譲区画の維持のための管理費を計上し411万4,000円、諸支出金として一般会計への繰出金2,853万4,000円、予備費として10万円を計上しております。

以上が主な内容でございます。

次に、介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の説明をさせていただきます。

87ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ7,914万2,000円です。

88ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入では、保険料が1,719万9,000円、使用料及び手数料が2,000円、科目存置、国庫支出金が1,522万3,000円、支払基金交付金が2,299万4,000円、都支出金が1,107万9,000円、財産収入が7,000円、寄附金が1,000円、一般会計からの繰入金が1,252万9,000円、繰越金が10万円、諸収入が7,000円、89ページをお開きください、村債が1,000円となっております。

90ページをお開きください。歳出でございます。

歳出では、総務費が、事務費や介護認定経費を計上し288万1,000円、保険給付費が7,468万9,000円、地域支援事業費が95万7,000円、財政安定化基金拠出金が1,000円、基金積立金が7,000円、諸支出金が10万6,000円、公債費が1,000円、予備費が50万円となっております。

以上が主な内容でございます。

次に介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算の説明をさせていただきます。

93ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5,386万円です。

94ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入では、サービス収入が2,657万9,000円、寄附金が1,000円、一般会計からの繰入金に対前年度比6.2%増の1億2,727万7,000円、繰越金が1,000円、諸収入が2,000円となっております。

95ページをお開きください。歳出でございます。

総務費が、事務経費として介護支援専門員の人件費のほか、母島高齢者在宅サービスセンターの運営経費、その他の事務費を計上し753万4,000円、サービス事業費が対前年度比2.7%増の1億4,532万4,000円、諸支出金が2,000円、予備費が100万円となっております。

以上が主な内容でございます。

次に、下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

98ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億2,405万7,000円で、前年度当初予算と比較しますと27.1%、4,782万1,000円の大幅な増加となっております。

99ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入でございます。分担金及び負担金が1,000円、科目存置、使用料及び手数料が3,877万6,000円、国庫支出金が対前年度比292.8%増の2,987万7,000円、一般会計からの繰入金が1億2,860万円、繰越金が1,000円、諸収入が2,000円、村債が2,680万円となっております。

100ページをお開きください。歳出でございます。

総務費が、人件費などの事務費のほか施設の管理費や補修経費を計上し7,518万1,000円、建設改良費が、振興開発事業となりますが、管渠や施設の改良工事を計上し、対前年度比292.8%増の5,975万4,000円となっております。公債費は8,812万1,000円、諸支出金が1,000円、予備費は100万円を計上しております。

101ページをお開きください。村債でございます。

村債につきましては、第2表のとおりでございます。建設改良債2,680万円を計上しております。

以上が主な内容でございます。

次に、浄化槽事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

104ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,026万4,000円です。

105ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入でございます。分担金及び負担金が1,000円、科目存置、使用料及び手数料が275万8,000円、国庫支出金が262万5,000円、都支出金が1,000円、一般会計からの繰入金が1,236万1,000円、繰越金が1,000円、諸収入が21万7,000円、村債が230万円となっております。

106ページをお開きください。歳入でございます。

総務費が、人件費などの事務費のほか施設の管理費や補修経費を計上し936万9,000円、建設改良費が、振興開発事業となりますが、浄化槽整備工事等を計上し525万円となっております。公債費は464万4,000円、諸支出金が1,000円、予備費は100万円を計上しております。

107ページをお開きください。村債でございます。

村債につきましては、第2表のとおりでございます。建設改良債230万円を計上しております。

以上が主な内容でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

110ページをお開きください。予算総則でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,597万3,000円でございます。

111ページをお開きください。予算の概要でございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料が681万円、一般会計からの繰入金が1,838万円、繰越金が1,000円、諸収入が78万2,000円となっております。

112ページをお開きください。歳出でございます。

総務費が、事務経費を計上し753万円、広域連合納付金が1,578万円、保健事業費が63万2,000円、保険給付費が30万円、諸支出金が23万1,000円、予備費が150万円となっております。

以上が主な内容でございます。

一般会計から特別会計まで9件の予算概要の説明は、以上でございます。

各予算につきまして、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎平成24年度予算特別委員会設置の動議

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 動議を提出します。

平成24年度小笠原村各会計予算（案）につきましては、平成24年度予算特別委員会を設置

し、同委員会に付託され審議されることを提案します。

○議長（佐々木幸美君） ただいまの動議を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

平成24年度予算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱（案）はお手元に配付してあります。

朗読は省略します。

本件は動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、平成24年度予算特別委員会設置及び平成24年度小笠原村各会計予算（案）について、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員はお手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成24年度予算特別委員会設置を招集するため、暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、よって、暫時休憩をいたします。

（午後5時13分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後5時25分）

◎予算特別委員会より報告

○議長（佐々木幸美君） 平成24年度予算特別委員会より報告があります。

稲垣 勇君。

○予算特別委員長（稲垣 勇君） ご報告します。

平成24年度予算特別委員会において、私、稲垣 勇が委員長に、片股敬昌議員が副委員長に選出されましたので、ご報告します。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） それでは、日程に入ります。

日程第20、議案第20号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第20号 小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

小笠原村地域福祉センターに係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細は担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

114ページをお願いいたします。

小笠原村地域福祉センターの指定管理者について（案）。

記。

1、公の施設の名称及び所在地。小笠原村地域福祉センター、東京都小笠原村父島字奥村。

2、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地。社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会、東京都小笠原村父島字奥村。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

115ページから117ページまで、指定につきましての資料がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第20号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第21、議案第21号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第21号 奥村運動場の指定管理者の指定について(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

奥村運動場に係る指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第14号)第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、箭内君。

○総務課長(箭内浩彌君) ご説明いたします。

119ページをお願いいたします。

奥村運動場の指定管理者について(案)でございます。

記。

1、公の施設の名称及び所在地。奥村運動場、東京都小笠原村父島字奥村。

2、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地。社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会、東京都小笠原村父島字奥村。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

120ページから122ページまで資料がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第21号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第22、議案第22号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第22号 ロース記念館の指定管理者の指定について（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

ロース記念会館に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

124ページをお願いいたします。

ローズ記念館の指定管理者について（案）でございます。

記。

1、公の施設の名称及び所在地。ローズ記念館、東京都小笠原村母島字元地。

2、指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地。小笠原母島観光協会、東京都小笠原村母島字元地。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

125ページから127ページまで、指定についての資料がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第22号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第23、議案第23号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第23号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の第286条第1項の規定により、平成24年4月1日から東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に多摩川衛生組合を加入させるとともに、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の管理者を東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充てるため、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

一部事務組合議会議員の公務上または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、新たな団体を加入させる必要がある。また、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合管理者の選任方法を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） 129ページでございます。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年2月29日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「管理者及び」を「管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て、」に改め、同条第4項中「管理者又は」を削る。

別表第1中「西多摩衛生組合」を「西多摩衛生組合 多摩川衛生組合」に改める。

別表第2第2区の項中「湖南衛生組合」を「湖南衛生組合 多摩川衛生組合」に改める。

附則。この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

130ページ、131ページに新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第23号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第24、議案第24号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第24号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

消防団員が火災、捜索等で出動した際の費用弁償について、3時間を超える場合についての取り扱いを定めるためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

133ページをお願いいたします。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2、費用弁償。職務、区分、費用弁償額、備考。

（1）火災、風水害及び遭難捜索の場合。1回につき、3,000円。

左の支給額は、職務に従事した時間が3時間までである場合の額とし、職務に従事した時間が3時間を超える場合は3時間を超える時間1時間につき1,000円を左の支給額に加算するものとする。

この場合において、当該3時間を超える時間が1時間に満たない時間があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

（2）に以降につきましては、変更ございません。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

134ページに新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第24号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第25、議案第25号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第25号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第156号）並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が平成23年12月2日にそれぞれ公布され、また地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第392号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第161号）が平成23年12月14日にそれぞれ公布されたことに伴い、小笠原村村税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

136ページをお願いいたします。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容が多岐にわたっておりますので、別にお配りしました主な改正点ののりについて説明いたします。

3点ございます。

まず、1点目でございます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律などによる改正でございます。

2点ございまして、1点目が、村たばこ税の税率の引き上げでございます。これは、第95条、それから、附則の第16条の2でございます。法人実効税率の引き下げと課税ベースの

拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することとなった。平成25年4月1日から適用されます。

都たばこ税でございますが、現行、1,000本につき1,504円を860円に644円の減額でございます。これにつきましては、東京都の東京都税条例の改正によるものでございます。

村たばこ税でございますが、1,000本につき、現行4,618円が5,262円ということで644円の増でございます。

2つ目、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止でございます。これは附則の第9条でございます。平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から適用されます。

大きな2つ目、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の改正によるものでございます。

これにつきましては、個人住民税の均等割の税率の引き上げでございます。附則第25条でございます。平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の税率を次のように引き上げる。年額1,000円の引き上げ。現行4,000円でございますが、年額5,000円となります。

住民税につきましては、都民税と村民税に分かれておりまして、都民税の均等割につきましては、これも東京都の都税条例の改正によるものでございますが、500円上げまして、年額1,000円を1,500円に、村民税でございますが、これも500円上げまして、現行の3,000円を3,500円にするものでございます。

3点目、地方税法の一部を改正する法律などによる改正でございます。これも東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。附則の第22条でございます。雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に、災害のやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を追加されたことに伴う条文の整理でございます。

138ページから141ページにかけまして、新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第25号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第26、議案第26号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第26号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴い、平成24年度から平成26年度までの保険料率等を定めるため、小笠原村介護保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、箭内君。

○総務課長(箭内浩彌君) ご説明いたします。

142ページでございます。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例(案)でございます。

小笠原村介護保険条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、同条第1号及び第2号中「2万8,260円」を「2万7,840円」に、同条第3号中「4万2,390円」を「4万1,760円」に、同条第4号中「5万6,520円」を「5万5,680円」に、同条第5号中「7万

650円」を「6万9,000円」に、同条第6号中「8万4,780円」を「8万3,520円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第14条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、条例第7条の規定にかかわらず3万5,078円とする。

2 令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、条例第7条の規定にかかわらず4万6,210円とする。

143ページ、144ページに新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第26号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第27、議案第27号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第27号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

父島、母島両簡易水道事業とも料金、給水装置の費用負担、その他の供給条件が同一であることから所要の文言を整理する。また、給水区域を拡張するに際し、小笠原村給水条例の一部を改正し、対象地域の字名を加える必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

146ページをお願いいたします。

小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村給水条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小笠原村父島簡易水道事業及び小笠原村母島簡易水道事業の給水について」を「小笠原村（以下「村」という。）の水道」に改める。

第2条第1号中「小笠原村父島簡易水道事業」を「父島」に改め、「小曲」の次に「・北袋沢」を加え、同条第2号中「小笠原村母島簡易水道事業」を「母島」に改め、「大谷」の次に「・評議平」を加える。

第5条中「小笠原村（以下「村」という。）」を「村」に改める。

附則。この条例は、平成24年4月1日から施行する。

147ページに新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第27号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号から議案第35号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第28、議案第28号から日程第35、議案第35号の8件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案8件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第28号から第35号までを一括して提出させていただきます。

議案第28号は、東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例（案）、議案第29号は、東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例（案）、議案第30号は、東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例（案）、議案第31号は、東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例（案）、議案第32号は、東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例（案）、議案第33号は、小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例（案）、議案第34号は、小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例（案）、議案第35号は、東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

これら8件の基金のほうの条例の改正でございますけれども、すべて名称の変更ですとか、字句の訂正、また、追加する条文等があったための改正でございます。

まず、東京都小笠原村財政調整基金の基金設置条例の一部を改正する条例（案）でございまして、149ページでございます。

東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例（案）。

東京都小笠原村財政調整基金設置条例（昭和49年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。小笠原村財政調整基金条例。

第1条中「東京都小笠原村財政調整基金」を「小笠原村財政調整基金」に改める。

第5条第5号中「東京都小笠原村債」を「小笠原村債」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

この条例につきましては、150ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第29号 東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例（案）でございまして、

これにつきましては、152ページをお願いいたします。

東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例（案）でございまして、

東京都小笠原村減債基金条例（昭和55年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。小笠原村減債基金条例。

第4条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。

（1）経済事情の変動等により財源が不足する場合において村債の財源に充てるとき。

（2）償還期限の満了に伴う村債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において村債の償還の財源に充てるとき。

（3）償還期限を繰り上げて行う村債の償還に充てるとき。

（4）村債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のための発行を許可されたものの償還

の財源に充てるとき。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

153ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第30号です。東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

これにつきましては、155ページをお願いいたします。

東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

東京都小笠原村公共施設等整備基金条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。小笠原村公共施設等整備基金条例。

第1条中「東京都小笠原村公共施設等整備基金」を「小笠原村公共施設等整備基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

156ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第31号の東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

158ページをお願いいたします。

東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例（案）。

東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。小笠原村役場庁舎建設基金条例。

第1条中「東京都小笠原村役場」を「小笠原村役場」に、「東京都小笠原村役場庁舎建設基金」を「小笠原村役場庁舎建設基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」

に改める。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

159ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第32号 東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

161ページをお願いいたします。

東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

東京都小笠原村災害対策基金条例（昭和59年条例第20号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。小笠原村災害対策基金条例。

第1条中「東京都小笠原村」を「小笠原村」に、「東京都小笠原村災害対策基金」を「小笠原村災害対策基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

162ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第33号の小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

164ページをお願いいたします。

小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村霊園基金条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

すみません、この「議案 号」と書いてありますけれども、これにつきましては、すみません、間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

165ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第34号でございます。

小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

167ページをお願いいたします。

小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村観光振興基金条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

168ページに新旧対照表がございます。

続きまして、議案第35号 東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

170ページをお願いいたします。

東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）でございます。

東京都小笠原村簡易水道事業基金設置条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。小笠原村簡易水道事業基金条例。

第1条中「東京都小笠原村簡易水道事業」を「小笠原村簡易水道事業」に、「東京都小笠原村簡易水道事業基金」を「小笠原村簡易水道事業基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」を「小笠原村簡易水道事

業特別会計歳入歳出予算」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

171ページに新旧対照表がございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第28号から議案第35号の8件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第28号から議案第35号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第36、議案第36号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第36号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成20年度～平成24年度）（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画、平成20年度から平成24年度に係るものでございます。

議案の174ページをご覧ください。父島辺地でございます。

総合整備計画書。小笠原村父島辺地につきましては、辺地の人口1,952人、面積23.8平方キロメートルでございます。公共的施設の整備計画につきましては、下の3番、平成20年度から平成24年度まで5年間の区分、事業費、財源の内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を記しております。合計につきましては、事業費が24億588万3,000円、特定財源が16億3,760万7,000円、一般財源が7億6,827万6,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が6億9,860万円でございます。そのほかについては、ご覧のとおりでございます。

175ページをご覧ください。母島辺地の総合計画書でございます。

母島辺地につきましては、辺地の人口455人、面積20.21平方キロメートルでございます。3番の公共的施設の整備計画、平成20年度から平成24年度まで5年間、区分、事業費、財源内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額でございます。合計事業費1億571万1,000円、特定財源6,883万4,000円、一般財源3,687万7,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額3,170万円でございます。そのほかは、ご覧のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第36号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第37、議案第37号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第37号 東京都島嶼町村一部事務組合格約の一部を改正する規約（案）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東京都島嶼町村一部事務組合格約（昭和26年9月26日東京都知事許可）の一部を、別紙のとおり改正したいので議決を求める。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

新・島嶼会館建設に伴い、事務所の位置を変更するため、東京都島嶼町村一部事務組合格約（昭和26年9月26日東京都知事許可）の一部を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

その前に、177ページは176ページと同じものでありますので、すみませんけれども、これにつきましては処分のこと、よろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

178ページをお願いいたします。

東京都島嶼町村一部事務組合格約の一部を改正する規約。

東京都島嶼町村一部事務組合格約（昭和26年9月26日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「4番7号」を「14番1号」に改める。

附則。この規約は、公布の日から施行する。

179ページに新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第37号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第38、議案第38号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第38号 東京都後期高齢者広域連合規約の一部を変更する規約(案)。

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

平成24年1月11日の東京都後期高齢者医療広域連合協議会において、経費を各市町村の一般財源から分賦金として支弁することについて、東京都後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月1日東京都知事許可)の変更(案)について了承された。

本規約の変更に当たっては、地方自治法に基づき各区市町村議会の議決を経る必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内浩彌君） ご説明いたします。

181ページをお願いいたします。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされているものをいう。）」。

表でございます。項目、高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他の高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）、負担割合、100%。

備考。

1、高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。

2、人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口とする。」とあるのは、「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）」。

表でございまして、項目、高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他の高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）、負担割合、100%。

4、関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費。

項目、審査支払手数料相当額、負担割合、100%。財政安定化基金拠出金相当額、100%。保険料未収金補填分相当額、100%。保険料所得割額減額分相当額、100%。葬祭費相当額、100%。

備考。

1、高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75

歳以上の人口による。

続いて、182ページをお願いいたします。

2、人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

3、財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」とする。

附則。この規約は、平成24年4月1日から施行する。

183ページ、184ページに新旧対照表がございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第38号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は終了いたします。

委員会審議のため、3月10日から3月22日までの13日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、3月10日から3月22日までの間を休会とすることに決定いたしました。

次回は3月23日午後2時より会議を開きます。

本日はお疲れさまでした。散会いたします。

(午後6時15分)

平成24年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成24年3月23日（木曜日）午後2時開議

- 第 1 議案第11号 平成24年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 2 議案第12号 平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 3 議案第13号 平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 4 議案第14号 平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 5 議案第15号 平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 6 議案第16号 平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 7 議案第17号 平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 8 議案第18号 平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 9 議案第19号 平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第10 同意第 1号 固定資産評価審査委員の選任の同意について（案）
- 第11 発議第 1号 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京誘致に関する決議について（案）
- 第12 発議第 2号 議員の派遣について（案）

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	箭内浩彌君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課企画 政策室副参事	柴垣佳久君
財政課長	今野満君	村民課長	斎藤実君
村民課副参事	村井達人君	医療課長	樋口博君
産業観光課長	渋谷正昭君	建設水道課長	増山一清君
建設水道課 副参事	篠田千鶴男君	母島支所長	江尻康弘君
出納課長	菊池元弘君	教育課長	佐々木英樹君

欠席説明員

総務課企画 政策室長	湯村義夫君
---------------	-------

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後２時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

3月19日、副議長鯉江 満君が議長代理で議員4名とともに、小笠原村立小笠原中学校の卒業式に出席しました。

次に、3月20日、議長佐々木幸美君が議員3名とともに、小笠原村立母島小・中学校の卒業式に出席しました。

次に、3月22日、議長佐々木幸美君が議員7名とともに、小笠原村立小笠原小学校の卒業式に出席しました。

報告は以上でございます。

◎議案第11号から議案第19号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第1、議案第11号から日程第9、議案第19号までの議案9件を一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題といたします。

次に、平成24年度予算特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、稲垣 勇君。

○予算特別委員長（稲垣 勇君） ご報告申し上げます。

平成24年度予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された平成24年度小笠原村各会計予算（案）について、3月21日、22日

の2日間にわたり審査を行いました。

皆様のご協力により、集中して審議を行うことが出来たことに感謝申し上げます。

それでは、平成24年度予算特別委員会審査報告についてご報告いたします。

本委員会に付託された平成24年度小笠原村各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成24年3月23日。平成24年度予算特別委員会委員長、稲垣 勇。

小笠原村議会議長、佐々木幸美殿。

1、議案第11号から議案第19号までの平成24年度小笠原村各会計予算（案）9件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

意見としまして、平成24年度予算は、厳しい財政事情の中、歳入の確保、経常経費削減等による歳出の抑制を図るなど、財政健全化へ取り組む一方、小笠原村総合計画の諸施策を実行に移す予算編成になっていると評価できます。

本予算委員会の審議の中で指摘・要望・意見があった以下の点について、今後の施策、財政運営に反映されるよう、意見を添えます。

1つとして、老朽化あるいは狭小のため住民のニーズに十分こたえられない施設については、建てかえ等を含め、対応について検討されたい。

2つ目としまして、宅地分譲事業については、先延ばしをすることなく、進展ある対策を講じるよう努力されたい。

3つ目としまして、実質公債費比率は上昇の兆しが見られますので、起債には慎重を期して健全な財政運営に努められたい。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本報告に反対の意見を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第11号から議案第19号までの議案9件を一括して採決することにご異議ございません

か。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

本予算案に対する委員長報告は、原案どおり可決です。

議案第11号から議案第19号までを委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本予算案は委員長報告のとおり可決されました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成24年度小笠原村各会計予算(案)につきまして、全会一致でのご承認をいただきました。まことにありがとうございます。

本日いただきました意見を念頭に、私を筆頭に職員一同健全な財政運営に努力し、堅実な執行に邁進してまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 次に、日程第10、同意第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 同意第1号 小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

上記について同意されたい。

平成24年3月8日。小笠原村長、森下一男。

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき、小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、箭内君。

○総務課長（箭内弘彌君） ご説明いたします。

資料を見てください。

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき下記のとおり選任する。

氏名、小高常義、菊池聰彦、金子隆、住所、職業については記載のとおりでございます。

上記2名につきましては、再任でございます。金子さんにつきましては新任でございます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

同意第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、発議第1号 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京誘致に関する決議についてを議題といたします。

案文はお手元に配付してあります。朗読は省略します。

○議長（佐々木幸美君） これより採決を行います。

発議第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(佐々木幸美君) 次に、日程第12、発議第2号を議題といたします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りします。

事務局長に内容を説明させます。

○事務局長(セーボレー孝君) 発議第2号は、議員の派遣について(案)でございます。

次のとおり、議員を派遣する。

1、東京都町村議会議長会主催の「議員講演会」の出席及び要望活動でございます。

派遣目的、議員活動の一助とするため、専門家による講演会に出席するとともに都議会・国会議員等へ小笠原諸島振興開発特別措置法延長に向けた要望活動を行うためでございます。

派遣場所、都内。

派遣期間、平成24年5月5日から5月14日まで。

派遣議員、佐々木幸美議員ほか7名の議員でございます。

2、第73回「黒船祭」出席。

派遣目的、ペリー艦隊の来航を通じて当村とゆかりのある下田市並びに黒船祭に出席する関係者との交流を図るため。

派遣場所、静岡県下田市。

派遣期間、平成24年5月15日から5月20日。

派遣議員、鯉江 満議員。

以上でございます。

○議長(佐々木幸美君) ただいまの説明の内容のとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（佐々木幸美君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原空港開設・航路改善特別委員会及び硫黄島調査特別委員会の所管事務について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成24年第1回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 片 股 敬 昌

署 名 議 員 一 木 重 夫

議案等審議結果表

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 4 年 3 月 8 日）

議決月日（平成 2 4 年 3 月 9 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 号	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 3 号	小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例（案）	原案可決
議案第 4 号	小笠原村情報通信基盤整備基金条例（案）	原案可決
議案第 5 号	小笠原村ふるさと寄附基金条例（案）	原案可決
議案第 6 号	平成 2 3 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）	原案可決
議案第 7 号	平成 2 3 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（案）	原案可決
議案第 8 号	平成 2 3 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）	原案可決
議案第 9 号	平成 2 3 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 1 0 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成 1 9 年度～平成 2 3 年度変更）（案）	原案可決
議案第 2 0 号	小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第21号	奥村運動場の指定管理者の指定について（案）	原案可決
議案第22号	ローズ記念館の指定管理者の指定について（案）	原案可決
議案第23号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について（案）	原案可決
議案第24号	小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第25号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第26号	小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第27号	小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第28号	東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第29号	東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第30号	東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第31号	東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第32号	東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第33号	小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第34号	小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第35号	東京都小笠原村簡易水道基金条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第36号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成20年度～平成24年度）（案）	原案可決
議案第37号	東京都島嶼町村一部事務組合理約の一部を改正する規約について（案）	原案可決
議案第38号	東京都後期高齢者広域連合理約の一部を変更する規約（案）	原案可決

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 24 年 3 月 8 日）

議決月日（平成 24 年 3 月 23 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 11 号	平成 24 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
議案第 12 号	平成 24 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
議案第 13 号	平成 24 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 14 号	平成 24 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 15 号	平成 24 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 16 号	平成 24 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 17 号	平成 24 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 18 号	平成 24 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 19 号	平成 24 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決
同意第 1 号	固定資産評価審査委員の選任の同意について（案）	原案同意
発議第 1 号	第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会の東京誘致に関する決議について（案）	原案可決

発議第 2号	議員の派遣について（案）	原案可決
--------	--------------	------

別 冊

23小笠原総第2386号
平成24年2月24日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成24年第1回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

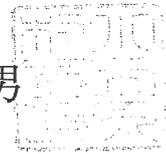
本日、別紙写しのとおり、平成24年第1回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第4号

平成24年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり
招集する。

平成24年2月24日

小笠原村長 森 下 一 男



記

- 1 期 日 平成24年3月8日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

23 小笠原議第 197 号
平成 24 年 2 月 24 日

議員 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

平成 24 年第 1 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 24 年 2 月 24 日付 23 小笠原総第 2386 号により、平成 24 年小笠原村告示第 4 号をもって、平成 24 年 3 月 8 日、平成 24 年第 1 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

記

1. 開催日時 平成 24 年 3 月 8 日(木) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

23小笠原総第2429号
平成24年2月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成24年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- | | |
|--------|---|
| 議案第1号 | 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(案) |
| 議案第2号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第3号 | 小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例 (案) |
| 議案第4号 | 小笠原村情報通信基盤整備基金条例 (案) |
| 議案第5号 | 小笠原村ふるさと寄附基金条例 (案) |
| 議案第6号 | 平成23年度小笠原村一般会計補正予算 (第5号) (案) |
| 議案第7号 | 平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) (案) |
| 議案第8号 | 平成23年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号) (案) |
| 議案第9号 | 平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算 (第2号) (案) |
| 議案第10号 | 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画
(平成19年度～平成23年度変更) (案) |
| 議案第11号 | 平成24年度小笠原村一般会計予算 (案) |
| 議案第12号 | 平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算 (案) |
| 議案第13号 | 平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算 (案) |
| 議案第14号 | 平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算 (案) |
| 議案第15号 | 平成24年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計予算 (案) |
| 議案第16号 | 平成24年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計
予算 (案) |
| 議案第17号 | 平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算 (案) |

- 議案第18号 平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算 (案)
- 議案第19号 平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算 (案)
- 議案第20号 小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について (案)
- 議案第21号 奥村運動場の指定管理者の指定について (案)
- 議案第22号 ロース記念館の指定管理者の指定について (案)
- 議案第23号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (案)
- 議案第24号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第25号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第26号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第27号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第28号 東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第29号 東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第30号 東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第31号 東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第32号 東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第33号 小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第34号 小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第35号 東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第36号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画 (平成20年度～平成24年度) (案)
- 議案第37号 東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部を改正する規約について (案)
- 議案第38号 東京都後期高齢者広域連合規約の一部を変更する規約 (案)

23 小笠原総第 2 4 6 1 号
平成 2 4 年 3 月 5 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成 2 4 年第 1 回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

同意第 1 号 固定資産評価審査委員の選任の同意について

23 小笠原議第 198 号
平成 24 年 2 月 24 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき、平成 24 年第 1 回小笠原村議会定例会に平成 24 年 1 月 4 日付 23 小笠原総第 1956 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 24 年 3 月 8 日(木) 午前 1 0 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

23 小笠原議第 198 号
平成 24 年 2 月 24 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づき、平成 24 年第 1 回小笠原村議会定例会に平成 24 年 1 月 4 日付 23 小笠原教第 783 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 24 年 3 月 8 日(木) 午前 1 0 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

23 小笠原総第 2400 号
平成 24 年 2 月 27 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成 24 年 2 月 24 日付 23 小笠原議第 198 号により要求のあり
ました平成 24 年第 1 回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、
下記のとおりです。

記

出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	箭 内 浩 彌
総務課副参事	鈴 木 敏 之
総務課企画政策室長	湯 村 義 夫 (3 / 23 は欠席)
総務課企画政策室副参事	柴 垣 佳 久
財政課長	今 野 満
村民課長	斎 藤 実
村民課副参事	村 井 達 人
医療課長	樋 口 博
産業観光課長	渋 谷 正 昭
建設水道課長	増 山 一 清
建設水道課副参事	篠 田 千鶴男
母島支所長	江 尻 康 弘
出納課長	菊 池 元 弘

23小笠原教第740号
平成24年 2月24日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成24年2月24日付23小笠原議第198号で
要求のありました説明員は、以下のとおりです。

出席：教育長 伊藤 直樹

出席：教育課長 佐々木 英樹

平成 24 年度予算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱（案）に基づき、平成 24 年度予算特別委員会を設置されたい。

平成 24 年 3 月 9 日

提出者 小笠原村議会議員

稲垣 勇 

平成 24 年度予算特別委員会設置要綱（案）

- 1 名 称 平成 24 年度予算特別委員会
- 2 設置根拠 小笠原村議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的 平成 24 年度小笠原村各会計歳入歳出予算案について、その行政効果、財政構造等、大局的見地から審議を行う。
- 4 委員定数等 委員は 7 名とし、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

平成 24 年度予算特別委員会委員名簿

鯉江 満

稲垣 勇

池田 望

杉田一男

一木重夫

片股敬昌

高橋研史

閉会中の継続調査申出

本委員会は、調査中の事件について、下記により継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 地方自治法第109条の2第3項に規定する事項

平成24年3月1日

議会運営委員会
委員長 杉 田 一 男



小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美 殿

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

平成24年3月9日

総務委員会

委員長 稲垣 勇



小笠原村議会

議長 佐々木 幸 美 殿

特定事件継続調査事項表

総務委員会

1. 村政全般

総合計画について

財政について

社会福祉について

保健衛生について

環境衛生について

防災について

教育について

農林水産業について

商工観光業について

環境保全について

土木建築について

上下水道事業について

宅地造成事業について

その他

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 小笠原空港開設の推進及び航路改善
について

平成24年3月9日

小笠原空港開設・航路改善特別委員会
委員長 池田 望



小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 硫黄島について総合的に調査研究する

平成24年3月9日

硫黄島調査特別委員会
委員長 一木重夫



小笠原村議会

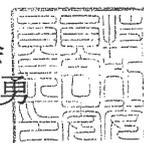
議長 佐々木 幸 美 殿

平成 24 年度 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成 24 年度各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

平成 24 年 3 月 23 日

平成 24 年度予算特別委員会
委員長 稲垣 勇



小笠原村議会議長 佐々木 幸美 殿

1. 件名

議案番号	件名	審査結果
第 11 号	平成 24 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
第 12 号	平成 24 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
第 13 号	平成 24 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 14 号	平成 24 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
第 15 号	平成 24 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 16 号	平成 24 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第 17 号	平成 24 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第 18 号	平成 24 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
第 19 号	平成 24 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決

2. 意見

平成 24 年度予算は、厳しい財政状況の中、歳入の確保、経常経費削減等による歳出の抑制を図るなど、財政健全化へ取り組む一方、小笠原村総合計画の諸施策を実行に移す予算編成になっていると評価できる。

本予算委員会の審議の中で指摘・要望・意見があった以下の点について、今後の施策、財政運営に反映されるよう、意見を添える。

- 1) 老朽化あるいは狭小のため住民のニーズに十分応えられない施設については、建替え等を含め、対応について検討されたい。
- 2) 宅地分譲事業については、先延ばしをすることなく、進展ある対策を講じるよう、努力されたい。
- 3) 実質公債費比率は上昇の兆しがみられるので、起債には慎重を期して、健全な財政運営に努められたい。

議 案 の 部

議案第 1 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

非常勤職員の職種、手当に関する規定を追加する必要があるため。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員で、小笠原村非常勤職員に関する規則(平成19年規則第10号)、及び小笠原村税務徴収指導員に関する規則(平成24年規則第 号)に定める非常勤職員の超過勤務、深夜勤務及び特殊勤務に係る報酬額は、常勤の職員に支給される額の範囲内で、小笠原村規則で定める。

第3条を次のように改める。

（報酬の支給方法）

第3条 報酬の支給方法については、小笠原村規則で定める。

第4条第2項中「看護師」の次に「、「准看護師」」を加える。

別表を次のように改める。

別表

	職員区分		支給区分	報酬額
1	教育委員会	委員長	日額	10,000円
2		委員	日額	8,000円
3	選挙管理委員会	委員長	日額	10,000円
4		委員	日額	8,000円
5	監査委員		日額	10,000円
6	固定資産評価審査委員会委員		日額	10,000円
7	特別土地保有税審議会委員		日額	10,000円
8	投票管理者		日額	12,000円
9	開票管理者		日額	10,000円
10	選挙長		日額	10,000円
11	国民健康保険運営協議会委員		日額	8,000円
12	情報公開審査会委員		日額	8,000円
13	投票立会人		日額	10,000円

14	開票立会人		日額	10,000 円
15	選挙立会人		日額	10,000 円
16	民生委員推せん会委員		日額	8,000 円
17	総合開発審議会委員		日額	8,000 円
18	キャンプ禁止地域審議会委員		日額	8,000 円
19	顧問弁護士		月額	120,000 円
20	介護認定審査会	会長	日額	12,000 円
21		委員	日額	10,000 円
22	文化財保護審議会	会長	日額	10,000 円
23		委員	日額	8,000 円
24	看護師		日額	11,500 円
25	准看護師		日額	10,000 円
26	図書司書	図書司書の資格を有している者	日額	8,000 円
27		上記以外の者	日額	7,200 円
28	保育士		日額	10,000 円
29	保育補助員		日額	8,000 円
30	特別支援教育 補助員	教員免許を有している者	日額	10,000 円
31		上記以外の者	日額	8,000 円
32	調理員	調理師免許を有している者	日額	9,000 円
33		上記以外の者	日額	8,000 円
34	医療事務員	医療事務の資格を有している者	日額	8,000 円
35		上記以外の者	日額	7,200 円
36	介護福祉士		日額	10,000 円
37	介護員		日額	9,000 円
38	介護補助員		日額	8,000 円
39	税務徴収指導員		月額	259,000 円
40	専門委員		月額	450,000 円 以内

附 則

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に準拠し、村職員の給与に係る規定を改正する必要があるため。また、諸手当に関する規定を定めるため。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 特殊勤務手当の種類、支給範囲及び支給額は、職務の特殊性の区分により別表第4に定めるところによる。

第13条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条中「その勤務1回につき、」の次に「15,000円を超えない範囲で」を加える。

第20条第5項中「4級」を「3級」に改める。

第21条第3項中「扶養手当の月額並びにこれらに」を「これに」に改める。

別表第3の次に次の表を加える。

別表第4 特殊勤務手当（第13条関係）

手当名	支給範囲	手当額	摘要
困難な徴収業務 従事手当	税の滞納整理、差し押さえ処分等困難な徴収業務について、債務者等と直接接する業務に従事した者	庁内において従事したとき 日額 250円 庁外において従事したとき 日額 700円	
看護業務従事手当	診療所勤務の看護師、准看護師、助産師で、正規の勤務時間以外の時間に当番待機を割り当てられている者	日額(当番1回につき) 通常の日から始まる場合 拘束時間1時間30分以下の日 1,000円 拘束時間1時間30分を越え16時間15分以下の日 4,000円	1 当番待機時間は、当番割当日の休憩時間(昼休み)を含む。 2 当番1回の単位は、1暦日内に限らず、連続して割

		<p>拘束時間16時間15分を超える日 8,000円</p> <p>年末年始の日から始まる場合</p> <p>拘束時間16時間15分以下の日 6,000円</p> <p>拘束時間16時間15分を超える日 12,000円</p>	<p>られた1当番単位とする。</p> <p>3 当番が割り当てられている日で超過勤務命令がされている時間については、当番待機時間とはしない。</p>
夜間看護等手当	<p>診療所及び老人ホームに勤務する助産師、看護師、介護員又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。</p>	<p>勤務1回につき</p> <p>1 通常の日から始まる場合</p> <p>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円</p> <p>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</p> <p>2 年末年始の日から始まる場合</p> <p>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 10,200円</p> <p>(2) その勤務時間が深</p>	<p>勤務1回の単位は、1暦日内に限らず、連続して割り振られた1勤務単位とする。</p>

		<p>夜の一部分を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 4,950円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 4,350円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 3,000円</p>	
放射線業務従事手当	診療及び介助のため放射線業務及び補助業務に従事した者	日額 280円	
緊急登院手当	<p>正規の勤務時間外に救急患者の処置等のために緊急に診療所に登院した者</p> <p>(登院時に看護業務従事手当の支給を受けている者を除く。)</p>	1回につき 1,000円	
救急業務従事手当	救急患者の収容のため、救急自動車で出動した者	1回につき 1,000円	
医師業務手当	診療所において医師の業務を行う者で、時間外の当番を行う医師	月額 350,000円	
診療所長手当	小笠原村診療所長の業務を行う医師	月額 100,000円	
火葬場運転手当	火葬業務を職員が執行せざるを得ない場合、運転に直接従事した者	<p>1件につき 1,500円</p> <p>年末年始 2,300円</p>	
浄水場運転手当	浄水場勤務者で浄水場運転に従事する者	<p>日額 800円</p> <p>年末年始 1,200円</p>	
特殊作業手当	し尿処理管渠内作業、排泥処理作業、醸造作業及び火葬業務の補助等に従事した者	<p>日額 1,200円</p> <p>年末年始 1,800円</p>	

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年小笠

原村条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「その差額に相当する額」の次に「からその半額(その半額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円)を減じた額」を、「支給する」の次に「こととし、平成25年4月1日以降、本項の規定は適用しない」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号給の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳以上であつて42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。))を除く。)のうち、平成21年1月1日の昇給時において、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成4年規則第7号。以下「規則」という。)別表第10の3備考第2項の適用を受け昇給数を読み替えた職員、及び初任給の決定に際し、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成22年規則第19号。以下「一部改正規則」という。)附則第6項、又は第7項の適用を受け同等の調整を受けた職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、平成20年1月1日、及び平成21年1月1日の昇給時において、規則別表第10の3備考第2項の適用を受け昇給数を読み替えた職員、並びに初任給の決定に際し、一部改正規則附則第6項、又は第7項の適用を受け同等の調整を受けた職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とする。
- 4 前項に定める者の他、平成24年4月1日において36歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、平成21年1月1日の昇給時において、規則別表第10の3備考第2項の適用を受け昇給数を読み替えた職員、及び初任給の決定に際し、一部改正規則附則第6項、又は第7項の適用を受け同等の調整を受けた職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

議案第 3 号

小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする公共用施設の整備及び生活改善事業等に充当する経費を積立てるため、小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金を設置する必要性が生じたため。

小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例（案）

（設置）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項に規定する公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うために要する経費に充当するため、同項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の処分）

第2条 この基金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第14条第1項各号に規定する施設の整備又は同条第2項各号に規定する事業のうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第92号）第3条第1項第7号に規定する継続事業又は同要綱第3条の2第1項第4号に規定する特定事業で、村規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（積立金）

第3条 基金として積立てる額は、毎年度予算で定める。

（運用）

第4条 基金の運用は、次に掲げる方法により确实かつ効率的に行うものとする。

- （1）国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）の取得
- （2）銀行その他金融機関への預金
- （3）信託業務を営む金融機関への金銭信託（元本補填の契約があるもの）
- （4）財政融資資金への預託

（運用益金の整理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、小笠原村一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

小笠原村情報通信基盤整備基金条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

情報通信基盤整備施設の整備及び維持管理に要する経費を積み立てるため、小笠原村情報通信基盤整備基金を設置する。

小笠原村情報通信基盤整備基金条例（案）

（設置）

第1条 小笠原村の情報通信基盤施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるため、小笠原村情報通信基盤整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立金）

第2条 基金として積立てる額は、毎年度予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、小笠原村一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

小笠原村ふるさと寄附基金条例（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

ふるさと寄附金を財源としたむらづくりに要する経費を積み立てるため、小笠原村ふるさと寄附基金を設置する。

小笠原村ふるさと寄附基金条例（案）

（設置）

第1条 小笠原村を応援しようとする人々からの寄附金を財源として、多くの人から愛され、支えられるむらづくりを推進するため、小笠原村ふるさと寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立金）

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金を財源とし、毎年度予算で定める。

（事業の区分）

第3条 第1条に規定する寄附金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- （1）世界自然遺産など環境保全の推進に関する事業
- （2）福祉施策の充実に関する事業
- （3）教育、文化活動及びスポーツ振興に関する事業
- （4）その他目的達成のために村長が必要と認める事業

（寄附金の使途指定等）

第4条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができる。

2 村長は、寄附者が寄附金の使途を指定しなかったときは、前条第4号の事業の指定があったものとみなす。

（管理）

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第6条 基金の運用から生ずる収益は、小笠原村一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第8条 基金は、第3条各号に規定する事業の用に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第9条 村長は、この基金の運用状況について毎年度公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第6号

平成23年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成23年度小笠原村

一般会計補正予算

（第5号）

（別紙）

平成23年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

平成23年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 165,707千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,252,090千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成24年3月8日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1.村 税		405,615	12,212	417,827
	4.村 た ば こ 税	11,465	12,212	23,677
2.地 方 譲 与 税		7,817	87	7,904
	1.地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,143	252	2,395
	2.自 動 車 重 量 譲 与 税	5,673	△165	5,508
3.利 子 割 交 付 金		3,311	167	3,478
	1.利 子 割 交 付 金	3,311	167	3,478
4.配 当 割 交 付 金		1,233	325	1,558
	1.配 当 割 交 付 金	1,233	325	1,558
5.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		812	△371	441
	1.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	812	△371	441
6.地 方 消 費 税 交 付 金		34,246	773	35,019
	1.地 方 消 費 税 交 付 金	34,246	773	35,019
8.自 動 車 取 得 税 交 付 金		4,602	△700	3,902
	1.自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,602	△700	3,902
9.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		151,744	△10,549	141,195
	1.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	107,918	△10,769	97,149
	2.施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	43,826	220	44,046
14.使 用 料 及 手 数 料		232,663	3,484	236,147
	1.使 用 料	220,028	△800	219,228
	2.手 数 料	12,635	4,284	16,919
15.国 庫 支 出 金		214,228	22,951	237,179
	1.国 庫 負 担 金	30,000	7,480	37,480
	2.国 庫 補 助 金	150,753	43,149	193,902

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	3.国 庫 委 託 金	33,475	△27,678	5,797
16.都 支 出 金		911,110	108,900	1,020,010
	2.都 補 助 金	837,780	109,300	947,080
	3.都 委 託 金	50,037	△400	49,637
17.財 産 収 入		30,477	5,182	35,659
	1.財 産 運 用 収 入	30,477	5,182	35,659
18.寄 附 金		1	500	501
	1.寄 附 金	1	500	501
19.繰 入 金		201,524	△28,450	173,074
	1.特 別 会 計 繰 入 金	38,587	△28,348	10,239
	2.基 金 繰 入 金	162,937	△102	162,835
20.繰 越 金		165,880	33,205	199,085
	1.繰 越 金	165,880	33,205	199,085
21.諸 収 入		80,647	17,991	98,638
	5.バ ス 事 業 収 入	2,918	1,167	4,085
	6.雑 入	64,927	16,824	81,751
歳 入	合 計	4,086,383	165,707	4,252,090

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 議会費		75,895	△3,161	72,734
	01. 議会費	75,895	△3,161	72,734
02. 総務費		1,279,327	△3,842	1,275,485
	01. 総務管理費	1,219,539	△3,263	1,216,276
	06. 監査委員費	1,338	△579	759
03. 民生費		569,562	△25,987	543,575
	01. 社会福祉費	370,734	△5,787	364,947
	02. 児童福祉費	197,608	△20,200	177,408
04. 衛生費		857,878	△181	857,697
	01. 保健衛生費	518,621	△27,776	490,845
	03. 上下水道費	38,089	27,595	65,684
06. 商工費		129,432	△532	128,900
	01. 商工費	129,432	△532	128,900
07. 土木費		167,742	4,199	171,941
	01. 土木管理費	5,300	1,676	6,976
	06. 住宅費	1	2,523	2,524
09. 教育費		324,275	8,643	332,918
	01. 教育総務費	44,347	9,680	54,027
	05. 保健体育費	51,488	△1,037	50,451
12. 諸支出金		122,134	186,568	308,702
	01. 基金費	112,491	186,568	299,059
歳出合計		4,086,383	165,707	4,252,090

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9.教育費	2.小学校費	グラウンド改修工事(父島)	千円		千円	千円		千円
			58,368	平成23年度	45,704	59,102	平成23年度	44,678
		平成24年度	12,664		平成24年度	14,424		
	58,368	平成23年度	45,704	59,102	平成23年度	44,678		
	平成24年度	12,664		平成24年度	14,424			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	重機の購入(硫黄島)	千円 43,050

議案第7号

平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成23年度小笠原村

国民健康保険特別会計補正予算

（第4号）

（別紙）

平成23年度小笠原村
国民健康保険特別会計補正予算
予 算 総 則

平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,774千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 272,661千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4.国庫支出金		80,816	13	80,829
	2.国庫補助金	16,814	13	16,827
5.療養給付費交付金		16,066	△2,000	14,066
	1.療養給付費交付金	16,066	△2,000	14,066
11.繰入金		24,102	213	24,315
	1.一般会計繰入金	24,102	213	24,315
歳入合計		274,435	△1,774	272,661

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02.保 險 給 付 費		140,247	△2,000	138,247
	04.出 産 育 児 諸 費	7,564	△2,000	5,564
07.共 同 事 業 拠 出 金		43,212	207	43,419
	01.共 同 事 業 拠 出 金	43,212	207	43,419
09.諸 支 出 金		5,715	19	5,734
	01.償 還 金 及 還 付 金	1,215	19	1,234
歳 出 合 計		274,435	△1,774	272,661

議案第 8 号

平成 23 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 3 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 4 号）

（別紙）

平 成 2 3 年 度 小 笠 原 村
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 23 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 17,897 千円 を減額し、歳入歳出
予算の総額をそれぞれ 419,747 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 3 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		117,537	△17,897	99,640
	1. 繰 入 金	117,537	△17,897	99,640
歳 入	合 計	437,644	△17,897	419,747

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		180,603	△17,897	162,706
	01. 総 務 管 理 費	180,603	△17,897	162,706
歳 出 合 計		437,644	△17,897	419,747

議案第9号

平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成23年度小笠原村

宅地造成事業特別会計補正予算

（第2号）

（別紙）

平成23年度小笠原村
宅地造成事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 30,011 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,858 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月8日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 事 業 収 入		32,745	△32,645	100
	1. 土 地 売 払 収 入	32,745	△32,645	100
3. 繰 入 金		1	2,523	2,524
	1. 繰 入 金	1	2,523	2,524
4. 繰 越 金		121	111	232
	1. 繰 越 金	121	111	232
歳 入 合 計		32,869	△30,011	2,858

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 総務費		4,301	△1,663	2,638
	01. 総務管理費	4,301	△1,663	2,638
02. 諸支出金		28,468	△28,348	120
	01. 繰出金	28,468	△28,348	120
歳出合計		32,869	△30,011	2,858

議案第10号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成19年度～平成23年度変更）（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公共施設の整備計画

(千円)

辺地名	策定年度	区分		事業費	財源内訳		一般財源の うち地価 策事業の 予定額	事業内容	
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源			
東京都小笠原村父島辺地	平成19年度 ～ 平成23年度	村道	大村奥村扇浦地域線	334,529	225,042	109,487	51,100	改修1,066m、その他	
		教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	- - 401,939 32,580 1,547,594 619,581 211,167	- - 0 0 1,151,347 369,788 103,150	- - 401,939 32,580 396,247 249,793 108,017	- - 396,000 0 380,000 237,000 104,600	- - デジタル化整備 基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末 用地買収及び造成、建物設計、建設工事 建物実設計、用地造成工事、建設工事 用地造成工事、建設工事	
	(今回策定)		計	3,147,390	1,849,327	1,298,063	1,168,700		
	昭和54年度 ～ 平成23年度	村道	大村奥村扇浦地域線	3,330,152	2,241,817	1,088,335	547,100	改修10,364m、その他	
		教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	235,354 210,731 524,840 621,593 1,598,240 619,581 211,167	142,927 104,700 61,450 274,138 1,185,498 369,788 103,150	92,427 106,031 463,390 347,455 412,742 249,793 108,017	75,600 65,800 403,000 224,800 396,400 237,000 104,600	9戸 クランド、テスコート3面、ゲートボールコート1面、その他 親局1、拡声子局10、デジタル化整備 基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末 用地買収及び造成、建物設計、建設工事 建物実設計、用地造成工事、建設工事 用地造成工事、建設工事	
	(全体計画)		計	7,351,658	4,483,468	2,868,190	2,054,300		
	東京都小笠原村母島辺地	平成19年度 ～ 平成23年度	村道	沖村地域線	14,143	9,033	5,110	0	
			教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	- - 90,301 7,320 111,764 1,017,955 55,000	- - 0 0 9,033 691,116 36,666	- - 90,301 7,320 102,731 326,839 18,334	- - 89,000 0 89,000 172,100 17,500	- - デジタル化整備 基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末 改修3,302m、その他 2戸
		(今回策定)		計	1,179,918	1,036,596	754,322	535,400	
		昭和54年度 ～ 平成23年度	村道	沖村地域線	1,017,955	691,116	326,839	172,100	改修3,302m、その他
			教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅	424,178 141,812 151,973	210,733 25,756 72,325	213,445 116,056 79,648	184,900 92,000 68,900	クランド、テスコート2面、その他 母島局1、拡声子局3、デジタル化整備 基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
		(全体計画)		計	1,790,918	1,036,596	754,322	535,400	

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 1,945人：面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や防災無線・情報通信環境の整備を推進し、さらに住民福祉の向上のため診療所、福祉施設、看護師住宅等の公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

施設名	区分 事業主体名	事業費		財源内訳		一般財源のうち 対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	特定財源	一般財源	
村道	扇浦奥村地域線	334,529	109,487	225,042	109,487	51,100
防災無線	防災無線整備	401,939	0	0	401,939	396,000
情報通信基盤	情報通信基盤	32,580	0	0	32,580	0
診療所建物	診療所建物	1,547,594	1,151,347	1,151,347	396,247	380,000
福祉施設建物	福祉施設建物	619,581	369,788	369,788	249,793	237,000
看護師住宅	看護師住宅	211,167	103,150	103,150	108,017	104,600
合計	合計	3,147,390	1,849,327	1,849,327	1,298,063	1,168,700

平成19年度から平成23年度まで5年間

(千円)

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 452人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差是正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や情報通信環境の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

区分		事業費		財源内訳		一般財源のうち 対策事業債の予定額
		事業費	特定財源	一般財源		
施設名	事業主体名					
村道	沖村地域線	14,143		9,033	5,110	0
防災無線	防災無線整備	90,301		0	90,301	89,000
情報通信基盤	情報通信基盤	7,320		0	7,320	0
合計		111,764		9,033	102,731	89,000

平成19年度から平成23年度まで5年間

(千円)

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 新旧対照表(父島辺地)
総合整備計画書(変更後)

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 1,945人 : 面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村父島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村父島字東町
(3) 辺地度数 174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や防災無線・情報通信環境の整備を推進し、さらに住民福祉の向上のため診療所、福祉施設、看護師住宅等の公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成19年度から平成23年度まで5年間

(千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村道	扇浦地域線 大村奥村地域線	334,529	225,042	109,487	51,100
防災無線	防災無線整備	401,939	0	401,939	396,000
情報通信基盤	情報通信基盤	32,580	0	32,580	0
診療所建物	診療所建物	1,547,594	1,151,347	396,247	380,000
福祉施設建物	福祉施設建物	619,581	369,788	249,793	237,000
看護師住宅	看護師住宅	211,167	103,150	108,017	104,600
合計		3,147,390	1,849,327	1,298,063	1,168,700

総合整備計画書(変更前)

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 1,994人 : 面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村父島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村父島字東町
(3) 辺地度数 174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や防災無線・情報通信環境の整備を推進し、さらに住民福祉の向上のため診療所、福祉施設、看護師住宅等の公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成19年度から平成23年度まで5年間

(千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
村道	扇浦地域線 大村奥村地域線	335,321	225,594	109,727	51,300
防災無線	防災無線整備	401,939	0	401,939	396,000
情報通信基盤	情報通信基盤	32,580	0	32,580	0
診療所建物	診療所建物	1,547,594	1,151,347	396,247	380,000
福祉施設建物	福祉施設建物	619,581	369,788	249,793	237,000
看護師住宅	看護師住宅	211,167	103,150	108,017	104,600
合計		3,148,182	1,849,879	1,298,303	1,168,900

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 新旧対照表(母島辺地)
総合整備計画書(変更後)

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 452人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
(3) 辺地度数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や情報通信環境の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成19年度から平成23年度まで5年間

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道	沖村地域線	14,143	9,033	5,110	0
防災無線	防災無線整備	90,301	0	90,301	89,000
情報通信基盤	情報通信基盤	7,320	0	7,320	0
合 計		111,764	9,033	102,731	89,000

総合整備計画書(変更前)

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 435人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 東京都小笠原村母島
(2) 地域の中心の位置 東京都小笠原村母島字元地
(3) 辺地度数 345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地地区は、父島辺地地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や情報通信環境の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成19年度から平成23年度まで5年間

(千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
村道	沖村地域線	14,595	9,304	5,291	0
防災無線	防災無線整備	90,301	0	90,301	89,000
情報通信基盤	情報通信基盤	7,320	0	7,320	0
合 計		112,216	9,304	102,912	89,000

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る総合整備計画変更理由書

1. 変更理由

村道における父島辺地の事業費の減額、村道における母島辺地の事業費の減額をしたため計画を変更する。

また、各辺地の人口（平成23年3月31日現在）が確定したので、併せて変更する。

2. 変更内容

(1) 公共施設の整備計画

- ① 東京都小笠原村父島辺地、策定年度平成19年度～平成23年度(今回策定)の施設名 村道、事業主体名 大村奥村扇浦地域線の

事業費	335,321千円を	334,529千円に
特定財源	225,594千円を	225,042千円に
一般財源	109,727千円を	109,487千円に
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	51,300千円を	51,100千円に

- ② 東京都小笠原村父島辺地、策定年度平成19年度～平成23年度(今回策定)の計の

事業費	3,148,182千円を	3,147,390千円に
特定財源	1,849,879千円を	1,849,327千円に
一般財源	1,298,303千円を	1,298,063千円に
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	1,168,900千円を	1,168,700千円に

- ③ 東京都小笠原村父島辺地、策定年度昭和54年度～平成23年度(全体計画)の施設名 村道、事業主体名 大村奥村扇浦地域線の

事業費	3,330,944千円を	3,330,152千円に
特定財源	2,242,369千円を	2,241,817千円に
一般財源	1,088,575千円を	1,088,335千円に
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	547,300千円を	547,100千円に

- ④ 東京都小笠原村父島辺地、策定年度昭和54年度～平成23年度(全体計画)の計の

事業費	7,352,450千円を	7,351,658千円に
特定財源	4,484,020千円を	4,483,468千円に
一般財源	2,868,430千円を	2,868,190千円に
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	2,054,500千円を	2,054,300千円に

⑤ 東京都小笠原村母島辺地、策定年度平成19年度～平成23年度(今回策定)の
 施設名 村道、事業主体名 沖村地域線の
 事業費 14,595千円を 14,143千円に
 特定財源 9,304千円を 9,033千円に
 一般財源 5,291千円を 5,110千円に

⑥ 東京都小笠原村母島辺地、策定年度平成19年度～平成23年度(今回策定)の
 計の
 事業費 112,216千円を 111,764千円に
 特定財源 9,304千円を 9,033千円に
 一般財源 102,912千円を 102,731千円に

⑦ 東京都小笠原村母島辺地、策定年度昭和54年度～平成23年度(今回策定)の
 施設名 村道、事業主体名 沖村地域線の
 事業費 1,018,407千円を 1,017,955千円に
 特定財源 691,387千円を 691,116千円に
 一般財源 327,020千円を 326,839千円に

⑧ 東京都小笠原村母島辺地、策定年度昭和54年度～平成23年度(今回策定)の
 計の
 事業費 1,791,370千円を 1,790,918千円に
 特定財源 1,036,867千円を 1,036,596千円に
 一般財源 754,503千円を 754,322千円に

(2) 総合整備計画書(父島辺地)

① 辺地の人口 1,994人を1,945人に

② 3. 公共的施設の整備計画の施設名村道、事業主体名扇浦地域線大村奥村地域線の
 の

事業費 335,321千円を 334,529千円に
 特定財源 225,594千円を 225,042千円に
 一般財源 109,727千円を 109,487千円に
 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 51,300千円を51,100千円に

③ 3. 公共的施設の整備計画の合計の

事業費 3,148,182千円を 3,147,390千円に
 特定財源 1,849,879千円を 1,849,327千円に
 一般財源 1,298,303千円を 1,298,063千円に
 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 1,168,900千円を1,168,700千円に

(3) 総合整備計画書 (母島辺地)

① 辺地の人口 435人を452人に

②3. 公共的施設の整備計画の施設名村道、事業主体名沖村地域線の

事業費 14,595千円を 14,143千円に

特定財源 9,304千円を 9,033千円に

一般財源 5,291千円を 5,110千円に

③3. 公共的施設の整備計画の合計の

事業費 112,216千円を 111,764千円に

特定財源 9,304千円を 9,033千円に

一般財源 102,912千円を 102,731千円に

議案第 1 1 号

平成 2 4 年度小笠原村一般会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 1 1 号議案

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 予 算

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
一 般 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 2 4 年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,850,407 千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（村債）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる村債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 村債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高限度額は、300,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成 2 4 年 3 月 8 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 村	税	416,602
	1. 村民税	252,151
	2. 固定資産税	137,495
	3. 軽自動車税	5,354
	4. 村たばこ税	21,601
	5. 特別土地保有税	1
2. 地方譲与税		7,772
	1. 地方揮発油譲与税	2,417
	2. 自動車重量譲与税	5,354
	3. 地方道路譲与税	1
3. 利子割交付金		3,354
	1. 利子割交付金	3,354
4. 配当割交付金		1,635
	1. 配当割交付金	1,635
5. 株式等譲渡所得割交付金		329
	1. 株式等譲渡所得割交付金	329
6. 地方消費税交付金		35,754
	1. 地方消費税交付金	35,754
8. 自動車取得税交付金		4,830
	1. 自動車取得税交付金	4,830
9. 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		141,195
	1. 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	97,149
	2. 施設等所在市町村調整交付 金	44,046
10. 地方特例交付金		2,750

款	項	金 額
	1. 地方特例交付金	2,750
11. 地方交付税		1,304,980
	1. 地方交付税	1,304,980
12. 交通安全対策特別交付金		468
	1. 交通安全対策特別交付金	468
13. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
14. 使用料及手数料		244,039
	1. 使用料	224,343
	2. 手数料	19,696
15. 国庫支出金		366,207
	1. 国庫負担金	37,030
	2. 国庫補助金	249,046
	3. 国庫委託金	80,131
16. 都支出金		866,270
	1. 都負担金	21,916
	2. 都補助金	805,755
	3. 都委託金	38,599
17. 財産収入		36,928
	1. 財産運用収入	36,928
18. 寄附金		1,001
	1. 寄附金	1,001
19. 繰入金		194,382
	1. 特別会計繰入金	28,540
	2. 基金繰入金	165,842
20. 繰越金		6,000

款	項	金 額
	1. 繰 越 金	6,000
21. 諸 収 入		48,910
	1. 延滞金加算金及過料	1
	2. 村 預 金 利 子	102
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,890
	4. 受 託 事 業 収 入	6,848
	5. バ ス 事 業 収 入	4,204
	6. 雑 入	33,865
22. 村 債		167,000
	1. 村 債	167,000
歳 入 合 計		3,850,407

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
01. 議会費		69,860
	01. 議会費	69,860
02. 総務費		1,098,420
	01. 総務管理費	1,048,051
	02. 徴税費	20,262
	03. 戸籍住民基本台帳費	27,274
	04. 選挙費	1,766
	05. 統計調査費	54
	06. 監査委員費	1,013
03. 民生費		540,756
	01. 社会福祉費	345,704
	02. 児童福祉費	193,832
	03. 国民年金費	1,220
04. 衛生費		974,069
	01. 保健衛生費	617,508
	02. 清掃費	303,820
	03. 上水道費	52,741
05. 農林水産業費		57,033
	01. 農業費	14,001
	02. 水産業費	43,032
06. 商工費		171,080
	01. 商工費	171,080
07. 土木費		81,551
	01. 土木管理費	7,929
	02. 道路橋りょう費	53,823
	03. 河川費	1,900

款	項	金額
	04. 都 市 計 画 費	6,294
	05. 公 園 費	11,604
	06. 住 宅 費	1
08. 消 防 費		36,060
	01. 消 防 費	36,060
09. 教 育 費		239,959
	01. 教 育 総 務 費	55,508
	02. 小 学 校 費	66,414
	03. 中 学 校 費	75,581
	04. 社 会 教 育 費	15,555
	05. 保 健 体 育 費	26,901
11. 公 債 費		509,091
	01. 公 債 費	509,091
12. 諸 支 出 金		62,528
	01. 基 金 費	57,527
	02. 諸 費	5,001
13. 予 備 費		10,000
	01. 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,850,407

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域福祉センター指定管理料	平成24年度から 平成26年度まで	37,689 千円
奥村運動場指定管理料	平成24年度から 平成26年度まで	14,871 千円
ローズ記念館指定管理料	平成24年度から 平成26年度まで	9,402 千円

第3表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法 証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
1	診療所整備債	千円 48,600	
2	道路整備債	7,900	
3	臨時財政対策債	110,500	
合 計		167,000	

議案第12号

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第12号議案

平成24年度小笠原村

国民健康保険特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
国民健康保険特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 254,629千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		75,645
	1. 国民健康保険税	75,645
2. 一部負担金		2
	1. 一部負担金	2
3. 使用料及手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		83,091
	1. 国庫負担金	66,437
	2. 国庫補助金	16,654
5. 療養給付費交付金		6,466
	1. 療養給付費交付金	6,466
6. 前期高齢者交付金		2
	1. 前期高齢者交付金	2
7. 都支出金		23,090
	1. 都負担金	16,959
	2. 都補助金	6,131
9. 共同事業交付金		44,845
	1. 共同事業交付金	44,845
10. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
11. 繰入金		21,372
	1. 一般会計繰入金	21,372
12. 繰越金		101
	1. 繰越金	101
13. 諸収入		12
	1. 延滞金加算金及過料	5

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	5
歳 入	合 計	254,629

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		7,538
	01. 総 務 管 理 費	7,468
	02. 徴 税 費	70
02. 保 険 給 付 費		130,991
	01. 療 養 諸 費	107,856
	02. 高 額 療 養 費	16,147
	03. 移 送 費	51
	04. 出 産 育 児 諸 費	6,724
	05. 葬 祭 費	150
	06. 結 核・精 神 医 療 給 付 費	63
03. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		47,956
	01. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	47,956
04. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		9,285
	01. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	9,285
05. 老 人 保 健 拠 出 金		2
	01. 老 人 保 健 拠 出 金	2
06. 介 護 納 付 金		18,451
	01. 介 護 納 付 金	18,451
07. 共 同 事 業 拠 出 金		33,507
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	33,507
08. 保 健 事 業 費		5,795
	01. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,789
	02. 保 健 事 業 費	6
09. 諸 支 出 金		104
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103
	02. 繰 出 金	1

款	項	金額
10. 子 備 費		1,000
	01. 子 備 費	1,000
歲 出	合 計	254,629

議案第13号

平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第13号議案

平成24年度小笠原村

簡易水道事業特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
簡易水道事業特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 838,885千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（村債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる村債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 村債」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
2. 使用料及手数料		89,692
	1. 使用料	89,516
	2. 手数料	176
3. 国庫支出金		349,296
	1. 国庫補助金	349,296
4. 都支出金		169,225
	1. 都補助金	169,225
5. 財産収入		36
	1. 財産運用収入	36
6. 繰入金		68,323
	1. 繰入金	68,323
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		311
	1. 村預金利子	1
	2. 雑収入	310
9. 村債		162,000
	1. 村債	162,000
歳入	合計	838,885

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		110,093
	01. 総 務 管 理 費	110,093
02. 建 設 改 良 費		698,592
	01. 建 設 改 良 費	698,592
03. 公 債 費		28,164
	01. 公 債 費	28,164
04. 諸 支 出 金		36
	01. 基 金 費	36
05. 予 備 費		2,000
	01. 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	838,885

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	
1	建設改良債	千円 162,000	<p>起債の方法</p> <p>証書借入れにより政府その他より起債する。本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。</p> <p>利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> <p>償還の方法</p> <p>政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。</p> <p>その他</p> <p>事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>
合 計		162,000	

議案第14号

平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第14号議案

平成24年度小笠原村

宅地造成事業特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
宅地造成事業特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,748 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2. 事業収入		32,745
	1. 土地売却収入	32,745
3. 繰入金		1
	1. 繰入金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		1
	2. 雑収入	1
歳入合計		32,748

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		4,114
	01. 総 務 管 理 費	4,114
02. 諸 支 出 金		28,534
	01. 繰 出 金	28,534
03. 予 備 費		100
	01. 予 備 費	100
歳 出	合 計	32,748

議案第15号

平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第15号議案

平成24年度小笠原村

介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79,142千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保 險 料		17,199
	1. 介 護 保 險 料	17,199
2. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
3. 国 庫 支 出 金		15,223
	1. 国 庫 負 担 金	13,317
	2. 国 庫 補 助 金	1,906
4. 支 払 基 金 交 付 金		22,994
	1. 支 払 基 金 交 付 金	22,994
5. 都 支 出 金		11,079
	1. 都 負 担 金	10,957
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 都 補 助 金	121
6. 財 産 収 入		7
	1. 財 産 運 用 収 入	7
7. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
8. 繰 入 金		12,529
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	12,525
	2. 基 金 繰 入 金	3
	3. 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	1
9. 繰 越 金		100
	1. 繰 越 金	100
10. 諸 収 入		7
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	3

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 雜 入	3
11. 村	債	1
	1. 財 政 安 定 化 基 金	1
歲 入	合 計	79,142

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		2,881
	01. 総 務 管 理 費	1,451
	02. 介 護 認 定 審 査 会 費	1,430
02. 保 険 給 付 費		74,689
	01. 介 護 サービス等諸費	74,689
03. 地 域 支 援 事 業 費		957
	01. 介 護 予 防 事 業 費	957
04. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
05. 基 金 積 立 金		7
	01. 基 金 積 立 金	7
06. 諸 支 出 金		106
	01. 償 還 金 及 還 付 金	104
	02. 繰 出 金	2
07. 公 債 費		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
08. 予 備 費		500
	01. 予 備 費	500
歳 出	合 計	79,142

議案第16号

平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第16号議案

平成24年度小笠原村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 153,860千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出
予算」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入		26,579
	1. 介護給付費収入	22,312
	2. 予防給付費収入	1,400
	3. 自己負担金収入	2,867
2. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
3. 繰入金		127,277
	1. 一般会計繰入金	127,276
	2. 保険事業勘定繰入金	1
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 村預金利子	1
	2. 雑収入	1
歳入	合計	153,860

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		7,534
	01. 施 設 管 理 費	7,534
02. サ ー ビ ス 事 業 費		145,324
	01. 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 費	145,324
03. 諸 支 出 金		2
	01. 繰 出 金	2
04. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	153,860

議案第17号

平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第17号議案

平成24年度小笠原村

下水道事業特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
下水道事業特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,057千円 と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（村債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる村債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 村債」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
2. 使用料及手数料		38,776
	1. 使用料	38,718
	2. 手数料	58
3. 国庫支出金		29,877
	1. 国庫補助金	29,877
6. 繰入金		128,600
	1. 繰入金	128,600
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		2
	1. 村預金利子	1
	2. 雑収入	1
9. 村債		26,800
	1. 村債	26,800
歳入	合計	224,057

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		75,181
	01. 総 務 管 理 費	75,181
02. 建 設 改 良 費		59,754
	01. 建 設 改 良 費	59,754
04. 公 債 費		88,121
	01. 公 債 費	88,121
05. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
06. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	224,057

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	
1	建設改良債	千円 26,800	起債の方法 証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にか わる村債を起こすこともある。
			<p style="text-align: center;">利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資 金及び公営企業金融公庫資金について、利率 見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)</p> <p>償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、 その融資条件による。</p> <p>その他 事業執行状況その他の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度に繰延起債することも ある。</p>
合 計		26,800	

議案第18号

平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第18号議案

平成24年度小笠原村

浄化槽事業特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
浄化槽事業特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,264 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（村債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる村債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 村債」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及負担金		1
	1. 負担金	1
2. 使用料及手数料		2,758
	1. 使用料	2,746
	2. 手数料	12
3. 国庫支出金		2,625
	1. 国庫補助金	2,625
4. 都支出金		1
	1. 都補助金	1
5. 繰入金		12,361
	1. 繰入金	12,361
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		217
	1. 村預金利子	1
	2. 雑入	216
8. 村債		2,300
	1. 村債	2,300
歳入	合計	20,264

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,369
	01. 総 務 管 理 費	9,369
02. 建 設 改 良 費		5,250
	01. 建 設 改 良 費	5,250
03. 公 債 費		4,644
	01. 公 債 費	4,644
04. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
05. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	20,264

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	
1	建設改良債	千円 2,300	<p>起債の方法</p> <p>証書借入れにより政府その他より起債する。本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。</p> <p>利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> <p>償還の方法</p> <p>政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。</p> <p>その他</p> <p>事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>
合 計		2,300	

議案第19号

平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第19号議案

平成24年度小笠原村

後期高齢者医療特別会計予算

（別紙）

平成24年度小笠原村
後期高齢者医療特別会計予算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,973千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月8日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		6,810
	1. 後期高齢者医療保険料	6,810
2. 繰入金		18,380
	1. 他会計繰入金	18,380
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
4. 諸収入		782
	1. 延滞金加算金及過料	2
	2. 償還金及還付加算金	230
	3. 村預金利子	1
	4. 受託事業収入	547
	5. 雑収入	2
歳入	合計	25,973

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
01. 総務費		7,530
	01. 総務管理費	7,530
02. 広域連合納付金		15,780
	01. 広域連合納付金	15,780
03. 保健事業費		632
	01. 保健事業費	632
04. 保険給付費		300
	01. 葬祭費	300
05. 諸支出金		231
	01. 償還金及還付加算金	230
	02. 繰出金	1
06. 予備費		1,500
	01. 予備費	1,500
歳出	合計	25,973

議案第20号

小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

小笠原村地域福祉センターにかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第14号）第6条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

小笠原村地域福祉センターの指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
小笠原村地域福祉センター
東京都小笠原村父島字奥村

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
東京都小笠原村父島字奥村

- 3 指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

小笠原村地域福祉センターの指定管理者の指定について

小笠原村地域福祉センターの指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名称 小笠原村地域福祉センター
所在地 小笠原村父島字奥村

- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊池 聰彦

- 3 指定管理者指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

1 選定を行った施設

名称 小笠原村地域福祉センター
所在地 小笠原村父島字奥村

2 選定した候補者

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊池 聰彦

3 指定管理者指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集

ア 公募告示 平成23年11月1日 小笠原村告示第23号
イ 周知方法 村民だより11月1日号
ウ 募集期間 平成23年11月1日から平成23年11月11日まで

(2) 候補者の応募状況

1団体 社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

(3) 指定管理者選定委員会の開催

平成24年1月16日

募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定

(4) 選定方法

小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	36	27
村民の平等な使用が確保されること	36	21
施設の効用が最大限に発揮されること	36	18
サービスの向上が図られること	36	18
管理経費の縮減が図られていること	24	12
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	36	25.5
個人情報 that 適正に管理されること	12	6
緊急時等に適切に対処できること	24	14
合計	240	141.5

5 事業計画書による施設管理費（予定額）

- (1) 平成24年度 12,563,000円
- (2) 平成25年度 12,563,000円
- (3) 平成26年度 12,563,000円

※金額は消費税込みの金額である

議案第 21 号

奥村運動場の指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

奥村運動場にかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 14 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

奥村運動場の指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
奥村運動場
東京都小笠原村父島字奥村

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
東京都小笠原村父島字奥村

- 3 指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

奥村運動場の指定管理者の指定について

奥村運動場の指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名称 奥村運動場
所在地 小笠原村父島字奥村

- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊 池 聰 彦

- 3 指定管理者指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

- 1 選定を行った施設
名称 奥村運動場
所在地 小笠原村父島字奥村

- 2 選定した候補者
社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会
代表者 菊池 聰彦

- 3 指定管理者指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

- 4 指定管理者選定の経過
 - (1) 募集
 - ア 公募告示 平成23年11月1日 小笠原村告示第24号
 - イ 周知方法 村民だより11月1日号
 - ウ 募集期間 平成23年11月1日から平成23年11月11日まで

 - (2) 候補者の応募状況
 - 1 団体 社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

 - (3) 指定管理者選定委員会の開催
平成24年1月13日
募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定

 - (4) 選定方法
小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	48	36
村民の平等な使用が確保されること	48	39
施設の効用が最大限に発揮されること	48	29
サービスの向上が図られること	48	29
管理経費の縮減が図られていること	32	22
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	48	37.5
個人情報 that 適正に管理されること	16	11
緊急時等に適切に対処できること	32	22
合計	320	225.5

5 事業計画書による施設管理費（予定額）

(1) 平成24年度 4,956,989円

(2) 平成25年度 4,956,989円

(3) 平成26年度 4,956,989円

※金額は消費税込みの金額である

議案第 22 号

ローズ記念館の指定管理者の指定について（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

ローズ記念館にかかる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小笠原村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 14 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

ローズ記念館の指定管理者について（案）

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
ローズ記念館
東京都小笠原村母島字元地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
小笠原母島観光協会
東京都小笠原村母島字元地
- 3 指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

ローズ記念館の指定管理者の指定について

ローズ記念館の指定管理者を指定するため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

記

- 1 選定を行った施設
名称 ローズ記念館
所在地 小笠原村母島字元地

- 2 選定した候補者
小笠原母島観光協会
会長 平 賀 洋 子

- 3 指定管理者指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

指定管理者候補者選定資料

- 1 選定を行った施設
名称 ロース記念館
所在地 小笠原村母島字元地
- 2 選定した候補者
小笠原母島観光協会
会長 平 賀 洋 子
- 3 指定管理者指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者選定の経過
 - (1) 募集
 - ア 公募告示 平成23年11月1日 小笠原村告示第25号
 - イ 周知方法 村民だより11月1日号
 - ウ 募集期間 平成23年11月1日から平成23年11月11日まで
 - (2) 候補者の応募状況
1 団体 小笠原母島観光協会
 - (3) 指定管理者選定委員会の開催
平成24年1月13日
募集要項及び事業計画書についての説明並びに候補者の決定
 - (4) 選定方法
小笠原村指定管理者選定委員会規則及び小笠原村指定管理者選定要領の規定により、応募団体から提出された事業計画書等の書類審査を行い選定した。

(5) 選定結果

小笠原母島観光協会

審 査 項 目	配点	得点
施設の設置目的に合致した管理運営が行われること	60	57
村民の平等な使用が確保されること	60	48
施設の効用が最大限に発揮されること	60	44
サービスの向上が図られること	60	42
管理経費の縮減が図られていること	40	28
継続して適性に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること	60	46.5
個人情報 that 適正に管理されること	20	13
緊急時等に適切に対処できること	40	28
合計	400	306.5

5 事業計画書による施設管理費（予定額）

- (1) 平成24年度 3,133,268円
- (2) 平成25年度 3,133,268円
- (3) 平成26年度 3,133,268円

※金額は消費税込みの金額である

議案第 23 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成24年4月1日から、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に多摩川衛生組合を加入させるとともに、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の管理者を東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充てるため、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

一部事務組合議会議員の公務上又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、新たな団体を加入させる必要がある。また、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合管理者の選任方法を改正する必要があるため。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年2月29日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「管理者及び」を「管理者は、東京都町村議会議長会会長の職にある者をもって充て、」に改め、同条第4項中「管理者又は」を削る。

別表第1中「西多摩衛生組合」を「西多摩衛生組合 多摩川衛生組合」に改める。

別表第2第2区の項中「湖南衛生組合」を「湖南衛生組合 多摩川衛生組合」に改める。

附 則（平成 年 月 日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

議案第 2 4 号

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

消防団員が火災、捜索等で出動した際の費用弁償について、3 時間を超える場合についての取扱いを定めるため。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村消防団条例（昭和 4 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 を次のように改める。

別表 2

費用弁償

職務	区分	費用弁償額	備考
(1) 火災、風水害及び遭難捜索の場合	1 回につき	3,000 円	左の支給額は、職務に従事した時間が 3 時間までである場合の額とし、職務に従事した時間が 3 時間を超える場合は 3 時間を超える時間 1 時間につき 1,000 円を左の支給額に加算するものとする。 この場合において、当該 3 時間を超える時間に 1 時間に満たない時間があるときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。
(2) 警戒の場合	1 回につき	1,800 円	
(3) 訓練の場合	1 回につき	3,000 円	
(4) 消防機材の定期点検をする場合	1 回につき	1,800 円	
(5) その他(2)、(3)に類する場合	1 回につき	1,800 円	

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 115 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 386 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 156 号）並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号）が平成 23 年 12 月 2 日にそれぞれ公布され、また地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 120 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 392 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 161 号）が平成 23 年 12 月 14 日にそれぞれ公布されたことに伴い、小笠原村村税条例の一部を改正する必要があるため。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の下に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の村民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

（2） 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

（村民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の小笠原村村税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の小笠原村村税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

議案第26号

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、平成24年度から平成26年度までの保険料率等を定めるため小笠原村介護保険条例の一部を改正する。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に、同条第1号及び第2号中「28,260円」を「27,840円」に、同条第3号中「42,390円」を「41,760円」に、同条第4号中「56,520円」を「55,680円」に、同条第5号中「70,650円」を「69,000円」に、同条第6号中「84,780円」を「83,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第3条 令附則第14条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、条例第7条の規定にかかわらず35,078円とする。

2 令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、条例第7条の規定にかかわらず46,210円とする。

議案第27号

小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

父島・母島両簡易水道事業とも料金、給水装置の費用負担、その他の供給条件が同一であることから所要の文言を整理する。

また、給水区域を拡張するに際し、小笠原村給水条例の一部を改正し、対象地域の字名を加える必要があるため。

小笠原村給水条例の一部を改正する条例(案)

小笠原村給水条例(平成10年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小笠原村父島簡易水道事業及び小笠原村母島簡易水道事業の給水について」を「小笠原村（以下「村」という。）の水道」に改める。

第2条第1号中「小笠原村父島簡易水道事業」を「父島」に改め、「小曲」の次に「・北袋沢」を加え、同条第2号中「小笠原村母島簡易水道事業」を「母島」に改め、「大谷」の次に「・評議平」を加える。

第5条中「小笠原村（以下「村」という。）」を「村」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 28 号

東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

題名及び条文の一部を変更するため。

東京都小笠原村財政調整基金設置条例の一部を改正する条例（案）

東京都小笠原村財政調整基金設置条例（昭和 49 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小笠原村財政調整基金条例

第 1 条中「東京都小笠原村財政調整基金」を「小笠原村財政調整基金」に改める。

第 5 条第 5 号中「東京都小笠原村債」を「小笠原村債」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

題名及び条文の一部の変更並びに基金の処分条項を追加する必要性が生じたため。

東京都小笠原村減債基金条例の一部を改正する条例（案）

東京都小笠原村減債基金条例（昭和 55 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小笠原村減債基金条例

第 4 条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において村債の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限の満了に伴う村債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において村債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う村債の償還に充てるとき。
- (4) 村債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のための発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例(案)

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

題名及び条文の一部の変更並びに基金の処分条項を追加する必要が生じたため。

東京都小笠原村公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例(案)

東京都小笠原村公共施設等整備基金条例（昭和54年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

小笠原村公共施設等整備基金条例

第1条中「東京都小笠原村公共施設等整備基金」を「小笠原村公共施設等整備基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

題名及び条文の一部の変更並びに繰替運用及び基金の処分条項を追加する必要があるため。

東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例の一部を改正する条例（案）

東京都小笠原村役場庁舎建設基金条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

小笠原村役場庁舎建設基金条例

第1条中「東京都小笠原村役場」を「小笠原村役場」に、「東京都小笠原村役場庁舎建設基金」を「小笠原村役場庁舎建設基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（繰替運用）

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

題名及び条文の一部の変更並びに基金の処分条項を追加する必要が生じたため。

東京都小笠原村災害対策基金条例の一部を改正する条例（案）

東京都小笠原村災害対策基金条例（昭和 5 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

小笠原村災害対策基金条例

第 1 条中「東京都小笠原村」を「小笠原村」に、「東京都小笠原村災害対策基金」を「小笠原村災害対策基金」に改める。

第 4 条中「東京都小笠原村一般会計歳入歳出予算」を「小笠原村一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

基金の処分条項を追加する必要があるため。

小笠原村霊園基金条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村霊園基金条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

基金の処分条項を追加する必要があるため。

小笠原村観光振興基金条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村観光振興基金条例（平成 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

題名及び条文の一部を変更するため。

東京都小笠原村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例（案）

東京都小笠原村簡易水道事業基金設置条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小笠原村簡易水道事業基金条例

第1条中「東京都小笠原村簡易水道事業」を「小笠原村簡易水道事業」に、「東京都小笠原村簡易水道事業基金」を「小笠原村簡易水道事業基金」に改める。

第4条中「東京都小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」を「小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共施設の総合整備計画（平成20年度～平成24年度）（案）

上記の議案を提出する。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公共施設の整備計画

(千円)

辺地名	策定年度	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業費の予定額	事業内容	
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源			
東京都小笠原村父島辺地	平成20年度 ～ 平成24年度	村道	大村奥村扇浦地域線	298,184	201,872	96,312	59,000	改修895m、その他	
		教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅 診療所備品	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅 診療所備品	- - - - 1,334,371 528,201 211,167 33,960	- - - - 991,507 324,098 103,150 16,980	- - - - 342,864 204,103 108,017 16,980	- - - - 326,700 191,400 104,600 16,900	- - - - 用地買収及び造成、建物設計、建設工事 建物実施設計、用地造成工事、建設工事 用地造成工事、建設工事 CT装置整備	
	(今回策定)		計	2,405,883	1,637,607	768,276	698,600		
	昭和54年度 ～ 平成24年度	村道	大村奥村扇浦地域線	3,330,152	2,241,817	1,088,335	547,100	改修10,397m、その他	
		教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅 診療所備品	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所建物 福祉施設建物 看護師住宅 診療所備品	235,354 210,731 524,840 621,593 1,598,240 619,581 211,167 33,960	142,927 104,700 1,450 274,138 1,185,498 369,788 103,150 16,980	92,427 106,031 463,390 347,455 412,742 249,793 108,017 16,980	75,600 65,800 403,000 224,800 396,400 237,000 104,600 16,900	9戸 グランド、テニスコート3面、ゲートボールコート1面、その他 親戚1、孤児子局10、デジタル化整備 基幹情報システム、告知端末 用地買収及び造成、建物設計、建設工事 建物実施設計、用地造成工事、建設工事 用地造成工事、建設工事 CT装置整備	
	(全体計画)		計	7,385,618	4,500,448	2,885,170	2,071,200		
	東京都小笠原村母島辺地	平成20年度 ～ 平成24年度	村道	沖村地域線	14,143	9,033	5,110	0	
			教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所備品	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所備品	- - - - - 91,568 105,711	- - - - - 59,801 68,834	- - - - - 31,767 36,877	- - - - - 31,700 31,700	- - - - - X線装置、CT装置整備
		(今回策定)		計	1,017,955	691,116	326,839	172,100	改修3,302m、その他
		昭和54年度 ～ 平成24年度	村道	沖村地域線	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
			教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所備品	教職員住宅 社会体育施設 防災無線 情報通信基盤 診療所備品	424,178 141,812 151,973 91,568 1,882,486	210,733 25,756 72,325 59,801 1,096,397	213,445 116,056 79,648 31,767 786,089	184,900 92,000 68,900 31,700 567,100	グランド、テニスコート2面、その他 母島1、孤児子局3、デジタル化整備 基幹情報システム、告知端末 X線装置、CT装置整備
		(全体計画)		計	1,882,486	1,096,397	786,089	567,100	

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 1,952人：面積 23.80km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼るという状況に置かれているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。

父島辺地地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)や防災無線・情報通信環境の整備を推進し、さらに住民福祉の向上のため診療所、福祉施設、看護師住宅等の公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

施設名		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		事業主体名	地域		特定財源	一般財源	
村道	大	属	浦奥村	298,184		201,872	96,312
診療所建物	診療所	建物		1,334,371		991,507	342,864
福祉施設建物	福祉施設	建物		528,201		324,098	204,103
看護師住宅	看護師住宅			211,167		103,150	108,017
診療所備品	診療所備品			33,960		16,980	16,980
合計				2,405,883		1,637,607	768,276

平成20年度から平成24年度まで5年間 (千円)

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 455人 : 面積 20.21km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数
345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地区は、父島辺地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づき各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。

母島辺地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備や情報通信環境の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

施設名		区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
		事業主体名	地域		特定財源	一般財源	
村道	沖	母島	線	14,143	9,033	5,110	0
診療所備品	診療所	備品		91,568	59,801	31,767	31,700
合計				105,711	68,834	36,877	31,700

平成20年度から平成24年度まで5年間 (千円)

議案第37号

東京都島嶼町村一部事務組合格約の一部を改正する規約（案）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、東京都島嶼町村一部事務組合格約(昭和26年9月26日東京都知事許可)の一部を、別紙のとおり改正したいので議決を求める。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

新・島嶼会館建設に伴い、事務所の位置を変更するため、東京都島嶼町村一部事務組合格約（昭和26年9月26日東京都知事許可）の一部を改正する必要があるため。

東京都島嶼町村一部事務組合格約の一部を改正する規約

東京都島嶼町村一部事務組合格約（昭和26年9月26日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「4番7号」を「14番1号」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

議案第38号

東京都後期高齢者広域連合規約の一部を変更する規約（案）

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

平成24年1月11日の東京都後期高齢者医療広域連合協議会において、経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することについて、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の変更（案）について了承された。

本規約の変更にあたっては、地方自治法に基づき各区市町村議会の議決を経る必要があるため。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分 ^{てん} 相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。

- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

同意第1号

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

上記について同意されたい。

平成24年3月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき下記のとおり選任する。

記

氏 名	住 所	職 業
小 高 常 義	小笠原村母島字元地	会社員
菊 池 聰 彦	小笠原村父島字東町	会社役員
金 子 隆	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住1-104	会社役員

発議第1号

第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック
競技大会の東京誘致に関する決議(案)

小笠原村議会会議規則第14条の規定に基づき、上記議案を提出する。

平成24年3月23日

小笠原村議会議長
佐々木幸美 殿

提出者

小笠原村議会議員

鯉江 満

稲垣 勇

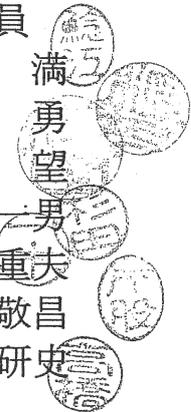
池田 望

杉田 一男

一木重夫

片股敬昌

高橋研史



第32回オリンピック競技大会及び第16回 パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議（案）

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会は、スポーツを通じて国際平和の実現に大きく貢献する、世界最大規模のスポーツの祭典である。

1964年の第18回オリンピック東京大会は、わが国の戦後復興の象徴として開催され、多くの国民に感動と自信を与え、生まれ変わった首都東京の姿を世界にアピールした。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大津波による自然災害や原子力発電所事故等、未曾有の複合災害を引き起こし、わが国に甚大なる被害をもたらした。

こうした中、2020年に東京でオリンピック、パラリンピックを開催することは、東日本大震災からの復興へ向けて歩む人々を勇気づけ、大きな力となると確信している。また、9年後に輝きを取り戻した日本の姿を世界に示すことは、大震災に際して世界中から寄せられた多大な支援に対し感謝の気持ちを伝える絶好の機会となる。

また、小笠原村にとっても、東京でのオリンピック、パラリンピック開催は、世界自然遺産登録の「地」並びに平和都市宣言の自治体であることを国内外に広くアピール出来る機会になると同時に、産業・観光への波及効果も期待される。

よって、小笠原村議会は、2020年開催の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月23日

小笠原村議会

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

1. 東京都町村議会議長会主催「議員講演会」出席及び要望活動

- 1) 派遣目的 議員活動の一助とするため、専門家による講演会に出席するとともに都議会・国会議員等へ小笠原諸島振興開発特別措置法延長に向けた要望活動を行うため
- 2) 派遣場所 都内（ホテルフロラシオン青山、都議会議員控室、国会議員会館）
- 3) 派遣期間 平成 24 年 5 月 5 日(土)～5 月 14 日(月)
- 4) 派遣議員 佐々木幸美、鯉江満、稲垣勇、池田望、杉田一男、一木重夫、片股敬昌、高橋研史

2. 第 73 回「黒船祭」出席

- 1) 派遣目的 ペリー艦隊の来航を通じて当村と縁のある下田市並びに黒船祭に出席する関係者との交流を図るため
- 2) 派遣場所 静岡県下田市
- 3) 派遣期間 平成 24 年 5 月 15 日(火)～5 月 20 日(日)
- 4) 派遣議員 鯉江満

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
片股敬昌議員	1 ビジターセンターの案内板と駐車場について 2 アオウミ亀の産卵時期における砂浜の対応について 3 漂流ゴミの回収について 4 財政の健全化と高齢者が地方で安心して暮らせる配慮を
鯨江 満議員	1 地場産業の振興について 2 若者支援について
一木重夫議員	1 公務員制度改革について 2 環境保全について 3 観光振興について
稲垣 勇議員	1 おがさわら丸ドック中の代替船について 2 シロアリ対策について
高橋研史議員	1 震災に伴うガレキ処理について 2 小笠原観光局の運用状況について
杉田一男議員	1 所信表明について 2 分譲地について 3 旧赤間ホテル跡について
池田 望議員	世界自然遺産登録後の公共工事の進め方について 村の基本方針を伺いたい。

